



関東食料・農業・農村をめぐる事情

関東農政局



令和5年度版

農林水産省

【表紙の写真】

令和5年度農林水産業のいとなみと鉄道フォトコンテスト入選作品集

* 詳しい内容はこちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/press/kikaku/240229.html>



【利用上の注意点】

「関東」とは、関東農政局が管轄する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県である。

目次

第1部 関東管内の食料・農業・農村の現状	
1 関東管内の農業の特徴	01
2 関東農業に係る指標	02
3 国内最大の食料消費地	03
4 気候等の自然条件	04
5 主要農畜産物の生産等の状況	05
6 食料の販売環境、物流等の状況	07
7 農業経営体の状況	09
8 農地の状況	10
第2部 主要課題に係る関東管内の取組	
第1章 食糧安全保障の確保	
第1節 円滑な食品アクセスの確保	
1 現状の課題と政策の方向	11
2 関東管内の取組状況	
(1) フードバンク活動の支援	11
(2) 子ども食堂の支援	12
第2節 新たな価値の創出による需要の開拓	
1 現状の課題と政策の方向	13
2 関東管内の取組状況	
(1) 食品産業の競争力の強化	13
(2) 食品流通の合理化	14
第3節 グローバルマーケットの戦略的な開拓	
1 現状の課題と政策の方向	16
2 関東管内の取組状況	
(1) 農林水産物・食品の輸出促進に向けた環境の整備	16
(2) 主な輸出重点品目の取組状況	18
第4節 消費者と食・農とのつながりの深化	
1 現状の課題と政策の方向	20
2 関東管内の取組状況	
(1) 食育の推進	20
(2) 地産地消の推進	22
(3) 消費者と生産者の関係強化	23
第2章 環境と調和のとれた食料システムの確立	
第1節 みどりの食料システム戦略の推進	
1 現状の課題と政策の方向	24
2 関東管内の取組状況	
(1) みどり戦略の推進	24
(2) グリーンな栽培体系への転換	29
(3) 有機農業の拡大に向けた施策の展開	31
(4) 環境保全型農業の推進	34
(5) 若者世代への理解浸透	36

第2節 バイオマスや再生可能エネルギーの利活用の推進

1	現状の課題と政策の方向	40
2	関東管内の取組状況	
	(1) バイオマスの利活用の推進	40
	(2) 再生可能エネルギーの利活用の推進	41

第3節 持続可能な食品産業への転換と消費者の理解醸成の促進

1	現状の課題と政策の方向	42
2	関東管内の取組状況	
	(1) 持続可能な食品産業への転換	42
	(2) ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立	45
	(3) 食品ロスの削減の推進	46
	(4) 消費者の環境や持続可能性への理解醸成	47

第3章 農業の持続的な発展

第1節 力強く持続可能な農業構造の実現に向けたにない手の育成・確保

1	現状の課題と政策の方向	48
2	関東管内の取組状況	
	(1) 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し	48
	(2) 経営継承や新規就農、人材育成・確保等	51
	(3) 女性が活躍できる環境整備	52

第2節 生産現場を支える多様な農業人材や主体の活躍

1	現状の課題と政策の方向	54
2	関東管内の取組状況	
	多様な農業人材の育成・確保	54

第3節 農業経営の安定化に向けた取組の推進

1	現状の課題と政策の方向	55
2	関東管内の取組状況	
	経営所得安定対策の着実な実施	55

第4節 担い手への農地集積・集約化と農地の確保

1	現状の課題と政策の方向	56
2	関東管内の取組状況	
	(1) 農地の集積・集約化の推進	56
	(2) 地域計画の策定の推進	57

第5節 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備

1	現状の課題と政策の方向	58
2	関東管内の取組状況	
	(1) 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備	58
	(2) 農業水利施設の戦略的な保全管理	60

第6節 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

1	現状の課題と政策の方向	63
2	関東管内の取組状況	
	(1) 需要に応じた生産の推進と流通・加工の合理化	63
	(2) 畜産・酪農の経営安定を通じた生産基盤の強化	63
	(3) 新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化	66

(4) 米政策改革の着実な推進	70
(5) 麦・大豆の需要に応じた生産の更なる拡大	70
(6) GAP(農業生産工程管理)の推進	74
(7) 効果的な農作業安全対策の展開	76

第7節 スマート農業技術等の活用による生産・流通現場のイノベーションの促進

1 現状の課題と政策の方向	78
2 関東管内の取組状況	
(1) スマート農業技術の活用の推進	78
(2) 農業施策の展開におけるデジタル化の推進	79

第8節 知的財産の保護・活用の推進

1 現状の課題と政策の方向	80
2 関東管内の取組状況	80

第9節 農業生産資材の安定確保と国産化の推進

1 現状の課題と政策の方向	82
2 関東管内の取組状況	
(1) 肥料価格高騰対策と、国内肥料資源の活用拡大	83
(2) 関東農政局管内における汚泥肥料の活用推進プロジェクト検討会	84
(3) 配合飼料価格高騰緊急対策事業	85

第10節 動植物防疫措置の強化

1 現状の課題と政策の方向	86
2 関東管内の取組状況	
(1) 家畜防疫の推進	86
(2) 植物防疫の推進	88

第4章 農村の振興

第1節 農村における所得と雇用機会の確保

1 現状の課題と政策の方向	90
2 関東管内の取組状況	
(1) 農泊の推進	90
(2) 農福連携の推進	92

第2節 農村を支える新たな動きや活力の創出

1 現状の課題と政策の方向	95
2 関東管内の取組状況	
(1) 都市と農山漁村の交流の推進	95
(2) 農村の魅力の発信	98

第3節 多面的機能の発揮と末端農業インフラの保全管理

1 現状の課題と政策の方向	100
2 関東管内の取組状況	
日本型直接支払の実施	100

第4節 中山間地域の農業の振興と都市農業の推進

1 現状の課題と政策の方向	103
2 関東管内の取組状況	
(1) 中山間地域農業の振興	103
(2) 多様な機能を有する都市農業の振興	106

第5節 鳥獣被害対策とジビエ利活用の促進

1	現状の課題と政策の方向	108
2	関東管内の取組状況	
	(1) 鳥獣被害対策等の推進	108
	(2) ジビエ利活用の拡大	109

第5章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等

防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え

1	現状の課題と政策の方向	111
2	関東管内の取組状況	
	(1) 大規模自然災害に対応した農業水利施設の整備等による防災・減災力の強化	111
	(2) 防災重点農業用ため池の防災工事等の推進	112

巻末参考

1	令和4（2022）年度表彰受賞者等のリスト（関東管内）	113
2	農業遺産の認定地域等のリスト（関東管内）	117
3	地理的表示（GI）の登録状況（関東管内）	119
4	指定棚田地域及び指定棚田地域振興活動計画（関東管内）	120
5	「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」認定リスト（関東管内）	121

第 1 部

関東管内の食料・農業・農村の現状

1 関東管内の農業の特徴

関東管内の総面積は582万ha で全国の15.4%を占める。このうち、耕地面積は75万ha で全国の17.4%を占める。

地勢は、主に、

ア 1都6県に広がる日本最大の平野・関東平野とその周辺産地

イ 高冷地・準高冷地からなる長野県や山梨県

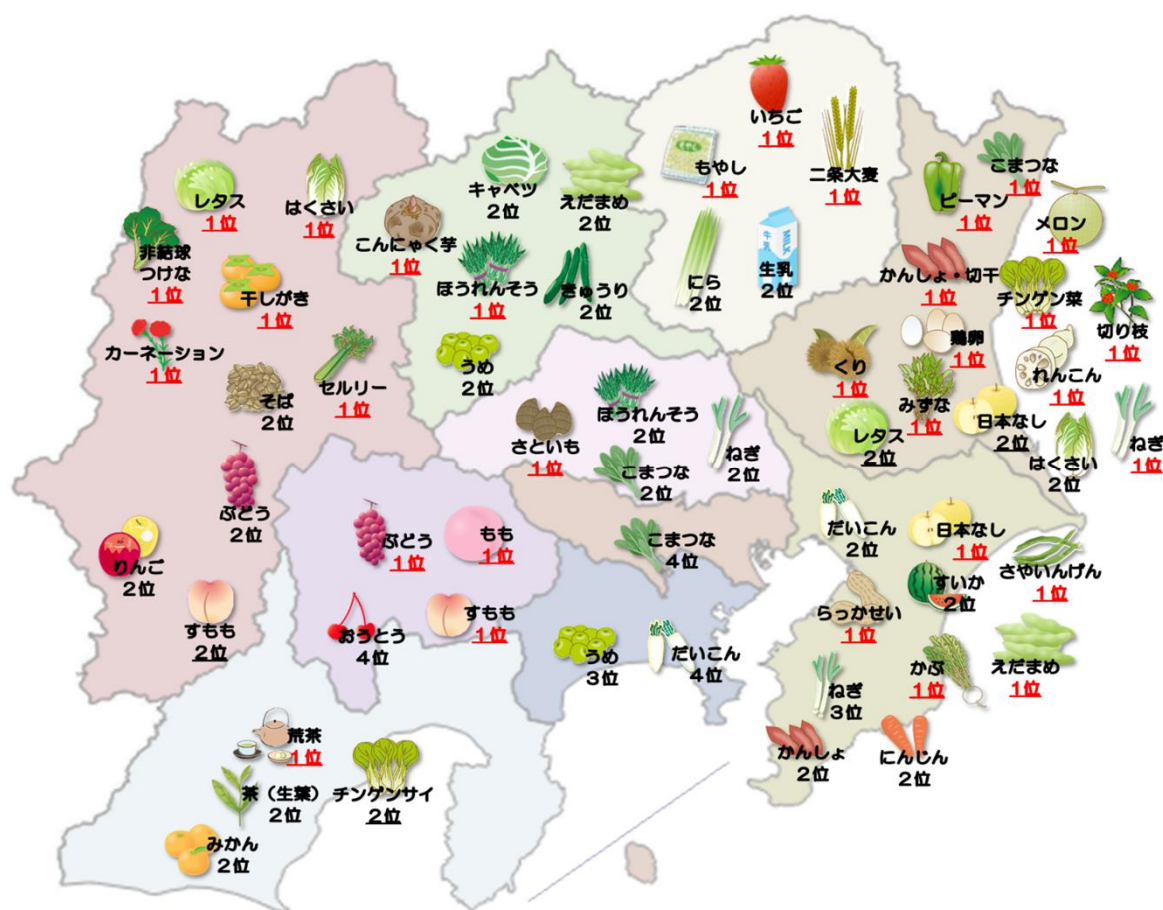
ウ 比較的温暖な静岡県（特に沿岸地域）や伊豆大島、八丈島等の島嶼部

から構成され、多様な気候・生育条件の下、地の利を生かした多彩な農業が展開されている。

日本最大の食料消費地である関東では、アクセスのしやすさを生かし、鮮度が求められる野菜、果実、花き等の生産や、豚肉・鶏卵などの畜産物の生産が盛ん。

大消費地に近い恵まれた立地や多様な需要に応じた生産を行える地域である有利性を生かし、農業産出額は2兆2千億円と、全国の約1/4を占める。

【図表1-1-1】食料品関連事業所数（各都道府県平均）



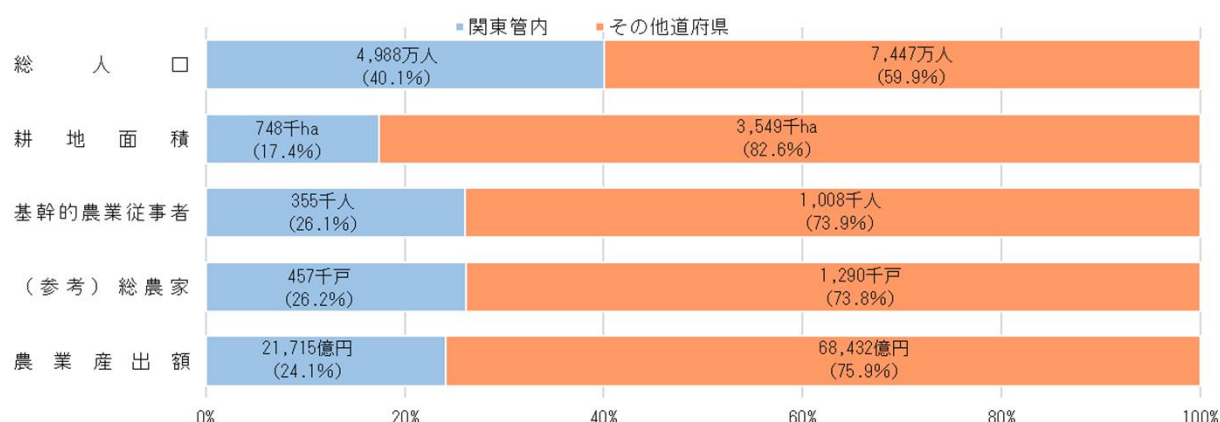
資料：総務省「令和4年生産農業所得統計」

2 関東管内の農業に係る指標

総人口 : 4,988万人
 耕地面積 : 748千ha
 基幹的農業従事者 : 355千人
 (参考) 総農家 : 457千戸
 農業産出額 : 21,715億円

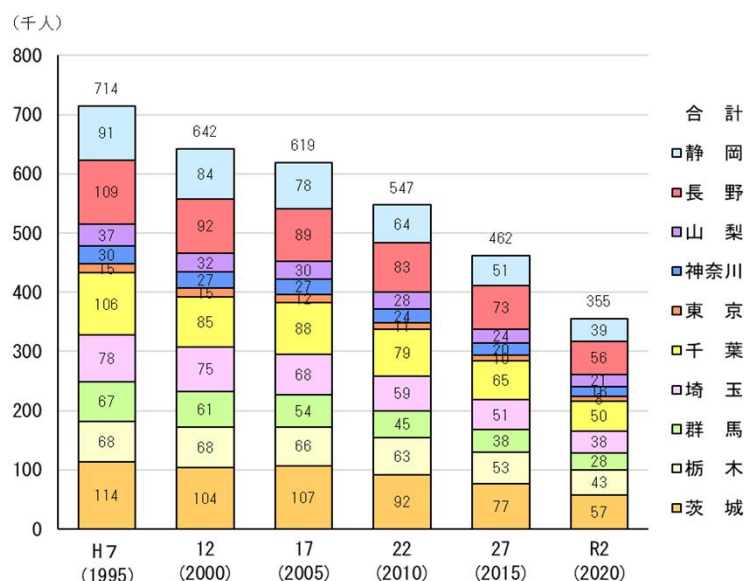
日本の総人口 (12,435万人) の40.1%
 日本全体の耕地面積 (4,297千ha) の17.4%
 日本の基幹的農業従事者 (1,363千人) の26.1%
 日本の総農家数 (1,747千戸) の26.2%
 日本の農業産出額 (90,147億円) の24.1%

【図表1-2-1】 関東管内の農業に係る指標



資料：総務省「令和5年人口推計」、農林水産省「令和5年耕地及び作付面積統計」、「2020年農林業センサス」、「令和4年生産農業所得統計」
 注：「耕地面積」は、田と畑の合計。

【図表1-2-2】 都県別基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

記載上の注意点

- 1：「関東管内」とは、関東農政局が管轄する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県県の総称で、「その他道府県」とは関東管内を除いた37道府県を指す。
- 2：「生産農業所得統計」の農業産出額について、
 - 1) 全国及び関東管内の産出額は都道府県値を積み上げたものである。
 - 2) 統計数値については、表示未満の数値を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 - 3) グラフの()内の値は構成比である。
 - 4) 構成比については、表示未満の数値で算出しているため、表示上の数値で算出した構成比と一致しない場合がある。

3 国内最大の食料消費地

関東農政局管内の1都9県は、日本の人口の4割を占める国内最大の食料消費地。
訪日外国人の40～50%は成田空港又は羽田空港から入国。この動向も管内の食料消費に影響。

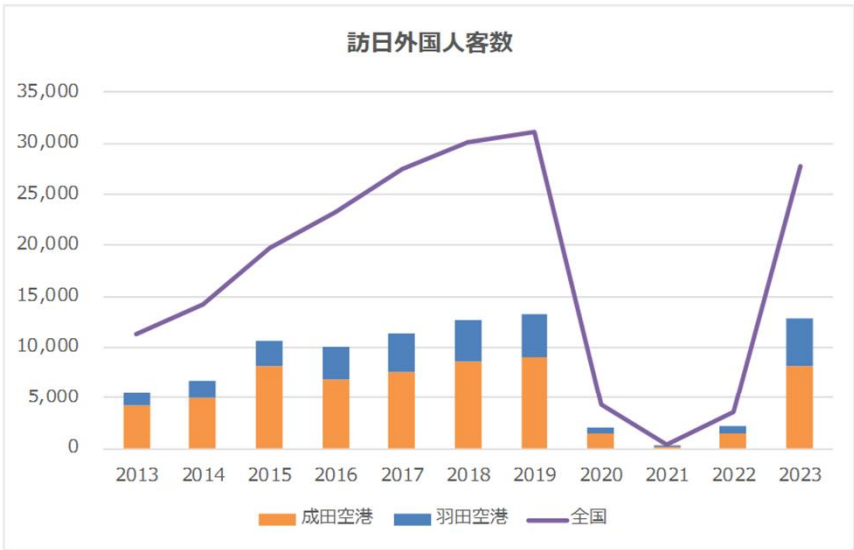
【図表1-3-1】 都県別人口

単位：万人

	総人口（10月 1 日現在）			
	H22 (2010)	27 (2015)	R2 (2020)	5 (2023)
茨 城	297	292	287	283
栃 木	201	197	193	190
群 馬	201	197	194	190
埼 玉	720	727	735	733
千 葉	622	622	628	626
東 京	1,316	1,352	1,405	1,409
神奈川	905	913	924	923
山 梨	86	84	81	80
長 野	215	210	205	200
静 岡	377	370	363	356
関 東 (割合)	4,938 (38.6%)	4,963 (39.0%)	5,014 (39.8%)	4,988 (40.1%)
全 国	12,806	12,710	12,615	12,435

資料：総務省「国勢調査10月 1 日現在 総人口」、「令和 5 年人口推計 10月1日現在 総人口」

【図表1-3-2】 訪日外国人客数



(単位: 千人)

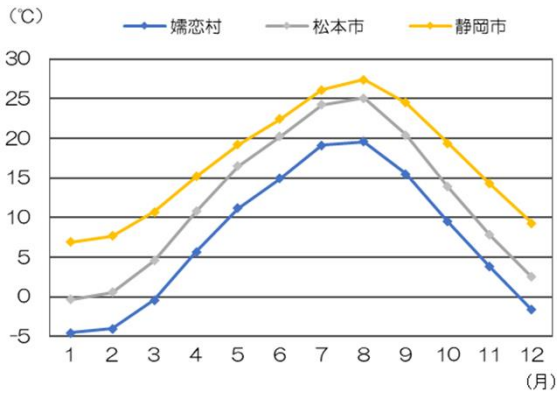
年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
全国	11,255	14,150	19,688	23,219	27,429	30,102	31,187	4,307	353	3,647	27,825
成田空港	4,263	4,932	8,118	6,822	7,639	8,563	8,979	1,461	214	1,516	8,195
羽田空港	1,293	1,752	2,486	3,264	3,746	4,082	4,288	635	82	687	4,610
関東シェア(%)	49	47	44	43	42	42	43	49	84	60	46
(参考) 関西空港	2,323	3,170	5,008	6,087	7,160	7,646	8,378	1,011	41	790	7,216

出典：法務省出入国在留管理庁「出入国管理統計」 関東農政局企画調整室データを抽出。

4 気候等の自然条件

地形の条件や海洋の影響などの要素が相まって、関東管内の気候は多様性に富むものとなっている。年間を通じて温暖な地域、夏季でも冷涼な地域、気温の日較差・年較差が大きく日照時間が長い地域など地域によって気候条件が異なっている。

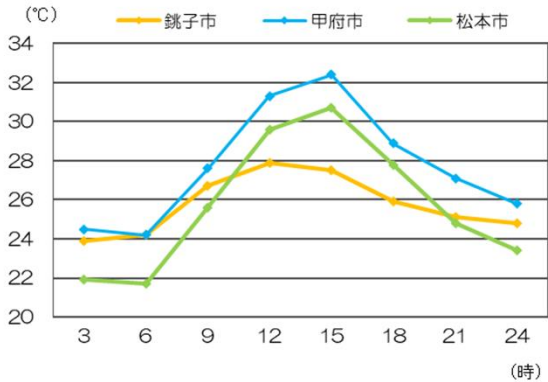
【図表1-4-1】 平年の月平均気温の推移



	嬬恋村	松本市	静岡市
平均気温	7.4℃	12.2℃	16.9℃
(標高)	1,230m	610m	14m

資料：気象庁「アメダス」

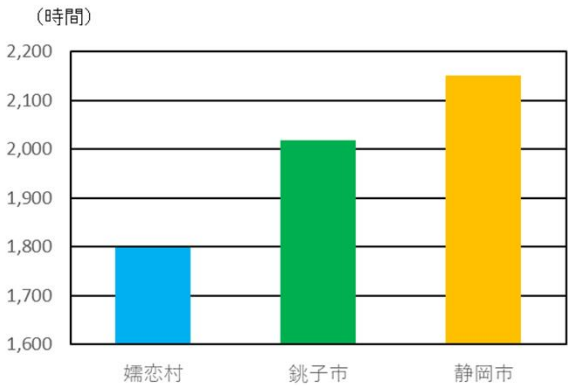
【図表1-4-2】 平年の8月10日の気温の推移



	銚子市	甲府市	松本市
日較差	4.0℃	8.2℃	9.0℃
(標高)	20m	273m	610m

資料：気象庁「アメダス」

【図表1-4-3】 平年の年間日照時間（時間）



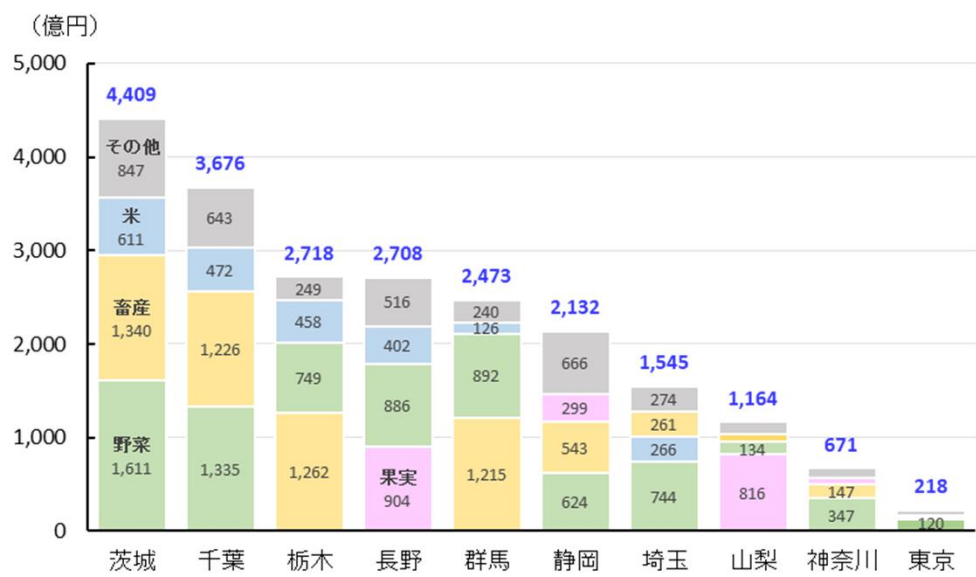
	嬬恋村	銚子市	静岡市
年間日照時間	1,798時間	2,018時間	2,152時間
(標高)	1,230m	20m	14m

資料：気象庁「アメダス」
注：「平年値」は、平成3年（1991年）から令和2年（2020年）の30年間の平均値。
3つの地点について、最上位・最下位・平均の地点を取っている。

5 主要農畜産物の生産等の状況

関東管内の農業産出額（令和4（2022）年）は2兆1,715億円と全国の4分の1を占める。
関東管内は、多様な気候・生育条件のもと、野菜、畜産、米、果実等それぞれ全国の中で主
要な生産地となっており、多様な農業が営まれている。
一方で天候に左右されずに新鮮な野菜等を身近に供給できる施設として、植物工場（人工光
型、太陽光型、併用型）の約4分の1が関東管内に設置されている。

【図表1-5-1】 農業産出額（令和4（2022）年）



資料：農林水産省「令和4年生産農業所得統計」

【図表1-5-2】 関東各都県の農業産出額の全国順位（令和4（2022）年）

		単位：%									
		農業産出額	米	麦類	野菜	果実	花き	工芸農作物	生乳	豚	鶏卵
構成比	全国	100	15.5	0.7	24.8	10.3	3.9	1.7	8.8	7.5	6.3
	関東	100	12.0	0.4	34.3	11.6	5.2	1.0	6.4	8.2	7.9
関東の全国シェア		24.1	18.5	13.1	33.4	27.4	32.0	14.6	17.5	26.4	29.9
全国順位	1	北海道	新潟	北海道	北海道	青森	愛知	北海道	北海道	鹿児島	茨城
	2	鹿児島	北海道	栃木	茨城	長野	千葉	鹿児島	栃木	北海道	鹿児島
	3	茨城	秋田	福岡	千葉	山梨	福岡	沖縄	熊本	宮崎	岡山
	4	千葉	山形	佐賀	熊本	山形	静岡	岡山	岡山	群馬	千葉
	5	熊本	宮城	群馬	馬場	愛知	山梨	長野	熊本	千葉	葉山
	6	宮崎	茨城	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬
	7	青森	福島	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉
	8	愛知	千葉	三重	三重	三重	三重	三重	三重	三重	三重
	9	栃木	岩手	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本	熊本
	10	長野	長野	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山	岡山

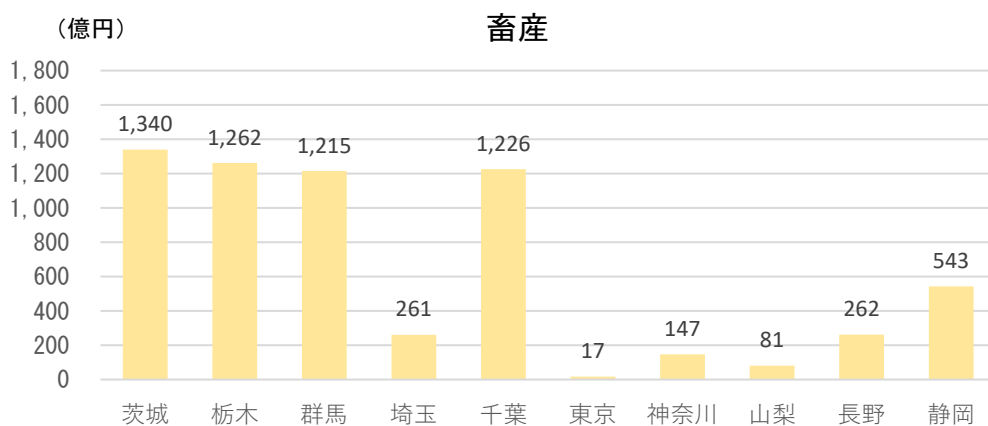
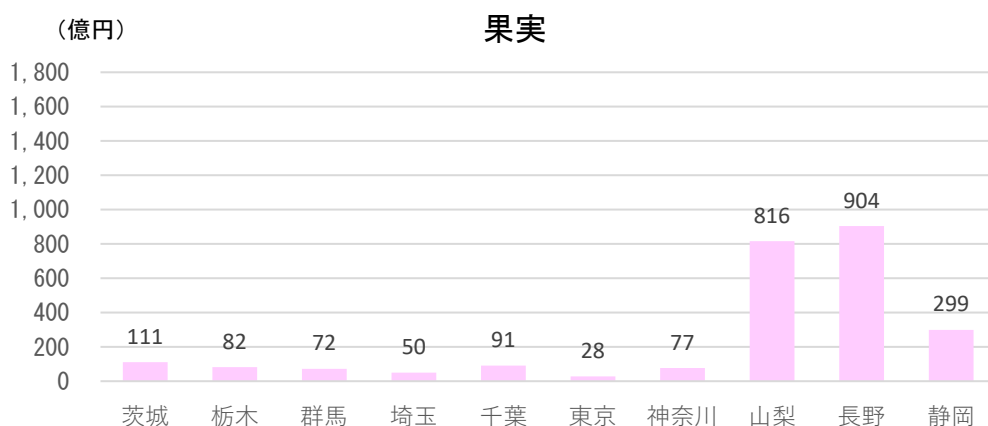
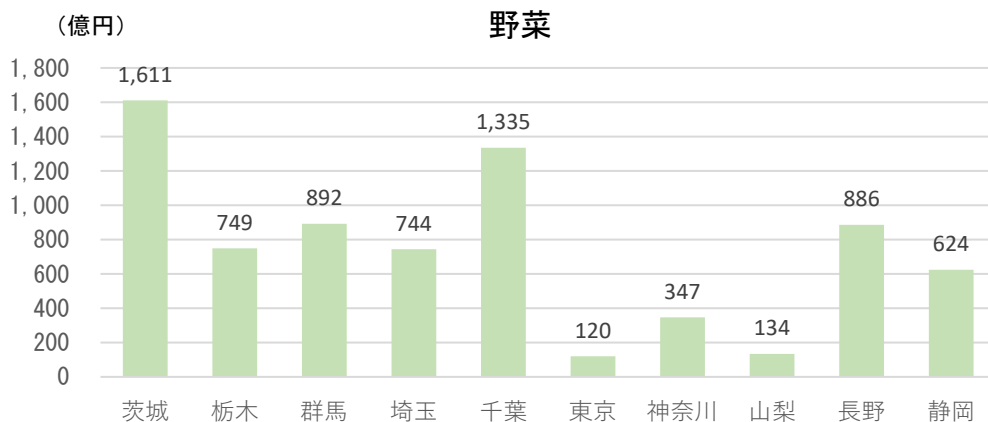
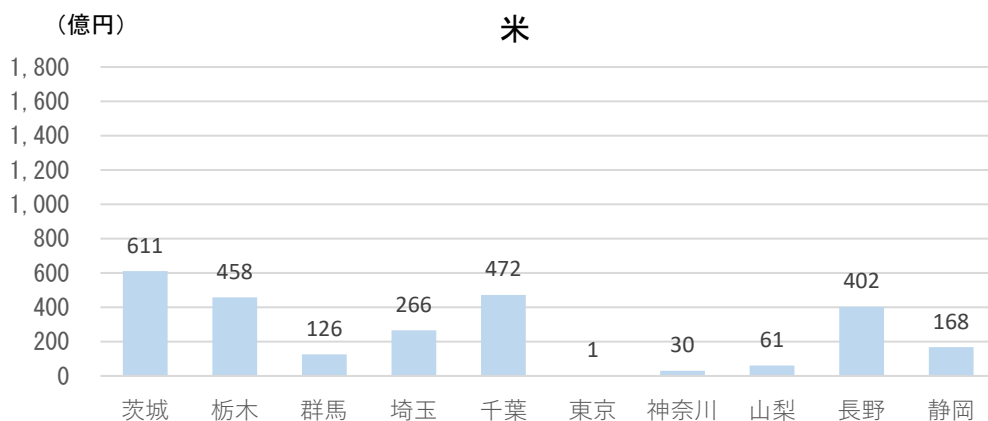
資料：農林水産省「令和4年生産農業所得統計」

【図表1-5-3】 関東管内植物工場数

年	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡	関東局	全国
2021	16	8	6	8	18	12	11	10	11	14	114	390
2022	17	7	6	7	18	14	9	8	11	13	110	404
2023	20	8	5	12	20	11	9	7	10	19	121	424
2024	20	10	4	9	22	16	10	7	9	22	129	432

資料：一般社団法人日本施設園芸協会「大規模施設園芸・植物工場実態調査」
太陽光型植物工場（概ね1ha以上の養液栽培施設）、太陽光・人工光併用型植物施設、人工光型施設のリスト掲載数

【図表1-5-4】 令和4（2022）年農業産出額



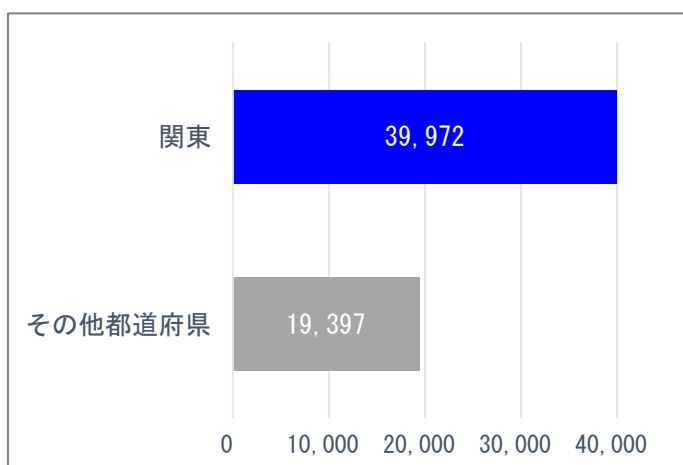
資料：農林水産省「令和4年生産農業所得統計」

6 食料の販売環境、物流等の状況

○ 主要都市の大多数は、大消費地である東京から200km圏内に集中

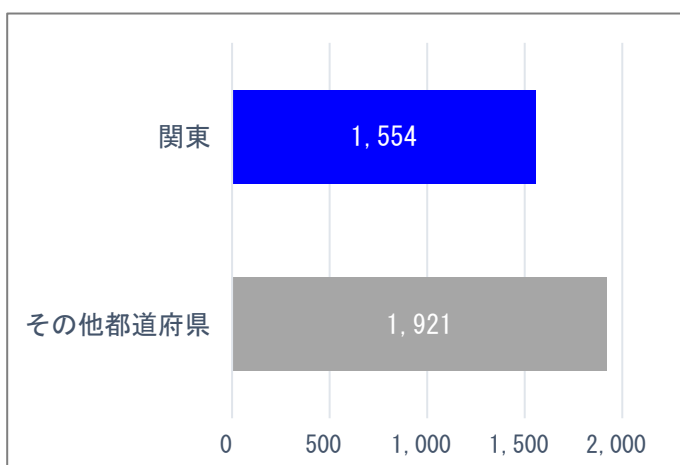
関東は鉄道網、道路網が発達するとともに、大規模な空港、港湾が整備され、物流面での条件は他の地域よりも有利である。都市部と農村地域の経路上には、多くの農産物直売所や観光農園が存在。大消費地を中心に多数の食料品関連事業所や教育機関が存在しており、産地と連携した食育等も盛んに行われている。

【図表1-6-1】 食料品関連事業所数（各都道府県平均）



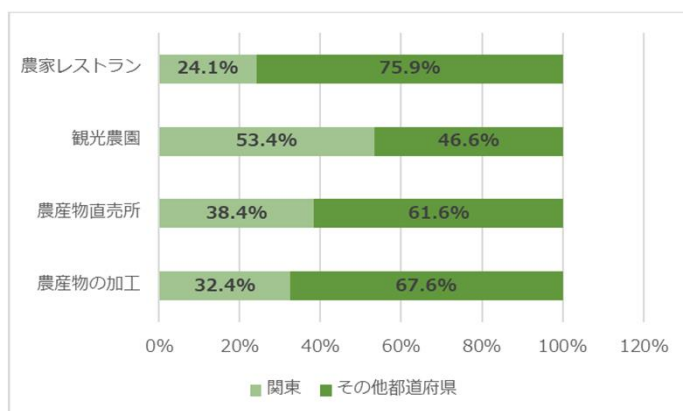
資料：総務省「平成26年経済センサス基礎調査結果」
注：「食料品関連事業所」とは、「経済センサス」の産業分類における、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービスを営む事業所を指す。

【図表1-6-2】 食育活動の推進に係るネットワーク会員数

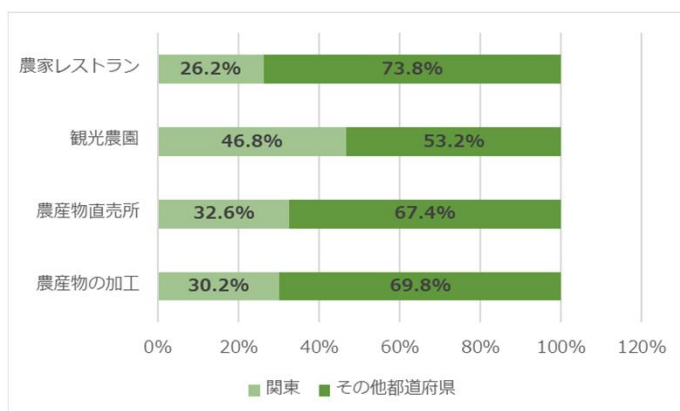


資料：関東農政局作成
注：関東は、平成31（2019）年4月現在、その他は、平成28（2016）年度現在

【図表1-6-3】 全国に占める関東の農産物直売所等の状況（全国=100%）事業所の割合



【図表1-6-4】 全国に占める関東の農産物直売所等の状況（全国=100%）販売金額の割合



資料：農林水産省、「令和4年度6次産業化総合調査報告」

○ 物流等の状況

＊ 物流の2024年問題の影響

トラックドライバーの長時間労働是正のため、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用。

物流効率化に取り組まなかった場合、労働力不足による物流需給がさらに逼迫するおそれがあり、コロナ前の2019年比で最大14.2%（4.0億トン）の輸送能力不足＊が起これると試算。（物流の2024年問題）

さらに、2030年には、34.1%（9.4億トン）の輸送能力不足＊が懸念。

＊ 株式会社NX総合研究所試算（2022年11月11日）

【図表1-6-5】 トラックドライバーの働き方改革

法律・内容		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
労働基準法	時間外労働の上限規制（年720時間）の適用【一般則】		大企業に適用	中小企業に適用				
	時間外労働の上限規制（年960時間）の適用【自動車運転業務】							適用
	月60時間超の時間外割増賃金引き上げ（25%→50%）の中小企業への適用						適用	

		現行		2024年4月以降（原則）
改善基準告示（抄）	年間拘束時間	3,516時間		3,300時間
	1ヶ月の拘束時間	293時間		284時間
	1日の拘束時間	13時間		13時間
	休息時間	継続8時間以上		継続11時間を基本とし、9時間下限

【図表1-6-6】 「物流の2024年問題」の影響により不足する輸送能力試算（NX総合研究所）

○全体

不足する輸送能力の割合（不足する営業用トラックの輸送トン数）
14.2%（4.0億トン）

○発荷主別（抜粋）

業 界	不足する輸送能力割合
農産・水産品出荷団体	32.5%
紙・パルプ（製造業）	12.1%
建設業、建材（製造業）	10.1%
自動車、電気・機械・精密、金属（製造業）	9.2%

○地域別（抜粋）

地 域	不足する輸送能力の割合
中 国	20.0%
九 州	19.1%
関 東	15.6%
中 部	13.7%

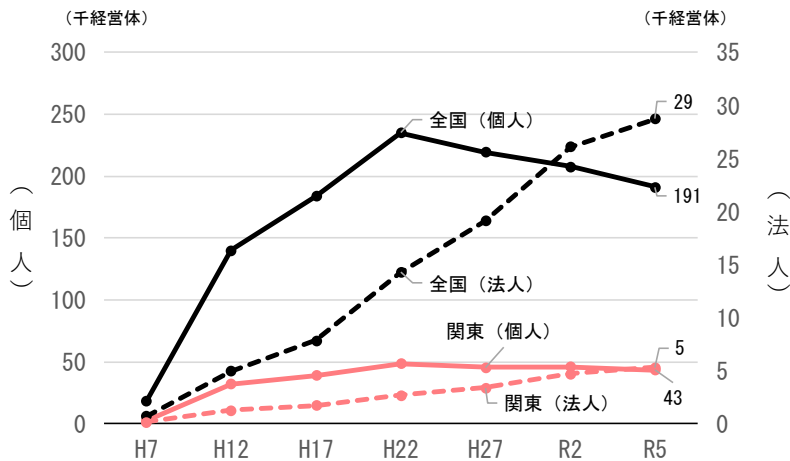
7 農業経営体の状況

○ 関東管内の農業者数は、平成27年の554,191戸から令和2年の456,892戸に減少

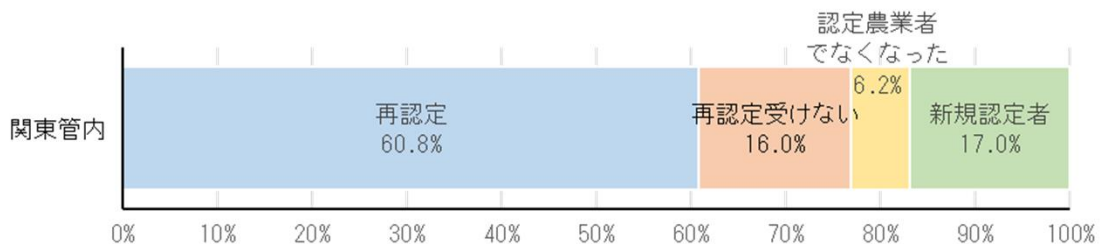
認定農業者数は、5万経営体で全国の約2割を占め、近年は横ばい傾向となっている。法人については、全国と同様に増加している。

認定農業者の営農類型別では、単一経営が3万経営体（構成比61%）、複合経営が1万9千経営体（同39%）。単一経営における営農類型を全国と比べると、「露地野菜」（関東の構成比15%、全国の構成比8%）、次いで「果樹類」（同10%、同8%）などの割合が高く、「稲作」（同12%、同18%）、「畜産」（同6%、同10%）の割合が低くなっている。

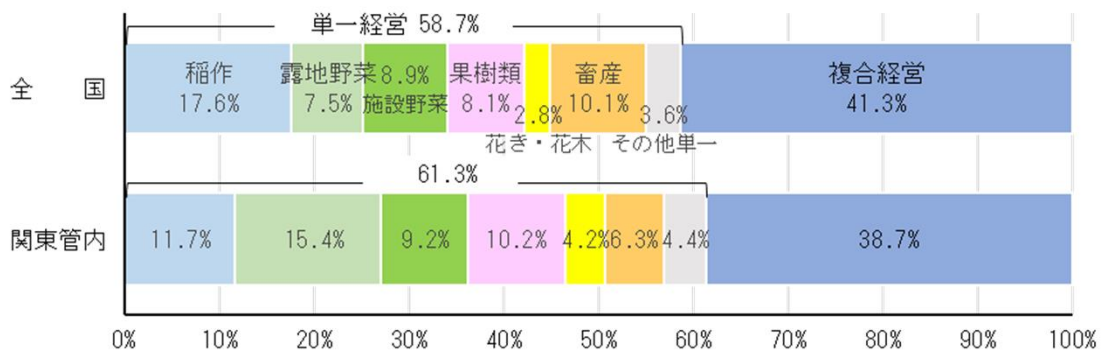
【図表1-7-1】 認定農業者数の推移



【図表1-7-2】 認定農業者の増減理由（令和5年（2023）3月末現在：関東管内）



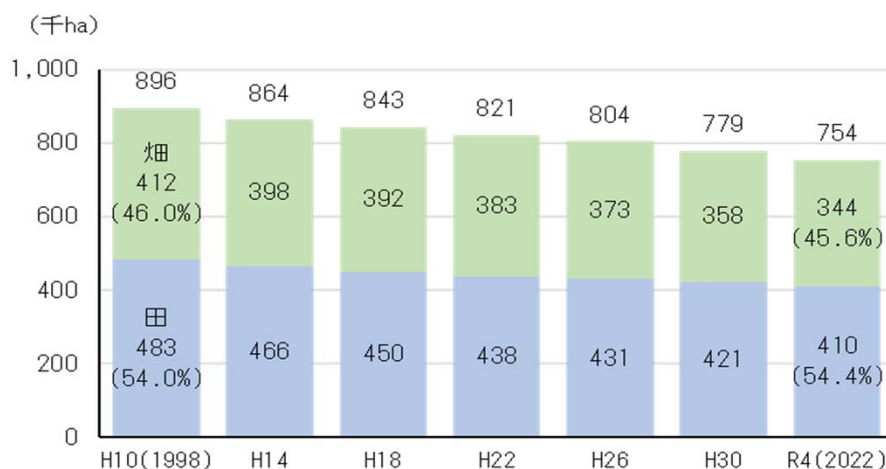
【図表1-7-3】 営農類型別認定状況（令和5年（2023）3月末現在：関東管内）



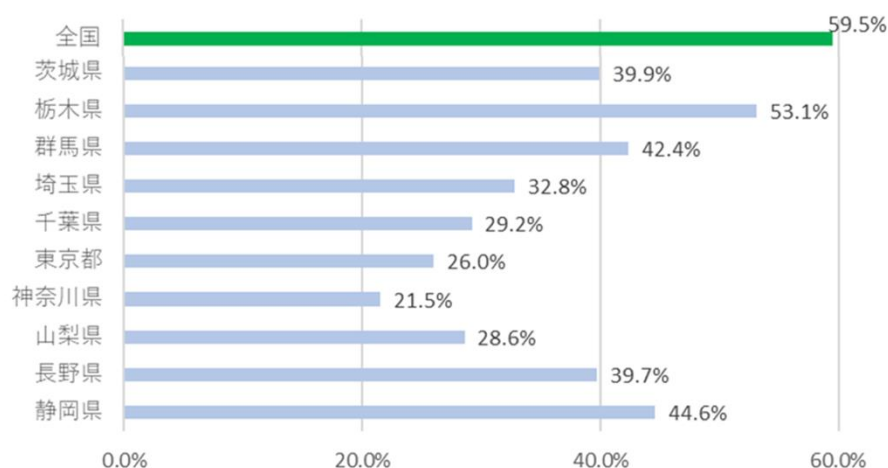
8 農地の状況

関東管内の令和4年（2022）年の耕地面積（田畑計）は、75万4千haで、24年前（平成10年（1998）年）に比べて、14万1千ha（16%）減少した。

【図表1-8-1】 関東管内の耕地面積の推移

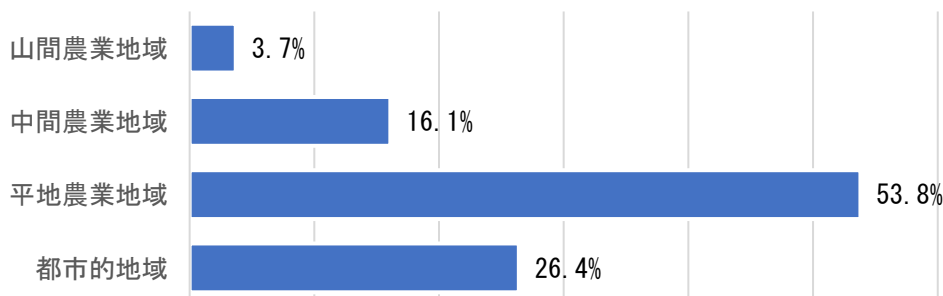


【図表1-8-2】 担い手への農地集積の状況（令和5（2023）年3月末時点集積率）



関東管内の経営耕地総面積の54%が平地農業地域、26%が都市的地域、16%は中山間地域及び4%の山間農業地域に属している。

【図表1-8-3】 農業地域類型区分



第2部

主要課題に係る関東管内の取組

第1節 円滑な食品アクセスの確保

1 現状の課題と政策の方向

我が国の食品アクセスにおける課題としては、**1. 高齢化と人口減少**：高齢化や人口減少により、特に地方や過疎地域で食品を購入するのが困難な「買物困難者」が増加。**2. 交通インフラの不足**：公共交通機関の廃止や減便により、特に高齢者や車を持たない人々が食品を購入するのが難しい。**3. 小売店の減少**：地元の小売店やスーパーの閉店が相次ぎ、食品を購入できる場所が減少。**4. 経済的な問題**：経済的に困窮している人々が増え、食品を購入するための十分な資金がない。などがある。

これらの課題における施策としては、**1. 地域の関係者の連携**：コミュニティバスや移動販売車の運行、買い物代行サービスの提供などを行う取り組み。**2. 物流の効率化**：産地から消費地までの幹線物流の効率化や、地域に応じたラストワンマイル物流の強化。**3. フードバンク活動の支援**：未利用食品を必要とする人々に届けるフードバンク活動の支援と普及、などの対応を行っている。

2 関東管内の取組状況

(1) フードバンク活動の支援

(取組の概要)

フードバンク活動に関係する方々が取り組まれている活動内容を紹介し、多くの方に関心を持っていただくとともに、同活動への参加、つながりを持つきっかけとなることを目的に令和6（2024）年2月28日に食品関連事業者、フードバンク団体等各関係者を集め、「フードバンク活動促進のための交流会」を開催した。各関係者の方から、具体的なフードバンクとの取組内容、課題等について説明した。

続いて意見交換が行われ、食品関連事業者からは、「フードバンクとのマッチングで苦労した。」、フードバンク団体からは「保管場所等のインフラ整備が困難。」、「職員・ボランティアが足りない。」、「資金確保が難しい。」などの意見が出るなど活発な情報交換が行われた。その後、対面参加者による交流会が行われ、新たなつながりの場となった。



【取組事例発表時会場の様子】



【対面参加者による交流会の様子】

用語の解説

「フードバンク」とは、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動を呼ぶ。

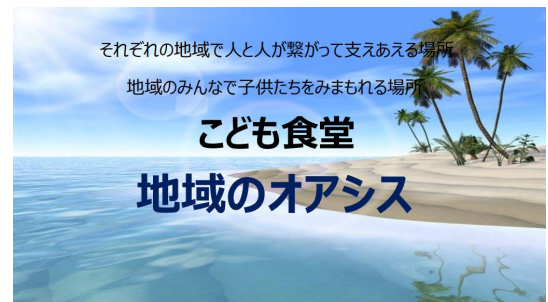
(2) 子ども食堂の支援

(事例) 埼玉県子ども食堂ネットワーク

埼玉県子ども食堂ネットワークは、埼玉県内の子ども食堂間の連携や情報交換、食材のシェア、食堂を作りたい方々へのサポート、行政との連携、子ども食堂マップの作成などを行っている。

子どもの貧困対策としての地域の居場所づくりとして、「子ども食堂」、「無料塾」「プレイパーク」があげられる。

子どもたちは、地域の人々に支えられることで、「自分は皆から愛されている大切な存在なのだ」という自己肯定感を得て「生きる力」「がんばる力」を得るサポートをしている。



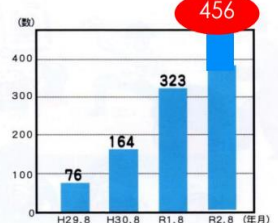
●全国の子ども食堂

(NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ調査 令和2年2月)



●埼玉県の子供の居場所

(埼玉県「子供の居場所」実態調査 令和2年8月)



1 現状の課題と政策の方向

1. 6次産業化の推進：農産物の生産、加工、販売を一体化することで、付加価値を高める取り組み。**2. フードテックの活用**：食品産業における先端技術の導入。例えば、AIを活用した食品検査装置や、植物由来の代替たんぱく質源の開発。**3. 地域連携プロジェクト**：地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画するプラットフォームを形成し、地域の農林水産物を活用した新たなビジネスを創出する取り組み。**4. 消費者ニーズへの対応**：健康志向や環境志向など、多様化する消費者ニーズに対応するための新商品の開発や、食品ロス削減の取り組みなど、新たな価値を生み出す取組が求められているため、地域の農林水産業と食品産業との連携強化して、地域の農林水産物の有効活用を進める取組が求められてきた。

2 関東管内の取組状況

(取組の概要)

(1) 食品産業の競争力の強化

令和3年度から、地域食品産業連携プロジェクトを推進し、地域の農林水産物を有効活用するため、関東管内の都県において地域の食品産業を中心とした多様な関係者がそれぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置して、地域の社会的課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを持続的に創出する仕組みの構築を推進している。

これらプラットフォームの活性化が進み、令和5年度までに43のビジネスを創出してきた。今後、地域食品産業連携プロジェクトの取組が定着することで、関東管内で数多くの新たなビジネスが創出され続けることが期待されている。

* 地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/seisaku/lfp-pj.html>



用語の解説

「地域食品産業連携プロジェクト（LFP）」とは、Local / Food / Project の略称であり、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画するプラットフォームを形成し、地域の農林水産物を活用したビジネスを継続的に創出する仕組みである。



（事例）豚肉・有機小麦に注目！ぐんま食材の魅力発信！（群馬県）

群馬県がLFPで設置したプラットフォームに、地域の若手生産者が中心となり、製麺、宿泊、カフェ等地域で活動するさまざまな事業者に加え、主婦や大学生など多様なメンバーが参加し、駅弁を開発するLFPAPの「駅弁プロジェクト」と、県内の粉食文化を研究し新たな価値を次世代につなぐ“ふじおかりんく”の「konamon Lab.プロジェクト」の2つのプロジェクトを立ち上げた。



【ハーブ豚を丸ごと使用した駅弁】

駅弁プロジェクトでは、群馬の魅力発信のため、養豚農家やオリーブ農家、製麺業者、うつわ演出家などが協働してハーブ豚を丸ごと使用した駅弁を開発した。



【赤菊芋を練り込んだうどん】

また、開発過程で県産の青梅等を使った新しいソースが誕生するなど、新たな価値創出につながる一歩となった。

konamon Lab.プロジェクトでは、生産者や製麺業者、カフェ経営者、宿泊業者など地域で活動する事業者が参画し、多様な群馬の粉食文化（うどん、焼きまんじゅうなど）に新しい価値を掛け合わせた商品の研究を行い、赤菊芋を練り込んだうどんを開発した。

今後、群馬県内で更なるプラットフォームの活性化が進み、数多くの新たなビジネスが創出され続けることが期待されている。

（２）食品流通の合理化

卸売市場は、食料安全保障の強化が求められる中、持続的に生鮮食料品等の安定供給を確保していくため、単に老朽化に伴う施設の更新のみならず、物流施策全体の方向性と調和し、標準化・デジタル化に対応した卸売市場の物流機能を強化することが必要となっている。

（取組の概要）

農林水産省では、中継輸送による長距離輸送の削減、標準仕様のパレットやトラック予約システムの導入による荷待ち・荷役時間の削減、共同輸送による積載効率向上・大口ロット化、鉄道・船舶へのモーダルシフトによるトラック輸送への依存度の軽減を進めることにより、農林水産物・食品の物流の確保に取り組んでいる。

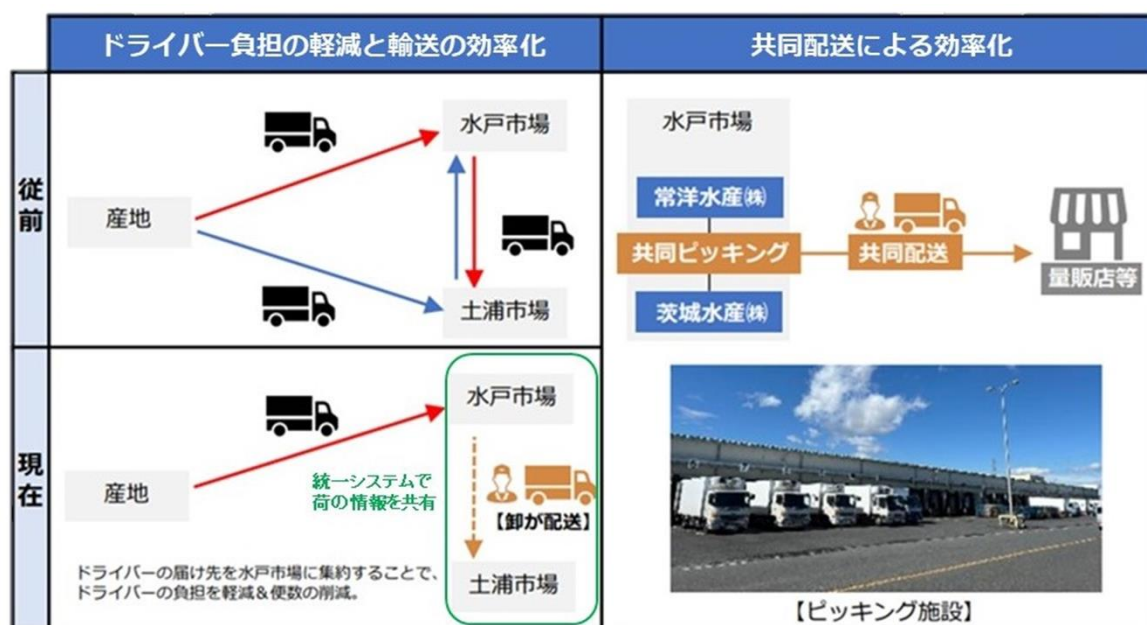
（事例）卸売会社が行うドライバー負担の軽減策（茨城県）

常洋水産株式会社では、産地から水戸公設地方卸売市場と土浦地方卸売市場それぞれに荷を運び、荷下ろしをしていた。しかし、水戸市場と土浦市場の間で荷の運送が生じることもあり、トラックドライバーの負担となっていた。

このため、一旦、荷を水戸市場に集約して、必要な数量を卸売業者が土浦市場へ配送することで、ドライバーの負担軽減とトラック便数の削減を実現した。

また、水戸市場と土浦市場でそれぞれ別々に入荷・分荷・販売等の管理システムを運用していたが、令和6年1月からシステムを統合して荷の情報を統一、輸送の効率化を図った。

さらに、水戸市場の別の卸売業者と専用施設でのピッキング作業や共同配送を実施し、流通の合理化を進めている。



1 現状の課題と政策の方向

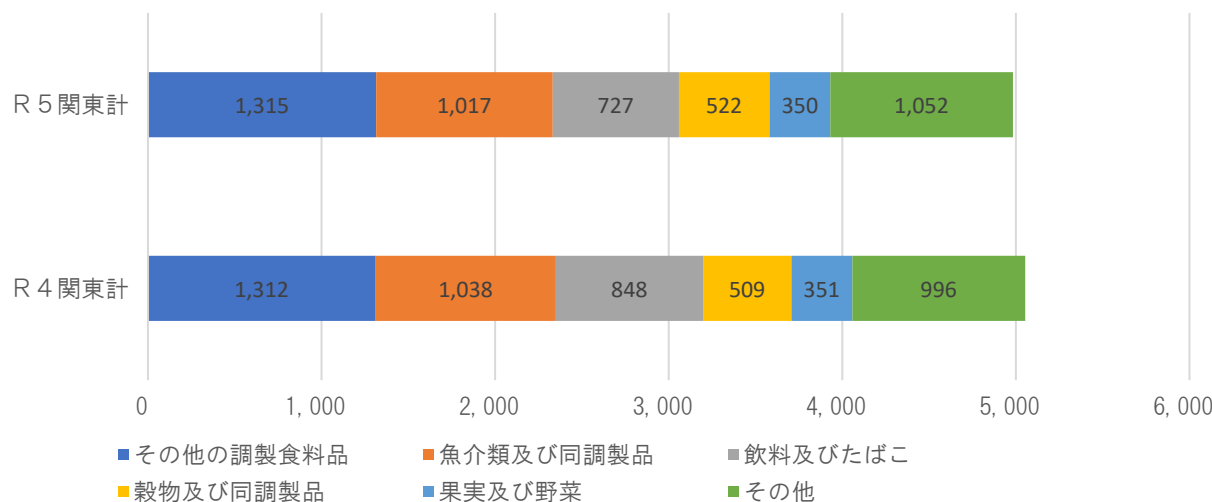
農産物の輸出が必要とされる背景には、いくつかの重要な要因がある。**1. 国内市場の縮小:** 日本では少子高齢化が進行しており、国内の農産物需要が減少しています。これにより、農業従事者の収益を維持するためには、海外市場への進出が不可欠。**2. 経済成長の機会:** 海外市場に目を向けることで、新たな販路を開拓し、農業従事者の収益を増やすことができる。

特に、人口が多く経済成長が著しい地域は有望な市場。**3. 品質の評価:** 日本の農産物は高品質で知られており、海外でも高く評価されている。これにより、輸出を通じて日本のブランド価値を高めることができる。

これらの要因が組み合わさり、農産物の輸出が日本の農業にとって重要な戦略となっている。

【図表2-3-1】 関東管内の輸出港・空港における輸出額（品目別）

図表〇 関東農政局管内輸出港・空港における食品の輸出額（品目別）



（注）財務省「貿易統計（税関別概況品別表、概況品別国別表）」を元に関東農政局経営・事業支援部輸出促進課が作成。

2 関東管内の取組状況

（1）農林水産物・食品の輸出促進に向けた環境の整備

（農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の推進）

輸出先国における様々な課題を解決するため、農林水産省では個々の事業者がビジネスパートナーを見つけ、商談などの橋渡しを行うためのコミュニティサイトを立ち上げ、当該コミュニティでの取組に対して、行政・JETRO等によるワンストップでの支援を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」を展開。

（取組の概要）

農林水産物の輸出は、輸出先国における様々な手続き・規制・言語のハードルや独特の商習慣等があるため、小規模な農林漁業者・食品メーカー・流通業者が個々に継続的な成果を出すことは困難な状況。そこでGFPにおいて輸出診断を希望する農林漁業者・事業者に対して、輸出に関する専門家チームを編成し、輸出を成功させるためのアドバイスや事業者ごとに活用できる補助事業などの有用な情報提供を実施している（令和5（2023）年度に関東農政局はオンライン及び対面により38件実施）。

* GFPの詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/gfptop.html>

（農林水産省）



用語の解説

「林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクトである。

（産地・生産者、食品事業者を対象に輸出すそ野拡大に向けたイベントの取組）

輸出産地のすそ野拡大を目的に関東農政局管内の事業者を対象とした、セミナー・商談会輸出ベンチャー塾（パネルディスカッション、現地視察等）を実施。

（取組概要）

令和5（2023）年度は、3回の「関東ブロックGFPミーティング＆商談会」を対面により開催。

	実施日	参加者数	テーマ	実施内容
第1回	12月13日 12月14日	26名	野菜・果実の鮮度保持	基調講演、パネルディスカッション、商談会、成田市公設地方卸売市場の視察
第2回	12月20日	33名	加工食品のブランディング	基調講演、ワークショップ、商談会
第3回	1月17日 1月18日	30名	米の継続した輸出	基調講演、ワークショップ、商談会、茨城県内の米の輸出に取り組む事業者を視察

（海外販路開拓に関するオンラインセミナーの取組）

輸出促進の取組を一層強化するため、3局（関東経済産業局、北陸農政局、関東農政局）が連携し、事業者のステージや課題に応じて、両省が所管する海外展開支援策や現に輸出におけるスキルを有する貿易商社等を活用した伴走型支援を実施。

（取組の概要）

令和5（2023）年度は、3局に加え東京税関・横浜税関とも連携して飲食料品の輸出拡大を目指して事業者を対象に、ブランディングのポイントや商品・パッケージにおけるデザイン、ブランディングにおける知的財産の留意点を専門家から紹介する「ブランディングを通じた域外需要獲得セミナー」を3月にオンラインにて開催（参加者：213名）。



ピンテージマネジメント株式会社
安田 哲 氏



株式会社パッケージ松浦
松浦 陽司 氏



独立行政法人工業所有権情報・研修館:INPIT
柳生 一史 氏



関東経済産業局



東京・横浜税関



関東農政局・北陸農政局

(2) 主な輸出重点品目の取組状況

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略で示された重点品目の輸出産地（関東管内211産地）を、輸出産地サポーターが伴走支援。

(制度) 農林水産物・食品輸出本部（輸出先国規制対策）

令和元（2019）年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が制定（令和2（2020）年4月1日施行）された。本法に基づき、農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、輸出先国との協議や手続きの迅速化を図る。

* 農林水産物・食品輸出本部（輸出先国規制対策）の詳しい内容は、こちらをご覧ください。<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>（農林水産省）



(政策) 政府の輸出促進

食料・農業・農村基本計画（令和2（2020）年3月31日閣議決定）において、令和12（2030）年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定（中間目標として、令和7（2025）年までに農林水産物・食品の輸出額2兆円を目指す）。

令和2（2020）年12月、総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を決定。令和3（2021）年12月、令和4（2022）年5月、12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂、今後の施策・取組の方向を決定。

令和4（2022）年5月に改正輸出促進法が成立（10月施行）し、公庫融資制度や税制措置など輸出事業計画の支援策の拡充を図る。

令和5（2023）年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂し、輸出ターゲット国の拡大とともに品目別輸出目標額の改訂、輸出産地形成に向けた支援策・取組みの方向等を決定。

* 農林水産物・食品の輸出促進対策の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

（農林水産省）



1 現状の課題と政策の方向

国産農林水産物が消費者や食品関連事業者に積極的に選択されるようにするためには、消費者と農業者・食品関連事業者等との交流を進め、消費者が我が国の食や農を知り、それらに触れる機会を拡大することが必要である。また、次世代への和食文化の継承や海外での和食の評価をさらに高めるための取組等も重要となっている。

本節では、食育や地産地消の推進等の消費者と食・農のつながりの深化を図るための様々な取組を紹介する。

2 関東管内の取組状況

(1) 食育の推進

食育推進の一環として、ターゲットとするそれぞれの年齢層ごとの関心に合わせて、栄養バランスに優れた食事や地場産物の食材を活用した食事の紹介などの情報をSNS等にて発信し、将来に渡って健康で持続可能な食生活を推進。

(SNS等を活用した食育の情報発信の取組)

関東農政局では、食育の情報をホームページやSNS（インスタグラム）を活用して消費者に発信。具体的には、幅広い年齢層を対象としつつも、個別の情報発信では年齢層のターゲットに応じ、

- ① 若い世代が関心を持つ管内を本拠地に活躍する野球・サッカー・ホッケーなどのスポーツチームに所属する選手に取材し、食事の献立食生活で心がけていることの紹介
- ② こどもたちや親の年齢層が関心を持つ食・農林漁業体験施設（道の駅、おさかなミュージアムなど）での地域の特産品を紹介

の情報発信を行った。

特に、スポーツ選手の食事の献立の情報は食育に関心の薄い若年層が栄養バランスに優れた食事の重要性などに関心を持ってもらうよう、SNSによる情報発信を実施。

さらに、食・農林漁業体験施設の紹介においては、親子で実際に食育体験をすることにより、さらなる食育への興味・関心につながるよう、農林漁業体験やバランスの取れた食事体験ができる施設の活用情報を発信した。

*詳しい内容は、こちらをご覧ください。

食事の本棚

https://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/shokuiku/syokuzi.html

(関東農政局)



(小・中学生への普及啓発活動)

第4次食育推進基本計画では、環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費に配慮した食育の推進を掲げている。この取組を推進するため、茨城県、栃木県及び神奈川県の小・中学校計26校に出向き、合計生徒数2,223人を対象に、SDGsと食育等をテーマとし、クイズを取り入れた出前授業を実施した。併せて生徒たちの食に関する意識を把握するためのアンケート調査を実施した。

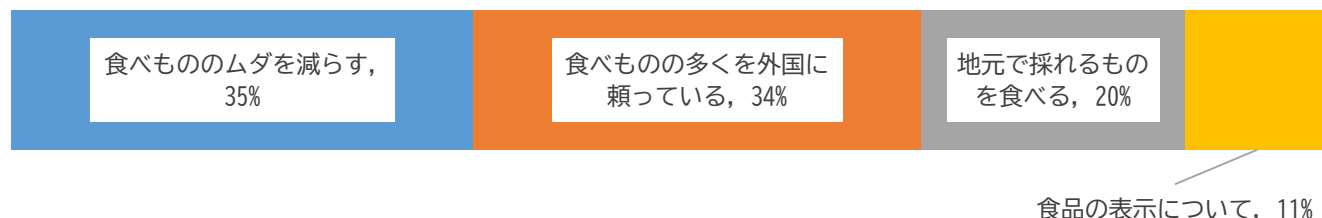
その結果、出前授業を受けて興味を持った内容として、「食べもののムダを減らす。」35%、「食べものの多くを外国に頼っている。」34%の両方で約7割を占めた。その他、「地元で採れるものを食べる。」20%、「食品の表示について」11%となった。

また、個別のコメントとして「給食を残さず食べようと思った。」、「手前に期限の短い食品が置いてあることは知らなかった。」などがあつた他、「日本では自給率が低いのに、なぜ食品ロスが多いのか。」、「なぜそんなに日本の自給率は低いのか。」、「自給率が低いと経済にどのような影響があるのか。」などの質問が寄せられた。

こうした生徒たちの「食」に関する知識・関心さらに広げるため、今後も普及啓発を推進していくことが重要である。

【アンケート結果】

授業で興味を持った内容（複数回答可）



資料：農林水産省関東農政局調べ（有効回収数は1,756人）

【授業資料】

食品ロスについて説明したスライドの一例 （外国への食料支援を上回る多くの量が食品ロスとなっている。）



【授業風景】

小学校の教室において、モニターとパネルを使用し出前授業を行った。



（２）地産地消の推進

地産地消は地域活性化や、農林水産物の流通経費削減につながるため、消費者の視点を重視し、地産地消等を通じた新規需要の掘り起こし行うことが重要である。

関東農政局では、地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する「地産地消」の推進のため、地域の農産物を直接消費者に販売している直売所「道の駅 常総」において、「みどりの食料システム戦略」の説明会の機会を捉え、地産地消に係る消費者の意識を把握するためアンケート調査を実施した。

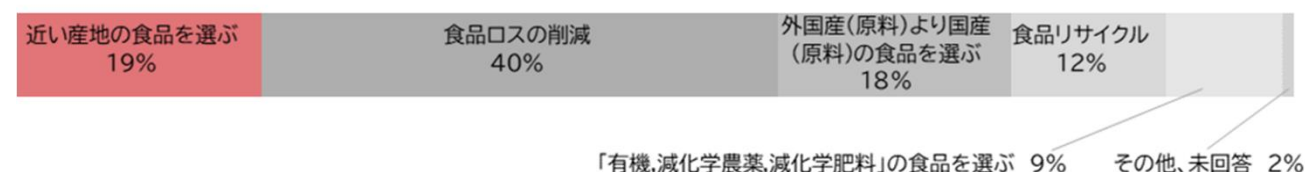


「道の駅 常総」において説明会

その結果、「環境負荷低減の取組として取り組んでいることは何か？」という質問に対し、「日頃から、近い産地の農林水産物を選ぶ。」との回答が19%であったのに対し、説明を聞いた後の意識変化については、「新たに地産地消に取り組みたい。」と回答は20%と大きな変化はみられなかった。今後も地産地消の推進とともに消費者の意識の把握を引き続き行っていく必要がある。

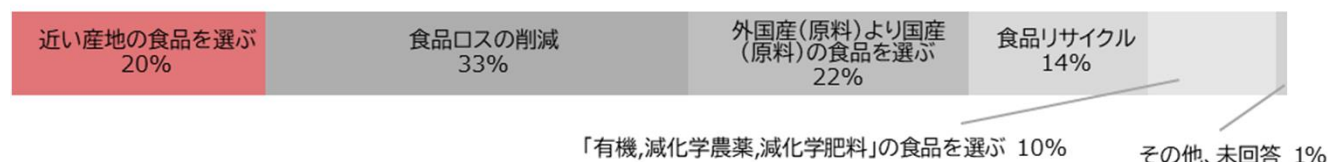
【アンケート結果】

環境への負荷を低減する取組として、現在、取り組んでいることはありますか。
(複数回答可)



（今回の説明を聞いて）

環境への負荷を低減する取組として、新たに取り組みたいと思ったことは何ですか
(複数回答可)



資料：農林水産省関東農政局調べ（有効回収数は196人）

（3）消費者と生産者の関係強化

有機農業を始めとした持続可能な農業生産の取組に関して国民の理解と関心の増進のための普及啓発。

（持続可能な農業生産の取組に対する理解を深めることを目的としたセミナーを実施）

関東農政局では、消費者と生産者の関係強化を図るため、令和6（2024）年2月18日に、神奈川県横浜市において、「有機農産物について知ろう！消費者、生産者、小売業者、自治体が共に考える食育」をテーマとして、対面形式及びオンラインのハイブリッド方式のセミナーを開催（消費者の参加者：93名）。

消費者、生産者、小売事業者、自治体がパネラーとなり、有機農産物を取り巻く状況や各段階での取組、課題などの発表や、パネルディスカッションに加えて参加者とパネラーとの質疑応答等を実施。

セミナーにおいては、生産者からは「有機農家は旬の野菜を皆さんに食べていただきたい。」、小売業者からは「旬の良さ、旬がどういいのか、栄養価値が高いのかをしっかりと伝えたい。」、自治体からは「有機農産物、有機農家の思いをPRすることに取り組んでいきたい。」、消費者からは「農家の話を聞いて、農家の想いが伝わった。」などの意見が出され、有機農産物を取り巻く状況や課題の理解を深めるための啓発となった。



* 詳しい内容は、こちらをご覧ください。

「有機農産物について知ろう！消費者、生産者、小売業者、自治体が共に考える食育セミナー」
https://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/240305.html（関東農政局）



第1節 みどりの食料システム戦略の推進

1 現状の課題と政策の方向

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、SDGs や環境への対応強化等が迫られており、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務となっている。このため、農林水産省では、令和3（2021）年5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、革新的な技術・生産体系を順次開発し、社会実装することにより、令和32（2050）年までに農林水産業のCO₂のゼロエミッション化、化学農薬や化学肥料の使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大、食品製造業の労働生産性の向上などを推進していくこととしている。

また、令和4（2022）年7月に、戦略の実現に向けた「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下、「みどりの食料システム法」）が施行され、みどり戦略の実現に向けた基本理念等を定めるとともに、環境負荷低減を着実に取り進める枠組が構築された。

同年9月、みどりの食料システム法に基づく国の基本方針、制度の対象となる事業活動を定める告示が制定・公表され、これを踏まえ、令和4（2022）年度中に関東10都県をはじめ全都道府県が市町村と共同して「基本計画」を作成し、その中で、主に市町村が主導で地域ぐるみで環境に優しい農林水産業に取り組む区域と内容を具体的に想定した特定区域も設定され、令和5（2023）年度から県による農業者の計画認定（みどり認定）もスタートした。

2 関東管内の取組状況

（1）みどり戦略の推進

「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、「みどりの食料システム戦略推進交付金」を措置し、資材・エネルギーの調達から農林水産物の生産・流通・消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出を支援している。

関東農政局においても本交付金を活用し、化学肥料低減やスマート農業等に係る技術の検証を通じたグリーンな栽培体系への転換、有機農業産地づくり、バイオマス地産地消対策、地域循環型エネルギーシステムの構築等地域ぐるみのモデル的な取組を支援している。

また、環境負荷低減の取組としての見える化やJクレジット推進を行った。

さらに、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、関東地域の農業大学校・農業高校の個人・グループが本戦略に基づいた活動を実践し、優れた取組を表彰する「みどり戦略学生チャレンジ」や「食ミラプロジェクト～食と環境を未来の子どもたちへ～」として、農政局若手職員によるYouTubeを活用した食品ロス削減に役立つレシピの情報発信、若手職員が未来につながる持続可能な農業の実現に取り組む農業者などを訪問し、農作業体験や意見交換を行う「関東農政局青空縁農隊プログラム」等を実施した。

【みどり戦略に基づく取組の状況】

① 「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定（みどり認定）の状況

みどり認定の状況（令和6年3月末現在）
各都県ごとの目標に向けてみどり認定を推進している。

茨城県	235	栃木県	384	群馬県	75	埼玉県	25	千葉県	34
東京都	0	神奈川県	41	山梨県	2	長野県	34	静岡県	110

（事例）株式会社 前田牧場（栃木県大田原市）

【生産概要】

肉用牛2,300頭（乳雄1,700頭、交雑種600頭）、水稻6ha 飼料用稲13ha、麦5ha、大豆5ha、牧草地10ha、その他野菜（いちご、ごぼう、さつまいも、ほうれんそう、にんじん、アスパラガス等おおよそ累計16ha）、干しいも（自社製造）、ビーフカレー（委託製造）、精肉販売、バーベキュー場

【経営概要】

従業員31名（正社員20名、パート11名）
代表者：代表取締役 前田 昭

○ 環境負荷低減の取組内容

配合飼料中にあるタンパク質のアミノ酸バランスを整え、タンパク質の給与水準を低下させることで、家畜排せつ物中への窒素排出量を削減し、家畜ふん堆肥化時に発生する温室効果ガス（N2O）を削減しています。

○ みどり認定取得のきっかけ、よかったこと等

- ・ みどり認定は自分たちの環境に関する取組を評価してくれる制度だと知ったことが、認定を受けたきっかけです。
- ・ 農研機構及び栃木県畜産酪農研究センターの試験研究に参画し、堆肥化時に温室効果ガスを削減する配合飼料の実証試験を行い、試験終了後も一部の牛舎で開発した配合飼料の給与を継続し、当該技術を通じて生産された牛肉を「地球にやさしいお肉」として商品化して販売しています。このほか、良質な堆肥やそのペレット化による広域流通のための機械・施設の導入を行い、耕種農家が環境負荷低減に取り組みやすい環境を整備しています。今後は、この取組を広報しながら学校給食への食材提供や、食育活動を通じて消費者の環境への理解醸成を図ることとしています。



(事例) JAさいたま彩玉(黄金の雫)生産部会 (埼玉県上尾市、伊奈町)

【生産概要】 梨3.9ha

【経営概要】 構成員数12名

【販売概要】

埼玉県の育成品種である梨“彩玉”を一定の基準で栽培したものを「黄金の雫」と名付け、生産・販売している。

○ 環境負荷低減の取組内容

- ・ ナギナタガヤによる草生栽培
- ・ 堆肥散布の実施
- ・ 有機質成分中心の肥料を使用
- ・ 天敵資材(バンカーシート)の使用奨励

○ みどり認定取得のきっかけ、よかったこと等

- ・ 「黄金の雫」の栽培基準として、エコファーマー認定を受けることを要件としていたが、後継制度にあたるみどり認定を受けることを新たな栽培基準としたため。
- ・ 認定を受けることで、「黄金の雫」ブランド価値の維持につながっています。



② 特定区域設定の状況(令和6年3月)

地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う特定区域(モデル地区)は、4県5区域で設定。

茨城県	石岡市	地域の担い手育成による有機農業の団地化
	常陸大宮市	技術の向上等による有機野菜及び有機米の生産団地の形成
	「有機協定」	
栃木県	塩谷町	学校・保育園給食への利用や技術の継承による有機農業の団地化
千葉県	千葉市	ICTを活用したイチゴ生産のSDGs型施設園芸の産地育成
長野県	佐久市	認定基盤確立事業と連携したベレット堆肥の活用による資源循環型農業の推進



- ★ 有機農業団地化
- ★ 先端技術の活用

有機農業を促進するための栽培管理協定の締結

- 特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士で有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を締結することが可能。
- 令和5年12月に茨城県常陸大宮市で、全国で初めて協定が締結され、地域ぐるみで有機農業の団地化の促進を図る具体的な取組が開始。

（事例） 茨城県常陸大宮市

- ・ オルガニックビレッジ宣言をした茨城県常陸大宮市の特定区域（鷹巣地区）のうち、主に水稻を栽培している16.3ha（132筆）において、全国で初めて有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結。
- ・ 協定には、有機栽培をする者が病害虫発生抑制及び緩衝地帯の設定に取り組むことや、慣行栽培をする者が農薬の飛散防止に努めることなどを規定。
- ・ 常陸大宮市は協定の締結を旗印に生産者が有機農業に取り組みやすい地域であることを発信し、新規就農者の呼び込みと有機米の栽培モデル団地化を推進。



協定区域（16.3ha）



協定区域で収穫された米

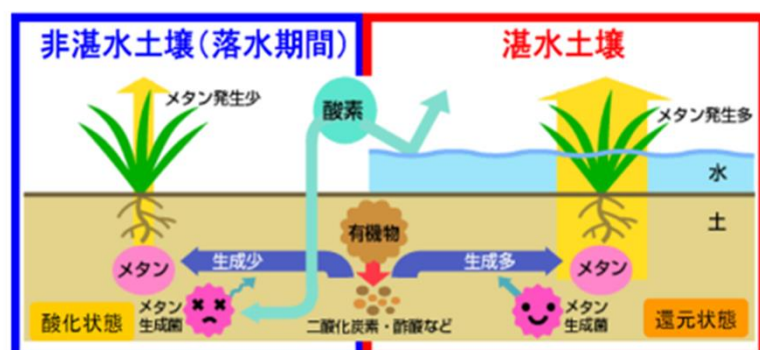
（参考）有機農業を促進するための栽培管理協定

- ・ みどりの食料システム法に基づき、地域ぐるみで有機農業に取り組もうとする区域で、「有機農業に取り組む人」と「それ以外の農業に取り組む人」がお互いに安心して営農できるよう、地域で話し合って営農のルールを定め、農地の所有者が市町村長の認可を得て締結するもの。
- ・ 本協定は、土地の所有者が変わった場合にも有効。

③ J-クレジット制度

J-クレジット制度は、温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間資金を呼び込む取引を可能とする制度で、農業分野では、令和5年4月に追加された「水稻栽培における中干し期間の延長」や、11月に追加された「肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌」を含め、六つの方法論が承認されている。

（例）水稻の中干し期間延長によるメタンの削減⇐



- ・ 水田から発生するメタンは、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成されます。⇐
- ・ 中干し期間を、直近2か年の実施日数より7日間以上延長し（排水期間を長くする）、所定の審査を受けることで、クレジット化が可能です。⇐

関東管内では、現在6事業者、特に株式会社フェイガー、GreenCarbon株式会社、（一社）日本クルベジ協会等が中心となり、プロジェクト型のJクレジットが各地で実施されている。

④ 見える化（みえるらべる）

みどりの食料システム戦略に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」をすすめている。生産者の栽培情報に基づいて定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献度合いを星の数でわかりやすく表示している。令和4年度、令和5年度の実証段階を経て令和6年3月に本格運用を開始し、生産者、事業者に対する算定支援や販売資材の提供を行っている。



関東管内では3月の本格運用以降、3月末時点で3件の事業者が見える化の登録を完了しており、3品目が見える化されている。

⑤ 関東農政局みどりの食料システム戦略勉強会

関東農政局では、令和5年度においては、以下の内容で12回の勉強会を開催した。

テーマ：国内資源肥料利用について（2回シリーズ）

第1回（4月20日）

○ 肥料をめぐる事情と関連施策の紹介

第2回（5月22日）

○ 肥料管理制度について

テーマ：土壌の力と持続的な農業（3回シリーズ）

第3回（6月23日）

○ 土壌の力と微生物の働き

第4回（7月28日）

○ 緑肥で高めよう。土壌の力を

第5回（8月29日）

○ 緑肥と堆肥を組み合わせた水田輪作の土づくり事例

○ BLOF理論による畑作での土づくり事例

テーマ：総合防除

第6回（9月26日）

○ 改正植物防疫法に基づく「総合防除」の推進について

テーマ：食品企業の価値向上に向けた企業行動

第7回（10月30日）

- 自然資本関連課題に係る食品企業等の企業行動について～「令和4年度食品企業の価値向上に向けた自然資本関連課題に係る食品企業等の企業行動調査委託事業報告書」より～

テーマ：ゼロエミッション型施設園芸を目指して

第8回（11月27日）

- イチゴ栽培の燃油削減実証の取り組みについて

テーマ：水稻栽培の中干し延長によるJ-クレジットの活用

第9回（12月20日）

- JA新みやぎ及び(株)フェイガーにおける水稻栽培の中干し延長の取組によるJ-クレジットの活用

テーマ：JAによる有機農業の取組（3回シリーズ）

第10回（1月30日）

- JAやさと有機栽培部会の有機野菜生産体制の確立と担い手育成の取組について

第11回（2月29日）

- 有機農業による所得向上に向けたJA常陸の取組について

第12回（3月29日）

- 多様な活動を主導したたじま農業協同組合の有機栽培米推進の取組について

*「関東農政局みどりの食料システム戦略勉強会」の詳しい内容はこちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/midori_syokuryou/setsumeikai_annai.html（関東農政局）



⑥ みどりの食料システム戦略推進交付金の活用状況

令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において措置した「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向け、関東管内では95件の取組が行われた。

（2）グリーンな栽培体系への転換

関東管内で、化学肥料及び化学農薬の使用量の低減やスマート農業技術による省力化を目指す自治体や農業者で構成する協議会に対し、令和3年度補正予算より「グリーンな栽培体系への転換サポート事業」で支援を実施。

管内での令和5（2023）年度の実施件数は43件で、そのうち天敵資材や防蛾灯等を活用した化学農薬の低減に取り組んだ件数が22件、次いで土壌診断に基づく適正施肥等により化学肥料の低減に取り組んだ件数が15件となっている。



*「グリーンな栽培体系」の詳しい内容はこちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/green/index.html>

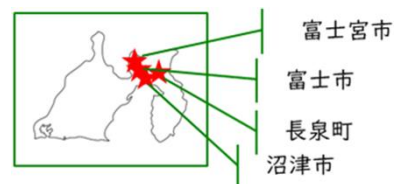
（関東農政局）



【富士山麓堆肥利用促進協議会（静岡県沼津市、富士宮市、富士市、長泉町）】

○ 背景・課題

畜産業と茶業が盛んな富士山麓地域において、畜産堆肥の地域内流通を促進し、環境負荷軽減に資する茶栽培を実施するため、（１）茶園に適した堆肥生産、（２）畜産農家と茶農家の連携による流通体制の構築、（３）茶農家への堆肥利用のインセンティブの創出が必要。



○ みどり戦略実現に向けて

茶園に適した堆肥の生産と適切な施肥量及び堆肥散布機の活用による散布作業時間の削減効果を検証することにより、茶栽培における有機農業の栽培体系を構築し、耕畜連携を通して、畜産堆肥の有効活用による環境負荷軽減と窒素資源の循環利用を推進。

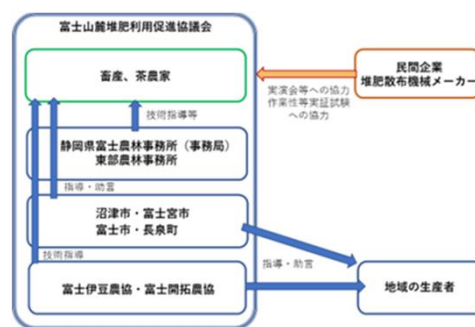
○ 成果目標:グリーンな栽培体系に取り組む面積

（堆肥散布機により堆肥散布を行う面積）

令和４年度：19ha（手散布）→11年度：51ha

○ 取組のポイント（令和４～６年度）

- ・研修会や実演会、検討会を通して、茶農家と畜産農家が連携した堆肥流通の仕組みの構築に取り組んでいる。
- ・牛ふん堆肥を施用した実証ほを設置し、堆肥の施用効果の調査・分析を行うことで、茶園に適した堆肥と適切な施肥量を検証。
- ・堆肥散布実演会を開催し、堆肥散布機の活用による散布作業時間の削減効果を検証。



○ 令和５年度の実証成果

茶農家５名のほ場に実証ほを設置し、９月及び２月に牛ふん堆肥を散布した結果、一番茶収量は慣行と同等を確保でき、土壌の肥沃化が進んだ。また、地域内の牛ふん堆肥等を用いたペレット堆肥の試作を行ったところ、十分な歩留まりが認められた。

本事業において、ペレット堆肥等を使用することで作業面やコスト面でのメリットを感じたことから、畜産農家（肥料製造業者）と近隣の茶農家が連携し、令和５年度国内肥料資源活用拡大対策事業を活用し、堆肥散布機等の導入が図られた。



○ 取り組んでいる農業者の声

今後も調査、検討会、実証試験などの活動を通じて、地域内流通や作業の効率化、コスト面等の課題解決に努め、畜産農家と茶農家の双方で互いに理解し合い、取組を進めていきたい。経営している茶園においても、人手不足のため、機械化を進めたいと思い、令和５年度に肥料散布機を導入したところ、作業時間を大幅に短縮し、他の作業に時間を充てられるようになった。

堆肥利用については、堆肥を利用した農産物に付加価値をつけられれば、今まで関心がなかった人も使ってくれるようになると思う。農協や行政等の関係機関は、農業者に積極的に堆肥利用を働きかけてほしい。

ペレットも含め、堆肥は、製造する畜産農家と使用する耕種農家で認識や課題に違いがあるため、十分に意見の交換を行い、畜産堆肥の活用による経営改善と、産地における有機栽培の拡大に取り組んでいきたい。

(3) 有機農業の拡大に向けた施策の展開

関東の有機JAS 認定ほ場（野菜、米など）の面積は、令和 4 (2022)年 4 月 1 日現在で 1,826ha となり、都県別に見ると、茨城県、千葉県、静岡県の 3 県で関東の約 54% を占める。

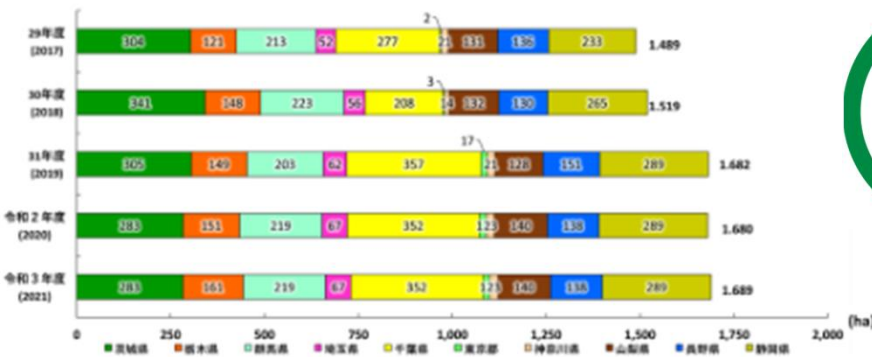
関東管内では令和 5（2023）年度において、20 市町が、有機農業産地づくり推進（みどりの食料システム戦略推進交付金）を活用して、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進めるオーガニックビレッジの創出に取り組んでいる。

【図表1-2-1】 有機JAS認定ほ場面積の推移（全国・関東）



資料：農林水産省調べ
注：各年度の値は、4 月 1 日現在

【図表1-2-2】 有機JAS認定ほ場面積の推移（県別）



資料：農林水産省調べ
注：各年度の値は、各年度末現在

有機農業とは

有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムであり、国際的な委員会（コーデックス委員会※2）が作成した「ガイドライン※3」に、その「生産の原則」が規定されています。

我が国では、平成 1 8 年度に策定された「有機農業推進法※4」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

※注2：コーデックス委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。
※注3：有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン(CAC/GL32-1999)
※注4：有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)

(事例) 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村による取組 (木更津市)

(令和4年度 有機農業産地づくり推進事業実施地区)

○ 関係機関

市内有機農業者、木更津市農業協同組合、(株)井関農機、
NPO法人民間稲作研究所等

○ 生産概要 (令和3年(2021)度末)・成果目標 (令和9年(2027)年度)

- 有機農業の取組面積：15.4ha (令和3年度) → 40ha (令和9年度)
(うち有機JAS認証ほ場：3.9ha)
- 主な栽培品目：水稲
- 有機農業に取り組む農業者数：22名 (法人含む) (令和3年度)
→ 28名 (令和9年度)

○ 取組のポイント (令和4(2022)年度)

- 有機的管理ほ場の拡大に向けた取組
 - ・ 適切な施肥設計を目的として、キットによる土壌診断を実施。
- 各地区や個々のほ場が持つ特性を農業者が理解することに繋がった。

- 市内有機農産物を活用した新メニュー開発
 - ・ 道の駅「木更津 うまくたの里」の指定管理者である株式会社TTCにおいて、内有機農産物(れんこん)を使用した新商品開発を委託事業で実施した。



- 学校給食米の有機化への取り組み
 - ・ 学校給食米の有機化への取り組みとして通称「きさらづ学校給食米®」を市内公立小・中学校(全30校)の学校給食へ提供しており、令和3年度は48日間、令和4年度は71日間の提供を行った。また、「きさらづ学校給食米®」を最終消費先である学校給食に提供する際、市内2校の小学校で自校炊飯にすることで、フードロス(残渣率減少)をはじめ、地産地消、環境にやさしい有機農業など本市の未来を担う子どもたちの食育に繋がっている。

【令和5（2023）年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール農産局長賞
（有機・環境保全型農業部門）受賞】

佐久ゆうき合同会社は、2009年に設立した有機農産物の任意出荷団体である佐久ゆうきの会を前身とし、2020年に「合同会社」として法人化。同社は有機JAS取得者16名で構成されており、構成員それぞれが主体的な役割を持って、情報共有、販売、研修、仲間づくりに取り組んでいる。特に、令和3年度において県内の有機農業生産面積のうち、約3割を占める佐久地域の中で37%を占めるなど、有機農業に取り組む生産者が多い長野県佐久地域にあって、今後の有機農業の推進にあたり中核的な役割を果たしている。



生産エリアは佐久市・小諸市・立科町・佐久穂町に広がり、会員の平均年齢は40代

【主な取組】

（環境負荷低減に資する取組）

長野県佐久地域の4市町内で16名が77.68haの経営面積のうち56.37ha（73%）で有機JASを取得し、多品目にわたり大規模に有機農業に取り組んでおり、県（佐久農業農村支援センター）と連携し、有機農業就農相談を併催した「有機農業の経営講座」を開催するなど、地域での有機農業の技術向上と新規参入者の拡大に向けた活動を実施している。

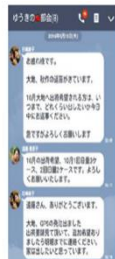
（地域内外・他業種と連携した安定出荷・販路確保の取組）

インターネットのクラウドシステムを活用し、栽培計画と受発注の状況を全生産者と取引先で共有化できる運営システムを自社開発。栽培計画と受発注の状況を全生産者と取引先で共有化し、安定供給を実現している。

また、同会社の事務局を地元の流通事業者（株）R&Cながの青果）に委託し、受発注やトラックの手配・配送、代金回収等の販売機能を外部化し、既存物流を利用しながら生産に専念できる環境を整備したことで、販売実績を設立当初から4倍以上の1.7億円まで拡大した。



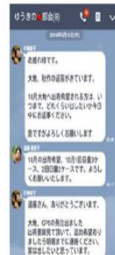
GoogleCloud上のシステムは会員が設計構築を行った



を介すと
容易に生産者
全員と情報共
有ができる



GoogleCloud上のシステムは会員が設計構築を行った



を介すと
容易に生産者
全員と情報共
有ができる

(4) 環境保全型農業の推進

環境保全型農業直接支払

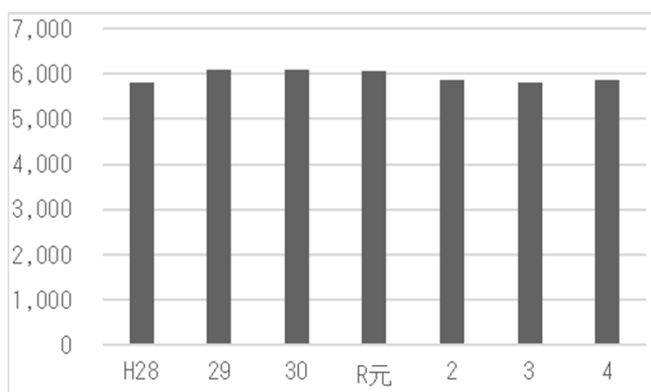
環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した土づくり等の取組に対して、環境保全型農業直接支払交付金による支援を行い、持続的な農業生産を推進。

(取組の概要)

関東管内の令和4（2022）年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は5,860haで近年横ばいであるが、交付件数においては491件で、前年度に比べ1.9%増加した。

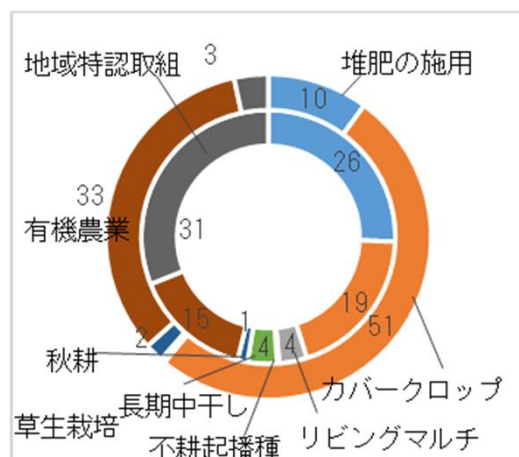
支援対象取組別にみると、カバークロップが51%、有機農業が33%を占める。これらが占める割合は全国の実施面積に比べ高い。

【図表1-2-3】 環境保全型農業直接支払交付金の実施面積の推移



資料：農林水産省調べ

【図表1-2-4】 支援対象取組別の実施面積割合



* 環境保全型農業関連情報に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/kankyou/index.html>

(関東農政局)



【有機農業 (化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組)】

○ 実施状況

県営畑地帯総合整備事業により基盤整備が完了した三美地区と有機米栽培に適した環境を持つ鷹巣地区を「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」における特定区域と設定し、JA常陸の子会社である(株)JA常陸アグリサポートが中心となり、学校の有機給食向けを含めた有機農産物の生産を実施している。

また、鷹巣地区は全国で初めて、みどりの食料システム法に基づく「有機農業を促進するための栽培管理に関する協定」を締結し市内学校給食で使用する全てのお米を100%有機米とするため令和5(2023)年度から作付けを開始した。



有機農業 (水稻) の生育状況

○ 地域におけるその他の取組

茨城県では、「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」において、環境への負荷低減と農産物の付加価値向上を図る生産手段のひとつとして有機農業の取組を推進しており、令和9(2027)年度に茨城県内の有機JAS認証取得面積を560haとする目標を設定している。

また、「茨城県地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガス排出削減対策等の取組のひとつに「環境保全型農業の普及・拡大」を掲げ、本交付金制度を活用し、自然環境の保全につながる農業生産活動の取組を推進しており、有機農業をはじめ、化学肥料削減や土壌の炭素貯留に資するカバークロップの作付け、堆肥の施用等の営農活動を支援している。

* 環境保全型農業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/kankyau/>

(関東農政局)



(5) 若者世代への理解浸透

食ミラプロジェクト

関東農政局では、若者世代への情報発信を目的として、令和5（2023）年度に若手職員による「食ミラプロジェクト～食と環境を未来の子どもたちへ～」を発足。みどり戦略学生チャレンジや、農水省YouTubeチャンネルBUZZ MAFF「駆け抜けて関東」によるフードロス対策等動画の配信、若手職員が農作業体験と意見交換を行う「青空縁農隊」などを実施。

食ミラプロジェクト ～食と環境を未来の子どもたちへ～

https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/syokumira_project.html

（関東農政局）



①BUZZ MAFF

令和5（2023）年度から活動を開始したBUZZ MAFF「駆け抜けて関東」では、Z代等をターゲットとし、フードロス対策をテーマにした料理動画を中心に、令和6年3月時点で6本の動画を配信。



#01 「第1話 真っ黒バナナを捨てないで」

#02 「第2話 ふわとろフレンチトーストから始まる幸せな朝」

#03 「第3話 雪降る季節のりんごティータイム（前編）」



#04 「第3話 雪降る季節のりんごティータイム（後編）」

#05 「第4話 バレンタイン♡みかん大福夢物語」

#06 「第5話 ホワイトデーひなあられ大作戦 ～春はすぐそこに～」



②青空縁農隊

若手職員が持続可能な農業等を肌で感じて業務に活かすことを目的として、令和5（2023）年度から「青空縁農隊プログラム」を開始。第1回は令和6（2024）年2月に「さいたま有機都市計画（埼玉県さいたま市）」を訪問し、農作業体験と意見交換を行った。



③みどり戦略学生チャレンジ

関東農政局は、令和5（2023）年度から管内の農業大学校生及び農業高校生を対象にみどりの食料システム戦略を学び、実践する関東農政局「みどり戦略学生チャレンジ」を実施した。本チャレンジには管内9校17グループが参加し、独自のテーマを設定して環境負荷の低減等の取組を行った。令和6（2024）年2月20日には本チャレンジの優れた取組を表彰。また、参加校、グループによる交流会を行った。



(表彰結果)

～グランプリ～

千葉県立農業大学校 病虫害専攻教室

取組名：物理的防除及び生物的防除資材を利用した
環境保全型農業の実践

～準グランプリ～

群馬県立農林大学校 農と食のビジネスコース

取組名：畑から食卓まで ～持続的な食料生産～

東京都立園芸高等学校SSP（ソーラーシェアリングプロジェクト）

取組名：学びの発信で日本の農業を応援！

神奈川県立中央農業高等学校水田畑中小家畜専攻&養鶏部

取組名：アヒル農法による無農薬水稻栽培

長野県上伊那農業高等学校 果樹班

取組名：土遁プロジェクト～持続的な果樹栽培を目指して～



みどり戦略学生チャレンジ



食品残渣の活用による環境負荷低減への取組

千葉県立農業大学校・土壤肥料専攻教室

◇取組の背景「食品残渣を有効活用し、環境に配慮した農業に取り組みたい！」

昨今、レストランなどにおいて、調理工程中に出る野菜の皮などの食品残渣が大量に廃棄されており、問題となっています。また、日本は肥料原料のほとんどを海外からの輸入に頼っており、原油価格の高騰や原材料供給元が限定されているなどの理由から、肥料価格の高騰が著しく農業経営の大きな負担となっています。

そこで今回、廃棄される食品残渣を堆肥の原料として活用することで、食品残渣の廃棄量を減らしつつ、化学肥料の使用量低減に繋げ、自然環境に配慮した農業に取り組みたいと考えました。

◇取組内容「堆肥の製造（原料：千葉県立農業大学校食堂から出る食品残渣）」

工夫点

堆肥を製造するためには、環境条件（温度、水分、酸素など）を整えることで微生物による有機物（食品残渣）の分解を促すことが大切！

回転できる容器の活用

⇒酸素を供給する攪拌作業の効率化



小さな穴が開いた容器の活用

⇒水分＆酸素条件の適正化



食品残渣の粉碎処理

⇒表面積が増え、分解速度が加速化



◇取組結果「食品残渣堆肥の完成」＆「化学肥料の使用量削減効果の分析」

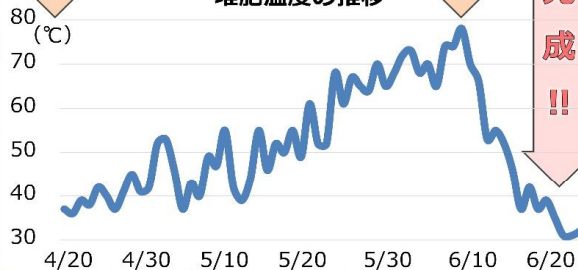
堆肥製造開始

徐々に有機物（食品残渣）の分解が進み、堆肥温度が上昇！！

最高温度記録

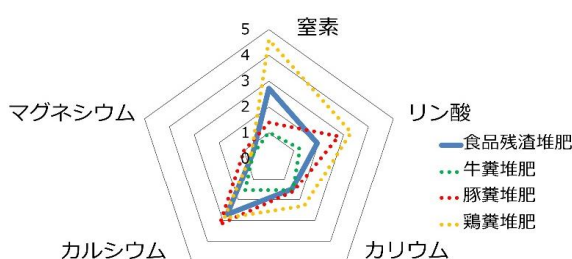
堆肥完成！！

堆肥温度の推移



食品残渣を原料とした堆肥には、他の動物糞堆肥と比べても遜色無い肥料成分が含まれている！
千葉県立農業大学校食堂から1年間で廃棄される食品残渣を原料に堆肥を製造した場合、化学肥料で換算すると**確安約320kg、過リン酸石灰約280kg、塩化カリ約60kgに相当する！**

肥料成分 (%)



◇今後の課題「栽培試験などによる土壌改良効果の把握」＆「堆肥製造作業の効率改善」

①腐熟・安定化した堆肥を用いた栽培試験による土壌改良効果の調査、②堆肥製造作業の改善検討を実施予定

引用文献・参考文献

「食品リサイクル肥料の製造とその効果（牛久保, 2020）」
「堆肥化施設設計マニュアル（畜産環境整備機構, 2022）」
「畜種別堆肥の特徴（千葉県農林総合研究センター, 2022）」
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/taihiriyou/tokuchou.html>)

農林水産省

* 「みどり戦略学生チャレンジ」の詳しい内容はこちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/midori_syokuryou/challenge.html



1 現状の課題と政策の方向

バイオマスの利活用は、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国が抱える課題の解決に寄与するものであり、その推進が求められている。また、エネルギーの安定供給等の観点から、国産の再生可能エネルギーを導入することが重要であるほか、農山漁村における再生可能エネルギーの導入に当たって、地域に豊富に存在するバイオマス、水、太陽光等の資源を有効活用し、地域の所得向上等につなげることも重要である。

2 関東管内の取組状況

バイオマスを製品やエネルギーとして活用していくことは、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものであり、その活用の推進を加速化することが強く求められている。

（取組の概要）

農林水産省をはじめとした関係府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の連携の下、バイオマス産業都市の選定・支援などの施策を通じてバイオマスの活用を推進している。

用語の解説

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」である。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素（CO₂）から、生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

（事例）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進（神奈川県）

株式会社Jバイオフーズリサイクルでは、飲食店等から排出される食品廃棄物を活用して、メタン発酵バイオガス発電及び発酵残渣の肥料利用に取り組んでいる。メタン発酵バイオガス発電から発生する発酵残渣は、普通肥料（バイオ液肥 「はまのしずく」、バイオ固形肥料「はまみのり」）として、農林水産省に登録して販売を行っている。

また、バイオ液肥を圃場にて実証散布して慣行栽培との生育状況や収量の比較を行ったほか、最適な散布方法の検討、病害抑制効果の検証等を行い、その結果、生育及び収量に大きな差がなく、バイオ液肥の有効性を確認した。さらに、肥料のブランド化を目指し、野菜シールを作成して農家への提供を行った。



【野菜シール】



【バイオ液肥を使用し生産した野菜】

（２）再生可能エネルギーの利活用の推進

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー源は、持続的な利用が可能であるとともに、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をほとんど排出しないという優れた特徴を有しており、我が国の農山漁村において豊富に存在する資源である。バイオマスを製品やエネルギーとして活用していくことは、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものであり、その活用の推進を加速化することが強く求められている。

（取組の概要）

農林水産省をはじめとした関係府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の連携の下、バイオマス産業都市の選定・支援などの施策を通じてバイオマスの活用を推進している。

（事例）バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入（群馬県）

NTT東日本グループでは、従前より高崎市の委託事業として、給食残渣のリサイクル（堆肥化）を行ってきた。令和6年6月現在、NTT東日本グループの株式会社ビオストックが新たに同敷地内にバイオガスプラントを建設し、新たに再生可能エネルギーを創出する施設へリニューアルを進めている。（令和6年度竣工予定）

原料は市内で発生する給食残渣と食品廃棄物を予定しており、自施設や地域での電力利用及び堆肥の製造により、地産地消型の資源循環システムの構築を図ることとなっている。



【東京都調布市にある同型設備】

1 現状の課題と政策の方向

持続可能な食料システムの構築のため、フードチェーンをつなぐ食品産業においても、持続可能な方法で生産された原材料を使用し、食品ロスを削減するなど、環境や人権に配慮した持続可能な産業に移行することが求められている。また、このような取組の重要性について消費者の理解を深め、環境や持続可能性に配慮した消費行動への変化を促していくことも重要である。

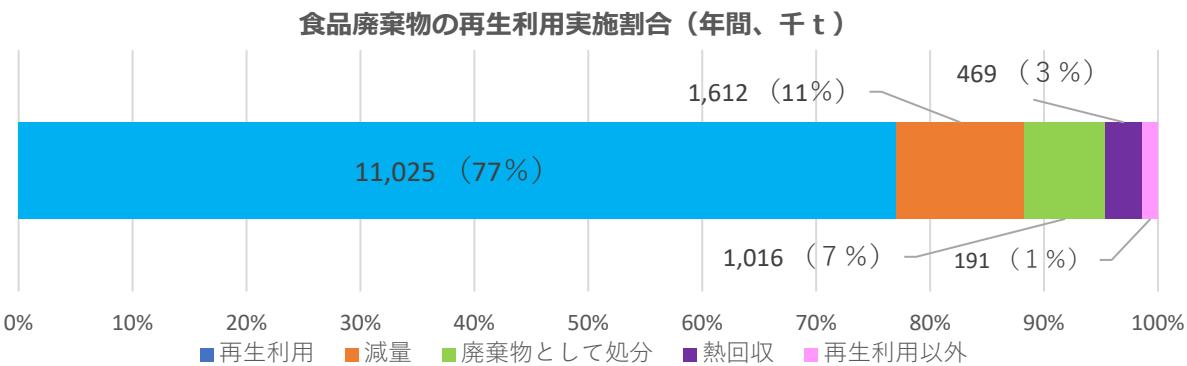
2 関東管内の取組状況

(1) 持続可能な食品産業への転換
(食品ロス削減の取組)

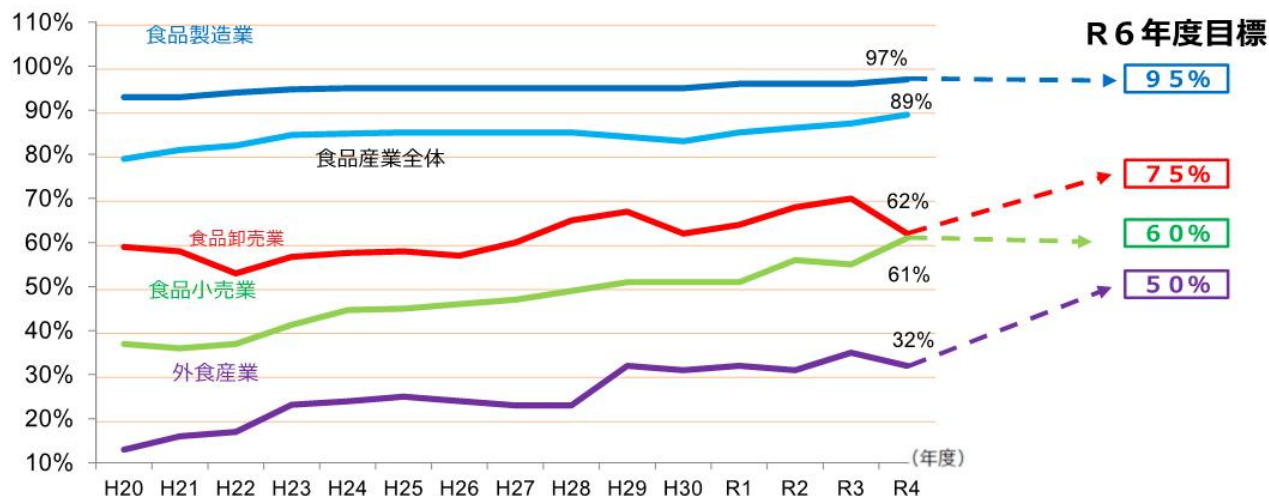
農林水産省では環境省とともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂排出量削減の観点から、「エネルギー利用の推進」や「焼却・埋立の削減」、「社員食堂等からの食品廃棄物削減」の重要性を明らかにするため、令和6（2024）年2月に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく基本方針の改定を行った。

食品廃棄物等多量発生事業者（年間発生量100 t以上の事業者）の食品廃棄物の再生利用実施割合では、再生利用等（再生利用、減量、熱回収）は91%と高い水準となっている。

今後は食品廃棄物等多量発生事業者以外の事業者に対しても、食品廃棄物等の発生抑制の取り組みや、基本方針において業態毎に設定されている目標に沿った食品循環資源の再生利用等の促進を図っていく。



資料：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく令和4年度定期報告より抜粋



資料：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく定期報告結果を用いた推計値

(取組の概要)

農林水産省は、ポスターなど普及啓発資材を活用した消費者に対する食品ロス削減のための啓発活動を行う小売・外食事業者や事業者へ食品ロス削減の普及啓発を呼びかける地方自治体への募集を行い、消費者に対する食品ロス削減のための啓発活動について、令和5年度は締め切りまでに109事業者、84自治体より応募があった。

関東管内では啓発資材を利用した取組の応募が47件（26事業者、21自治体）あり、「てまえどり」等の推進により食品ロス削減の取組が図られた。

(事例) 食品ロス削減の取組の紹介（東京都）

株式会社こだわりや（関東エリア）



Farm to Table Start with Organic

こだわりや



食べものに、
もったいないを、
もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT



①



②

③



②

<店舗で行っている食品ロス削減の取組>

- ① 「てまえどり」POPを全店舗（10月現在、東京・神奈川・埼玉・千葉の49店舗）にて掲示しています。
- ② ろすのんのロゴマークを活用し、「パッケージ不良等の商品にも価値がある」というテーマでPOPを作成し、店舗にて掲示。同時に丸シールも作成し、該当商品に添付の上販売しています。
- ③ 店舗内に賞味期限間近、パッケージ不良の商品たちを集めたコーナーを設け、POPを掲示し販売しています。
- ④ オーガニックライフスタイルエキスポ（9/14～16開催）にて、ろすのんコーナーを設け、商品を展開しました。

<お客様/従業員の反応>

- ① 従業員、お客様共に、「てまえどり」「ろすのん」の認知度は以前に比べ上がっている印象です。
- ② まだまだおいしく食べられるという商品価値を改めて促すことで、該当商品に対する購買意識が上がっているように感じています。（従業員）
- ③ エキスポでは「賞味期限間近」であっても十分に美味しく食べていただけるということを直接お伝えすることができ、このまま廃棄となってしまう可能性のある商品たちを救うことができた実感しました。（従業員）

(食品ロス削減の取組)

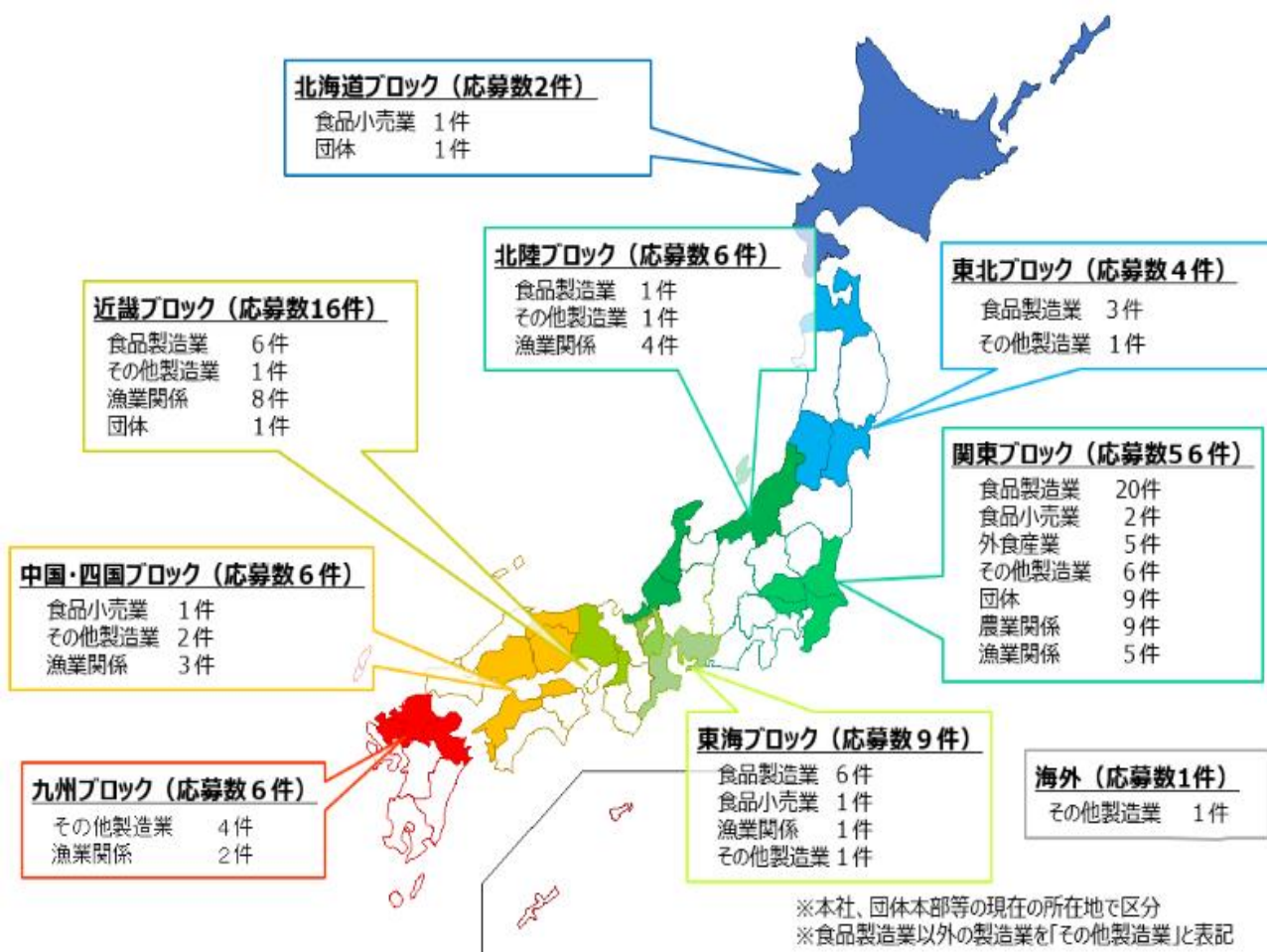
近年、国内外でプラスチックの持続的な利用が課題となっている中、農業・食品産業分野においても、多くのプラスチック製品を活用していることから、積極的に対応していく必要がある。

農林水産省では、農林水産・食品産業の業界団体・企業から、プラスチック資源循環に資する自主的取組を「プラスチック資源循環アクション宣言」として広く公募し、ＨＰで紹介し、それらの取組の発信を通じて国民一人一人の意識を高めていくこととしている。

(取組の概要)

関東管内においては、「プラスチック資源循環アクション宣言」に累計56件の応募があった。

プラスチック資源循環アクション宣言 地域別応募数



(事例) プラスチック使用量を抑制したごみ袋 nocoo [ノクー] の開発・普及 (東京都)

(取組の概要)

ポリエチレン原料に天然ライムストーン（石灰石）を配合することにより、仕様はそのままに従来の100%ポリエチレン製よりもプラスチック使用量を約20%抑制した製品が nocoo である。リサイクルに回らず焼却されることとなるごみ袋は、従来品から nocoo に置き換わることで焼却時のCO₂排出量が約20%削減される。

(取組の実績と目標)

市販の自社製品の nocoo への置き換えを積極的に進めており、2022 年度は、約 5,000 トンを100%ポリエチレン製から nocoo に転換、2020年度比でCO₂排出量を 3,140 トン余りを削減した。この後さらに普及を推進し、2025年度までに年間 14,000 トン以上を nocoo によるものとし、CO₂排出量8,800 トン削減を目指す。

nocoo は自治体の指定袋・推奨袋の材質として認定を受けており、2023年度までに全国 4 自治体にて導入され、関東管内では渋谷区にて導入されている。



【渋谷区推奨ごみ袋】

(2) ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

加工・流通段階では、データ・AIの活用による流通の合理化や、食品製造・加工、小売、外食の労働生産性の向上等が課題となっている。電子タグを活用した商品・物流データの連携や需給予測システムの構築、ロボットを活用した加工・調理の自動化・非接触化により、流通・加工の効率化とともに、食品ロスの削減を目指すこととしている。

(取組の概要)

農林水産省では、ロボット、AI、IoT等の先端技術の導入支援や、その技術の橋渡し役となるシステムインテグレーター（SIer）との接点づくりの促進を図ることにより、食品産業におけるイノベーションを創出し、食品産業の生産性向上を推進している。

（事例）使用後食器の浸水・ラッキング工程の自動化に向けたロボット開発（東京都）

食器を扱う多くの店舗では従業員が手で、使用後の食器を浸水し、取り出しラッキングをしている。心理的負担もかかるこの作業を軽減し、生産性と労働環境を改善するため、店舗でも稼働できる小型ロボットを開発した。

画像認識カメラと光学式の触覚センサーを活用し、把持制御を高精度化したロボットフィンガーハンドによる店舗食器洗浄作業の生産性向上を行った。導入したロボットハンドは、汚れて見えない浸漬槽の中、十何種類もの食器が色々な形で重なっている状況で認識をして、画像や触覚センサーから得られた情報をAIなどを駆使して処理、一つ一つ掴んで持ち上げ、その後ラックに並べる。シンクの中が見えないため、画像認識だけでは難しく、触覚センサーと、さらに持ち上げる指の形も工夫を重ね、実現した。また、厨房が狭いため、人と一緒に作業できるようにするためのスリム化や、周囲にぶつからないような動きの開発、そしてタッチパネルでの操作性などを向上し、店舗の特殊な環境に実装できる形になった。

ピークタイムに洗浄時間として必要になる時間が、523秒から289秒に短縮できることが可能となった。標準店舗で1日中稼働させることを想定した場合、人時生産性は101.7%となることが見込まれる。



【開発したロボットによる洗浄作業】

（3）食品ロスの削減の推進

農林水産省では、コロナ禍から平時に移行する中、食品ロス量も増加に転じる可能性があるため、引き続き事業系食品ロスの削減に向けた取組を推進している。

食品ロス削減の取組を行った上で発生する賞味期限内食品については、フードバンクやこども食堂への寄附が進むよう企業とフードバンクとのマッチングやネットワークの構築を官民協働で推進し、経済的弱者支援にも貢献することを目指している。

（取組の概要）

国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減や生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、農林水産省では「国の災害用備蓄食品の提供ポータルサイト」を設置し、更新により災害用備蓄食品としての役割を終えたものを、原則としてフードバンク団体等に提供している。

関東管内で役割を終えた災害用備蓄食品について、下記のとおり関東管内のフードバンク団体へ提供した



(農林水産省)

提供（保管）場所	提供品目	賞味期限	個数
関東農政局	レトルトパックごはん	令和5年9月、10月	600食
関東農政局茨城県拠点	レトルトパックごはん	令和5年9月、10月	100食
関東農政局栃木県拠点	レトルトパックごはん	令和5年9月、10月	100食
関東農政局群馬県拠点	レトルトパックごはん	令和5年9月、10月	100食
関東農政局千葉県拠点	レトルトパックごはん	令和5年9月、10月	100食
関東農政局東京都拠点	レトルトパックごはん	令和5年9月、10月	100食
関東農政局神奈川県拠点	レトルトパックごはん	令和5年10月	100食
関東農政局山梨県拠点	レトルトパックごはん	令和5年10月	100食
関東農政局長野県拠点	レトルトパックごはん	令和5年10月、11月	100食
印旛沼二期農業水利事業所	さんま味噌煮缶詰	令和5年7月	48食
茨城中部農地整備事業所	アルファ米	令和5年8月	100食

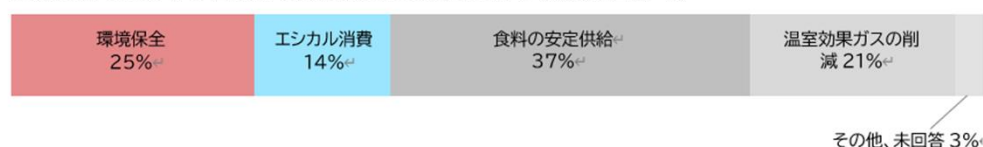
（４）消費者の環境や持続可能性への理解情勢

関東農政局では、消費者の環境や持続可能性への理解醸成を促す取組として、消費者との意見交換会などの機会を捉え、環境や持続可能性に対する消費者の意識を把握するためのアンケート調査を実施した。その結果、「日頃から関心を持っていることは何か？」という質問に対し、「環境保全」、「エシカル消費」との回答の合計は約４割となった。関東農政局からの説明等の周知を受けてからの意識変化については「説明を受けて、環境負荷低減の行動に取り組みたい。」との回答が95%を占めた。

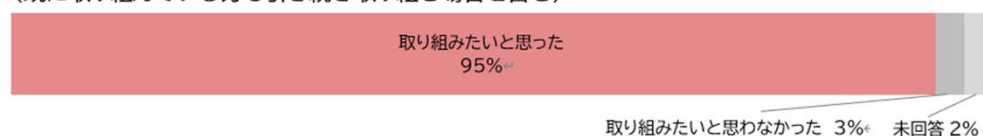
また、個別のコメントとして「これまで脱炭素の見える化に意識が低かったので、知識を高め実践を促したい。」、「環境負荷低減を意識していきたいと思いました。」などがあつた一方で、「手間がかかるから取り組みたいと思わない。」と回答も少数あり、引き続き、消費者への周知を行い、理解を醸成しながら、行動変容を促していくことが必要である。

【アンケート結果】

皆様の暮らしの中で日頃から何に関心をお持ちですか。(複数回答可)



説明を受けて、環境への負荷を低減する取組として、何か取り組みたいと思いましたか
(既に取り組んでいる方も引き続き取り組む場合を含む)



資料：農林水産省関東農政局調べ

有効回収数は2,052人

第3章 農業の持続的な発展

第1節 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

1 現状の課題と政策の方向

認定農業者制度は、農業者が経営の改善を進めるために作成した農業経営改善計画を市町村等が認定する制度である。農林水産省では、認定農業者が同計画を達成できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策等の支援を行っている。

2 関東管内の取組状況

(1) 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し

(法人の認定農業者数は一貫して増加)

令和5年3月末現在の関東管内の同計画の認定数（認定農業者数）は、48,739経営体と全国の2割強を占めているが、その数は過去5年間で、毎年微減となっている。

【図表1-2-1】一方、法人経営体の認定数は一貫して増加しており、令和5年3月末現在で5,328経営体となっている。

また、近年は、経営規模の拡大に伴い、都道府県域を超えて営農を展開する認定農業者も年々増加しており、関東管内では令和5年度末で110経営体（うち法人47経営体）となっている。

【図表1-2-1】 認定農業者数の推移（関東）



資料：農林水産省「認定農業者の認定状況」を基に作成

注：認定農業者数は各年度末時点の数値

(法人化や経営の高度化に向けた課題に対応する必要)

ア 現状の課題と政策の方向

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等の利点がある。人口減少・高齢化により減少する農業経営の農地等は農業法人が重要な引き受け手となっており、今後ともその傾向は続く見込まれる。

また、持続的な経営の発展や経営基盤の強化の観点から、原価管理を含めた経営管理能力の向上をはじめ農業経営の高度化に向けた取組の強化が必要となっている。

農林水産省では、法人化や農業経営の高度化を進めるため、都県が整備している農業経営・就農支援センターによる経営相談や、専門家による助言等を通じた支援を行っている。

イ 関東管内の取組状況

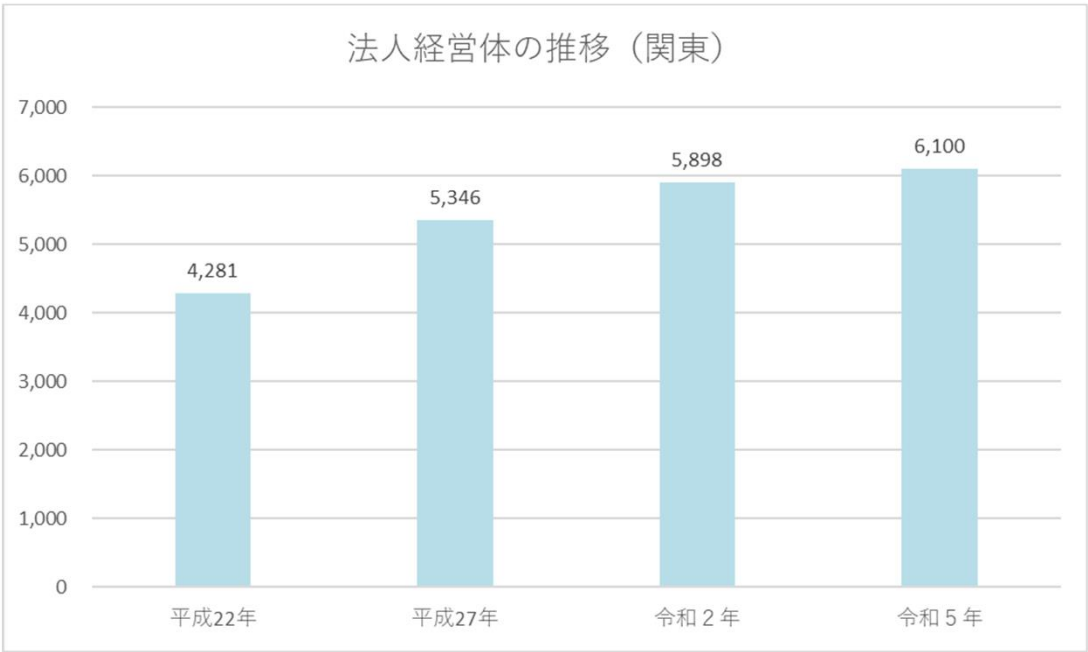
令和5年（2023年）の法人経営体数は令和2年（2020年）から3.4%増加し6,100経営体となった。【図表1-2-2】

農業生産に占める法人経営体等のシェアは拡大しており、令和2年（2020年）の法人等の経営体数は全体の3%である一方、経営耕地面積では14%を占めている。

集落営農組織についても法人化が年々進んでおり、令和5年には令和2年に比べて14組織増加し、1,050組織のうち法人が388組織（37%）となった。

このような状況を踏まえ、関東管内の各都県の農業経営・就農支援センターでは、法人化や農業経営の高度化を図るため、令和5年度に560件の伴走支援を行っている。

【図表1-2-2】 法人経営体の推移（関東）



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注：令和5年については、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

(事例) 農業経営・就農支援センターによる伴走支援 1 (埼玉県)

＜安定的な雇用の確保に向けた法人化と就業規則の策定＞

株式会社こむぎ (埼玉県本庄市)

・経営規模：ねぎ14ha

- 代表の岩崎氏は非農家出身で、大学卒業後、平成30年にねぎ栽培の法人に就職就農した。令和2年に青年等就農計画の認定を受け、法人から独立して農業経営を開始した。

以後、ねぎの機械化一貫体系により栽培規模を拡大し、周年出荷体制や作業受託により経営安定を図っていましたが、安定的な雇用を確保するため、令和4年8月に、埼玉県農業経営・就農支援センターへ法人化について相談を行った。

- この相談を受け、センターは、税理士や中小企業診断士、行政書士、社会保険労務士を派遣して、法人化や労務管理に関する助言や雇用体制整備に対する支援を行った。
- その結果、岩崎氏は、令和5年11月に法人を設立するとともに、就業規則を策定し労働条件を明確化した。



代表の岩崎氏（左から2番目）と従業員の皆さん

(事例) 農業経営・就農支援センターによる伴走支援 2 (静岡県)

＜経営分析による経営課題の明確化と現場改善＞

かつまたファーム株式会社 (静岡県御殿場市)

・経営規模：野菜（夏秋トマト等）：1.6ha

- 同社では、令和2年に大きな設備投資を行い、夏秋トマトのハウス面積を30aから61aに拡大した。

しかし、規模拡大後に病害虫等が発生し、売上が予定を大幅に下回ったことに加え、物価高騰の影響により経費がかさみ、赤字・債務超過となった。このため、専門家による経営面での分析・助言も必要と考え、日頃から経営課題について相談していた普及指導員からの提案を受けて、静岡県農業経営・就農支援センターを活用することにした。

- センターでは、中小企業診断士、普及指導員を構成員とする支援チームを編成し、今後拡大予定の加工品の利益確保に向けた部門収支の正確な把握に関する助言や、経費削減に向け従業員の意見を出しやすくする工夫についての助言などを行った。
- その結果、同社では、部門別経費の振り分けを開始するとともに、コスト削減に関する情報共有のための掲示板を設置し、従業員からコストカットのアイデアを集められるようになった。



代表取締役の勝亦氏親子

(2) 経営継承や新規就農、人材育成・確保等

(新規就農の促進)

高齢化により担い手が減少する中、将来の我が国の農業を支える人材を確保するためには、新規就農者の育成や定着、創意工夫を活かせる農業経営が展開できる環境整備が喫緊の課題となっている。

このため、都道府県や農業団体等の関係機関による新規就農者への総合的なサポート体制の構築や経営発展に必要な農業機械等の初期投資等への支援を効果的に行うことが重要である。

農林水産省では、これらの施策情報の提供や事業の実施に加え、新規就農者の定着に効果を上げている自治体等の事例収集、優良事例の分析、公表を実施した。

(取組の概要)

関東農政局では、新規就農の促進に向けて、令和5（2023）年度に関東管内の字自治体等に対し就農を取り巻く支援課題をテーマとしたヒアリングを実施し、就農者の呼び込み、定着に向けた情報収集を行った。

また、就農準備段階や経営開始段階の資金及び農業用機械・施設等の導入等の支援に関する取組の優良事例を情報収集し、農林水産省ホームページに公表している。

(事例) 新規就農者向けの支援（栃木県）

栃木県

令和4年度作成

経営発展支援事業

H.Mさん（46歳） H.Tさん（45歳） （営農類型：施設野菜）

新規就農を志した経緯・背景

H.Mさんは、県外の園芸高校を卒業、青果物販売に携わっていたが、大好きないちごを自分で作りたいと思うようになったため、夫婦で栃木県内のいちご農家へ独自に農家研修した。

その後、鹿沼市のいちご研修制度で2年間学んだ後、令和4年度に農地取得（賃借）、機械・施設整備を行い、独立自営就農した。

導入した機械・施設等

パイプハウス 6棟



初期投資を行う上で留意したポイント

- ・青年等就農計画を作成する際、普及員や市役所、JA、研修派遣先の農業法人等に相談しながら施設整備内容を検討、経営発展支援事業や県・市単補助事業を組み合わせ、自己負担額を抑えた。
- ・小規模でも高単収を目指すため、経営開始前からJAや地域の先輩農家等に相談して、中古の機械を探してもらいながら、投資計画を練った上で必要な機械・施設を導入した。

導入の効果

- ・ハウスを整備することにより、いちご栽培を開始することができ、年内から出荷が可能になった。
- ・今後は、2年目以降の黒字化を図るとともに、就農4年目に規模を拡大、雇用の導入を図ることで、就農5年後には所得目標の達成を目指す。

就農の状況と今後

就農準備（H30～R3）

- ◇H30～R元（夫婦で研修）
いちご生産、出荷調整作業等
- ◇R2～R3（H.Mさん）
鹿沼市いちご新規就農者研修

- ・1年目は複数品種のいちご栽培について、一連の栽培技術研修
- ・2年目は自分の研修用ハウスを管理して、実践的研修

現在（就農1年目）

- いちご（土耕） 17.3a
（パイプハウス6棟）
- ・育苗ハウス1棟、井戸ポンプ、出荷調整施設、炭酸ガス発生装置、畝立て機、軽トラ（中古）、トラクタ（中古）、動力噴霧器（中古）等
- ・R4年12月から出荷開始

今後の目標（就農5年後）

- いちご（土耕） 20.2a
（パイプハウス7棟）
- ・新品種「とちあいか」や新技術の導入による収獲量の増加、作業の効率化を目指す
- ・目標9.7t（480kg/10a）
（全量JA出荷）

* 「新規就農者向けの支援事例」の詳細はこちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/attach/pdf/nougyou_shigoto2_2-40.pdf



（農業教育の充実）

若い世代の農業への呼び込みを図るためには、都道府県の農業大学校、農業高校等における農業教育を充実させることが重要である。

このため、農林水産省では、若者に農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する若者が増えるよう都道府県が行う農業教育のカリキュラム強化や環境整備等を支援している。

（取組の概要）

令和5（2023）年度は、農業教育の充実を図るため、農業教育高度化事業等を活用し、関東管内6県において農業大学校、農業高校等でのスマート農業や有機農業等に関するカリキュラム強化、研修に必要なスマート農業機械等の導入、先進的な農業者経営者による講義等が実施された。

（事例）AI、ICT、ロボット技術等先端技術に対応できる農業人材を育成（長野県）

長野県では、AI・ICT、ロボット技術等先端技術に対応できる農業人材を育成するため、農業機械メーカーと連携し、農業大学校の養成課程や研修部でのドローンや収量コンバイン等のスマート農業機械等に関する講義や操作体験研修等のカリキュラム強化を実施。

（事例）有機農業や循環型農業など、環境を意識した新たな経営感覚をもった新規就農者の育成（群馬県）

群馬県では、有機農業や循環型農業など、環境を意識した新たな経営感覚をもった新規就農者の育成を図るため、令和5年度より農業大学校の研修部に「有機農業コース」を新設。県内の有機栽培農家による講義や有機JAS認証取得のための講習会などのカリキュラム強化に加え、実習に必要な農業機械等の導入を実施。

（3）女性が活躍できる環境整備

- 関東農政局では、農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進のため農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを支援するため、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりの働きかけを実施。
- 女性農業者が、都県を越えたネットワークの構築、農業経営や地域社会に資する知識を身につけるため、令和5年度関東ブロック先進的農村女性交流交換会（主催：関東農政局、栃木県、栃木県農村女性会議）を令和5年10月24日、25日に栃木県宇都宮市において開催。

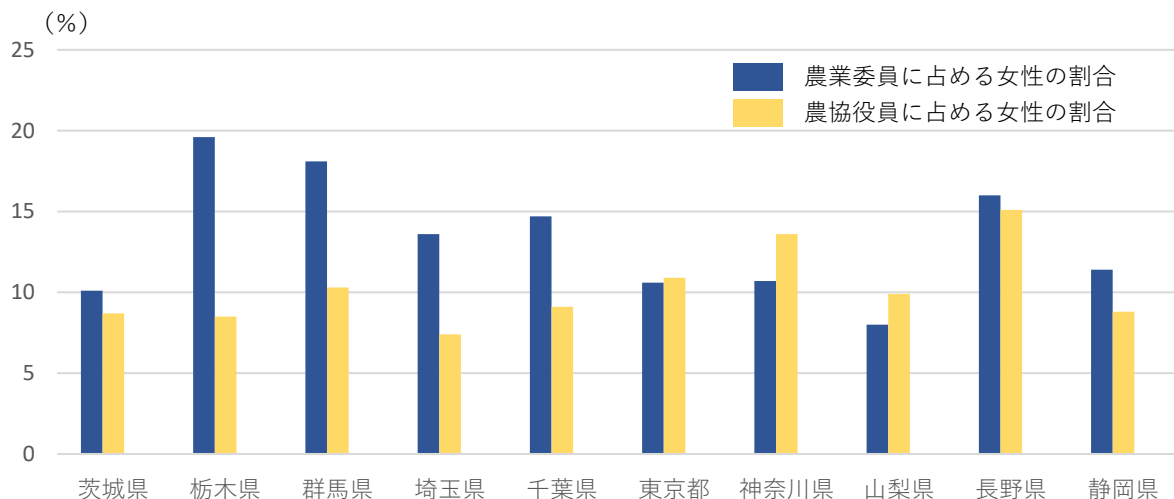
(取組の概要)

令和5年（2023）度関東ブロック先進的農村女性交流交換会（主催：関東農政局、栃木県、栃木県農村女性会議）を栃木県宇都宮市のライトキューブ宇都宮を会場にして開催した。管内女性農業者約110名の参加となった。

1 日目には、ワークショップ・意見交換等を行い、
2 日目に女性農業者からの事例紹介として、株式会社
ワカヤマファーム 若山ちあき氏から「竹林農場での
グリーンツーリズムの取組」及びHinoe Winery
(ヒノエワイナリー) 吉村慎子氏から「醸造用ぶどう
栽培とワイナリー開設の取組」について、現地圃場等
において事例紹介をいただき意見交換を行った。



【図表1-2-3】 農業委員会及び農協の女性登用の割合



資料：「令和４（２０２２）年度 農業委員会及び農協の女性登用の促進に関する状況（農林水産省経営局農地政策課、就農・女性課、協同組織課）」



1 現状の課題と政策の方向

地域農業を維持し、持続可能なものとしていくためには、担い手の育成・確保の取組と併せて、地域の話合いを基に、農業を副業的に営む経営体等を始め、多様な農業人材や主体の活躍を促進することが重要である。

一方、今後20年間で、全国の基幹的農業従事者が現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少することが見込まれる中、農業の持続的な発展と食料の安定供給を確保するには、スマート農業技術の開発とその成果の活用を促進する必要がある。

このため、多様な経営体に対し、経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成や、スマート農業技術を扱える農業人材の育成・確保を図る必要がある。

2 関東管内の取組状況

農業従事者の高齢化や担い手の減少が進む地域・産地において、スマート農業技術等先端技術を活用した農業機械は、省力化・軽労化に資するほか、資材の効率利用、収量・品質の向上等、持続性と生産性の向上に貢献するものであり、大規模経営体を中心に導入が進められているが、中小規模・高齢経営体においてもシェアリングや農業支援サービス事業体を通じた利用の促進が図られている。

農林水産省では、スマート農業技術等先端技術を活用した農業機械について、所有から利用への転換を図るため、農業支援サービス事業体がサービス提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援しており、農業支援サービス事業の普及・拡大を推進している。

* 農業支援サービス関係情報（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html#gl>



1 現状の課題と政策の方向

近年の少子高齢化等により、米の需要は毎年約10万 t の減少傾向に推移、また、農業従事者の高齢化により法人化等の大規模化が図られている状況において、需要に応じた米等生産を推進するうえでも経営支援策である経営所得安定対策等への加入推進が重要。

そのため、経営所得安定対策では、担い手農業者の農業経営の安定に資するため、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（以下「ゲタ対策」という。）や農業経営のセーフティネットとして、農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（以下「ナラシ対策」という。）及び麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を措置。

2 関東管内の取組状況

○ 経営所得安定対策の着実な実施

令和4（2022）年度の関東管内の支払金額は、ゲタ対策が152.4億円、特に、ナラシ対策補填額においては、コロナウイルス感染症の影響を受け3年連続の発動により24.4億円（農業者拠出金含む）、水田活用の直接支払交付金が685.2億円。

【図表3-2-1】 支払実績（令和4（2022）年度）

対策別	全 国	関東管内	管内シェア
ゲタ対策支払金額	2, 1 1 8. 0	1 5 2. 4	7.2%
ナラシ対策補てん 総額	1 8 4. 4	2 4. 4	13.2%
水田活用の直接支 払交付金支払金額	3, 2 2 8. 0	6 8 5. 2	21.2%

（注）ナラシ対策補てん総額は、国費と農業者拠出の合計
（関東管内は、補てん総額24.4億円、交付金18.29億円）

資料：農林水産省

* 経営所得安定対策の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/ninaite/keiei_antei/index.html

（関東農政局）



1 現状の課題と政策の方向

我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。

このような中、食料安全保障の強化、農業の成長産業化を進めていくためには、生産基盤である農地が持続性をもって最大限利用されるよう農地の集約化等の取組みを加速化していく必要がある。

これまでの人・農地プランを基礎として、市町村が農業の将来の在り方や、農地の効率的・総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地を表示した地図等を明確化する「地域計画（目標地図）」が令和5（2023）年4月に法定化された。今後は、この地域計画（目標地図）に基づき、担い手等に農地を集積・集約化していくことになる。

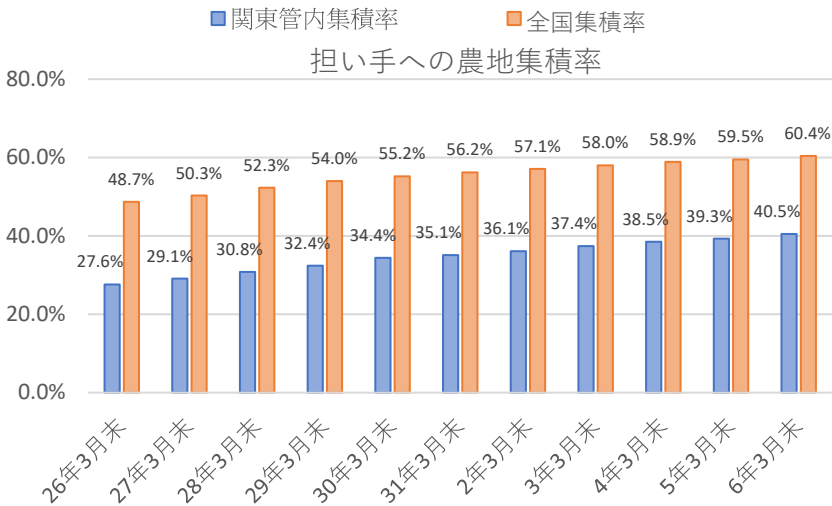
2 関東管内の取組状況

（1） 担い手への農地の集積・集約化の支援

関東管内の令和6（2024）年3月末時点の担い手への農地集積率は40.5%となり、全国の農地集積率（60.4%）に比べ約20ポイント低くなっている。その一方で、農地バンクの取組がスタートした平成25（2013）年度からの農地集積率の伸びをみると、全国の約1.2倍に対して、関東管内は約1.5倍に増加している。

関東農政局では、令和5（2023）年度の担い手への農地集積・集約化を推進するため、令和5（2023）年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法等を踏まえ、地域の中心となる担い手や都県及び農地バンク等との意見交換を行い、制度周知のほか、担い手等の経営意向（規模拡大・縮小、リタイア）を踏まえた早期の利用調整の実施や農地整備事業と連携した農地集積・集約化の推進について、都県・農地バンクとの連携を密にしながら、市町村・地域段階での取組みを支援した。

【図表2-2-1】 担い手への農地集積率、伸び率の推移（平成25（2013）年度～令和5（2023）年度）



資料：農林水産省、関東農政局調べ
注：集積率は、管内の農地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合。

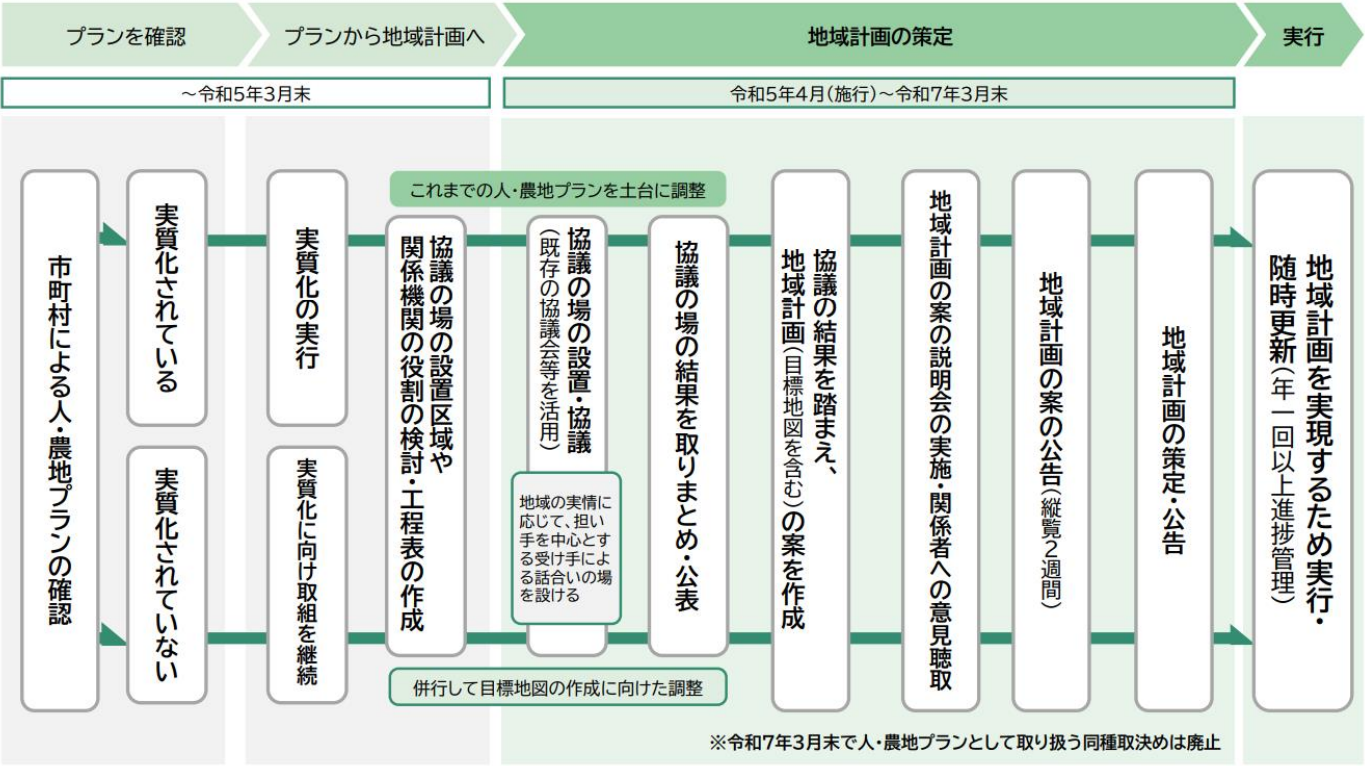
(2) 地域計画の策定の推進

関東管内では、約3,400の地域計画を策定する予定となっている。このため、市町村担当者、農地中間管理機構、農業委員会等を対象に各都県と連携し、説明会や現場での意見交換会を開催するとともに、地域計画の策定に向けた関東管内11地域のモデル地区での話し合いに参加し、取組状況を把握して各地域に共有した。（令和5（2023）年度は計28回）

また、令和6年度末までの2か年で着実に地域計画が策定されるよう、その基礎となる農地の出し手・受け手の意向把握を令和5年度中に実施することについて、各都県を通じて市町村に働きかけを行った。

地域計画の策定・実行までの流れ

基本構想を策定している市町村は、市街化区域(他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く)等を除いた区域を対象に地域計画を策定します。



地域農業を守ろう

農地を次世代に引き継ぐための地域計画に取り組みましょう！

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためには、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。この地域での取組を後押しするため、令和5年4月1日に法律(農業経営基盤強化促進法)が施行されました。



1 現状の課題と政策の方向

我が国の農業を成長産業にするとともに、食料安全保障の確立を図るためには、令和3(2021)年に閣議決定した土地改良長期計画を踏まえ、農地を大区画化するなど、農業生産基盤を整備し良好な営農条件を整えるとともに、大規模災害時にも機能不全に陥ることのないよう、国土強 靱きょうじん化の観点から農業水利施設の長寿命化やため池の適正な管理・保全・改廃を含む防災・減災対策を効果的に行うことが重要です。

2 関東管内の取組状況

(1) 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備

人口減少、高齢化等が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラ管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するために情報通信環境の整備を支援することとして、令和3（2021）年度に「農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）」を新たに創設し、地方自治体や土地改良区、JA等の農業者団体等による計画策定や施設整備の支援を進めている。

また、農林水産省が設置した官民連携の「農業農村情報通信環境整備推進体制準備会」によるサポート（地域課題を踏まえた技術提案、事例紹介、構想づくり支援等）も併せて行っており、ICTに不慣れな地方自治体や農業者団体等への普及・啓発や事業実施に向けた準備段階の支援を行っている。関東管内では、令和4（2022）年度には3地区（静岡県松崎町、しずおか棚田ネットワーク、長野県中野市）、令和5（2023）年度には新たに3地区（安房中央土地改良区、広瀬桃木両用水土地改良区、長野県飯田市）において、農政局職員が現地調査に参加するなどして官民一体となった構想づくり等の支援を実施しているところ。静岡県松崎町においては、同支援の結果、令和6（2024）年度に農山漁村振興交付金を活用した計画策定事業が実施される予定である。



注） 朱書きは施設・設備及び利用用途、青書きは無線基地局を設置している施設を表している。

* 農業農村における情報通信環境整備の推進の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/jouhou_tsuushin/jouhou_tsuushin.html



（事例）「農業農村情報通信環境整備 準備会」による支援

農林水産省が事務局となり、農業農村分野、情報通信分野の知見・実績を有する民間事業者、先進自治体等と連携して、地方自治体・農業者団体等を事業化に向けて準備段階から実施段階まで支援。

○ 経緯

少子高齢化・人口減少の進行等による農業農村インフラの維持管理体制の脆弱化、農業生産活動における労働力不足など、農業農村が抱える課題の解決や、安心して住み続けられる農村生活環境の確保に必要なインフラである情報通信環境の整備を推進するためには、情報通信環境の必要性の普及・啓発、施策の活用促進、不足する知見や人材のサポートなどの取組を、行政、土地改良区、農業協同組合、民間企業等の関係者が連携して行うことが重要である。このため、農業農村において情報通信環境の整備構想を打ち立て、それを実現させるための準備を関係者で連携して行う組織として、令和3（2021）年「農業農村情報通信環境整備 準備会」が発足した。

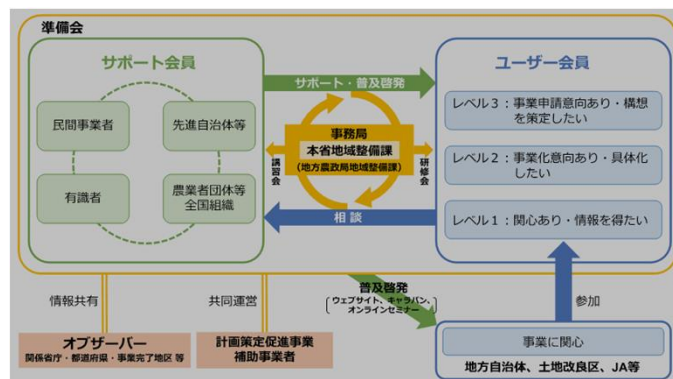
○ 活動

本準備会では、農林水産省が事務局となり、農業農村分野、情報通信分野の知見・実績を有する民間事業者、先進自治体等と連携して、地方自治体・農業者団体等を事業化に向けて準備段階から実施段階まで支援している。

支援を希望する地区には個別にヒアリング、現地調査等を行い事業化に向けたサポートを行っており、令和5（2023）年度は、長野県飯田市、群馬県前橋市（広瀬桃木両用水土地改良区）、千葉県館山市（安房中央土地改良区）に情報通信分野の知見・実績を有する民間事業者等（サポート会員）とともに農政局からも現地調査に参加して、将来の事業化に向けた意見交換を行った。

○ 現場の声

高齢化・担い手不足が進み、将来の農業水利施設の維持管理が不安だったが、情報通信技術をどのように活用できるのか専門家や農政局職員の話聞いて大変参考になった。



準備会のサポート体制



現地調査の様子（群馬県前橋市）

(2) 農業水利施設の戦略的な保安全管理

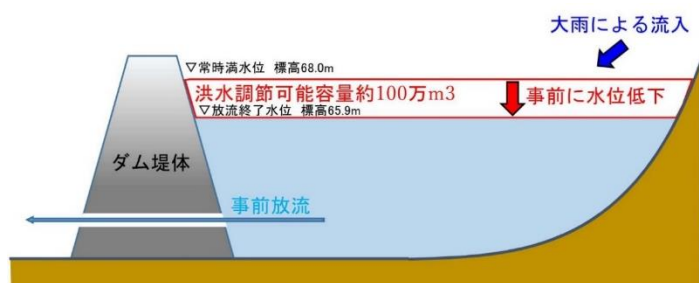
気候変動による水災害リスクの増大に備え、これまでの河川管理者による治水から、氾濫域の流域関係者全体で取り組む「流域治水」に転換。

都市・市街地の近傍や上流域には水田が広がり、多くの農業用ダムやため池が存在。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、流域治水を推進。

関東管内では、農業用ダムの活用（事前放流）、排水施設等の活用、水田の活用（田んぼダム）、ため池の活用（低水位管理）などを実施。

ア 農業用ダムの活用（事前放流）

大雨が予想される際にあらかじめ、ダムの貯水位を下げることで、ダムにより多くの降雨を貯留させることができることから、洪水調節機能が発揮され、下流域の洪水被害リスクを低減させる。全国の414ダム（一級水系267、二級水系147）のうち、関東管内では、国営那珂川沿岸地区の御前山ダムを含め20のダムで治水協定を締結している。なお、令和3（2021）、4（2022）年度において、事前放流の実績はない。



イ 排水施設等の活用

老朽化した農業用の排水路や排水機場・樋門等を整備し、機能強化を行ったり、大雨が予想される際にあらかじめ、排水路の貯水位を下げることで、市街地や集落や農地などの浸水も防止・軽減させる。管内では国営栃木南部地区、国営印旛沼二期地区、国営手賀沼地区において、排水機場や排水路の整備を行い、機能強化を行っている。



西清水川排水路（栃木南部地区）



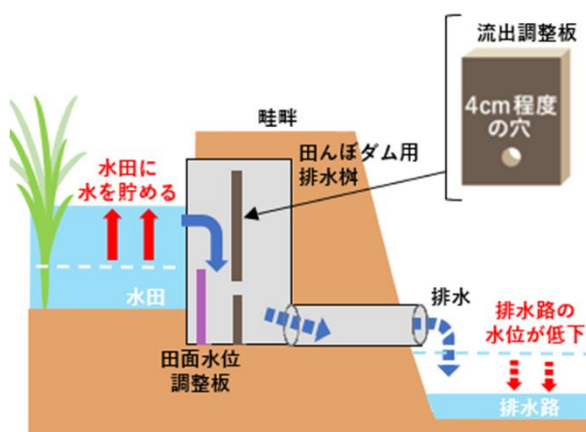
与良川統合排水機場（栃木南部地区）

ウ 水田の活用（田んぼダム）

「田んぼダム」（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって、実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減させる。土地改良長期計画においても、「田んぼダム」について、令和3（2021）年度段階における全国の実施面積約4万haの約3倍以上を目標として設定している。また、国営緊急農地再編整備事業「茨城中部地区」では、令和4（2022）年度に国営地区では全国で初めて田んぼダム（25ha）を導入した。



田んぼダム（栃木県小山市思川西部地区）



排水柵に取り付けた流出調整板の穴からゆっくり排水することで、排水路の急激な水位上昇を防ぎます。

受益面積の減少に合わせて、平時から水位を下げておくためのスリットを設置（長野県長野市浅川池）

エ ため池の活用

台風などの時期にあらかじめ貯水位を下げることによって、ため池堤体からの越流によって決壊のリスクを減らし、ため池自体を守り、また、ため池に空き容量をつくっておくことにより、多くの降雨を貯留させることができ下流域の洪水被害リスクを低減させる。

防災重点農業用ため池は、全国に約53,000箇所、管内2,260箇所あり、管内では令和5（2023）年度までに492箇所のため池で劣化・耐震・豪雨対策を実施している。ため池の堤体補強や洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて低水位管理や洪水時の流出量抑制を図る工事などを行っている。



利水として必要のない期間は、落水により低水位を保ち空き容量を確保（長野県上田市沢山池）



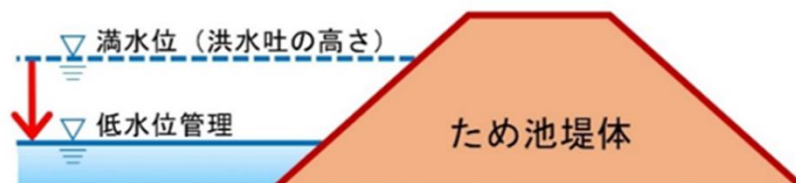
受益面積の減少に合わせて、平時から水位を下げておくためのスリットを設置（長野県長野市浅川池）

(事例) ため池を活用した雨水貯留の取組

長野県では、流域治水の取組の一環として、ため池を活用した雨水貯留を推進。

「長野県流域治水推進計画」に基づき、ため池の低水位管理に取り組むことにより、流域全体で水害を軽減させる流域治水に貢献。市町村やため池管理者を対象とした研修会を開催するとともに、取組方法を記載したリーフレットを配布し、取組を支援。ため池管理者や耕作者の協力を得て、令和5（2023）年にため池の水を利用しない時期の低水位管理を県内4208で実施し、合計約670万m³の空き容量を確保。

今後ため池管理者の理解醸成に努め、取組箇所数を増加することとしている。



排水機場等を活用した機能強化の取組【国営栃木南部農業水利事業】

排水系統の再編を行うと共に排水機場の改修、統廃合や排水路の拡幅改修等により排水機能の強化により、流域全体で水害の軽減に貢献。

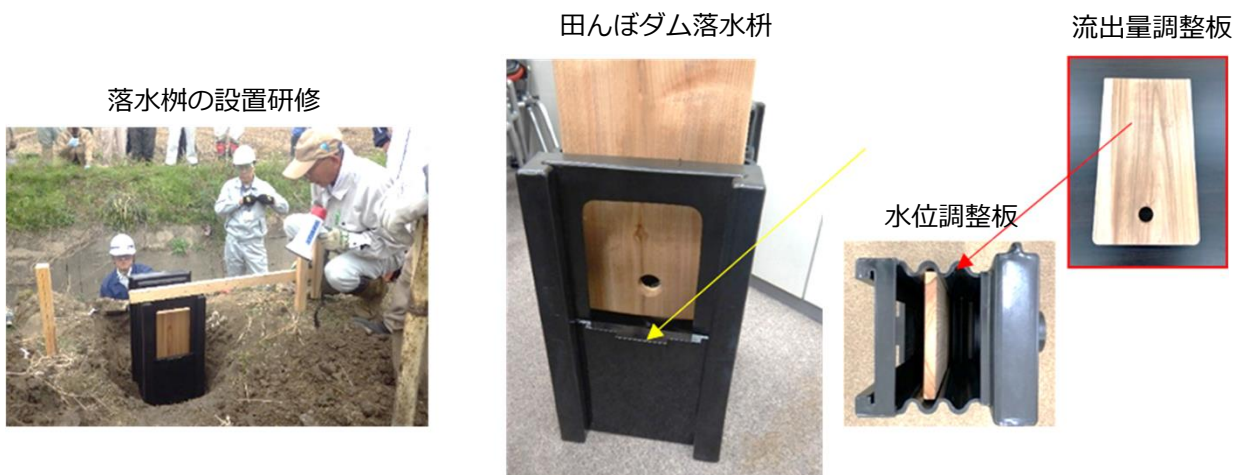
<主要工事>

- ・排水機場（新設・統合）2箇所
- ・排水路（改修）約9 km



水田の貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組【栃木県小山市】

小山市では、平成27（2005）年関東東北豪雨による被害を受け、流域治水の取組の一環として、市独自の支援や多面的機能支払交付金を活用し、田んぼダムの取組を推進。田んぼダムは、令和4（2022）年度末までに延べ2,363ha（落水柵8,542箇所）で実施。



1 現状の課題と政策の方向

我が国の農業生産においては、消費者ニーズや海外市場、加工・業務用等の新たな需要に対応し、国内外の市場を獲得していくため、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築を図ることが重要である。また、食料安全保障の強化に加え、持続可能な農業や海外市場も見据えた農業に転換していく観点からも、需要に応じた生産が重要となっている。

2 関東管内の取組状況

(1) 需要に応じた生産の推進と流通・加工の合理化

○ 品目ごとの需要に応じた生産を推進

食品の外部化・簡便化が進展し、農畜産物の加工・業務用需要の比率が高まる一方、生産サイドではその需要に合わせた対応が十分にできていない。

主食用米の需要が減少する中、食料安全保障の観点から水田だけでなく畑も含めて農地を最大限活用していくため、主食用米から輸入依存度の高い小麦や大豆、加工・業務用野菜といった需要のある作物への本格的な転換を一層進めることが重要である。

このため、国産農産物に対する消費者ニーズが堅調であることも踏まえ、輸入品から国産への転換が求められる小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物等について、水田の畑地化・汎用化を行うなど、総合的な推進を通じて、国内生産の増大を図っている。また、米粉用、業務用向けの米といった今後の需要の高まりが見込まれる作物についても、生産の拡大やその定着を図っている。

○ 農産物の生産・流通・加工の合理化等に向けた取組を推進

農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革を推進することと併せて、良質で低廉な農業生産資材の供給や農産物流等の合理化といった、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことも重要である。

このため、農林水産省では、農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給、農産物の流通合理化に資する事業再編や事業参入の支援を行っている。

(2) 畜産・酪農の経営安定対策を通じた生産基盤の強化

関東管内をはじめとする消費地への畜産物の安定供給や拡大する輸出市場への対応を図るため、補助事業等各種支援策を活用した取組の推進等により、生産や流通の基盤を強化。



(取組の概要)

関東管内は全国の畜産産出額の約2割を占める重要な地域であり、良質なタンパク源である畜産物を安定的に供給することが求められる。特に、国内の大消費地や拡大する輸出市場への対応が重要である。

このため、以下の取り組みが進めている。

ア. 家畜・家さんの飼養頭羽数の維持・拡大

- 経営規模の拡大による収益性の向上
- 繁殖肥育一貫化や多角化による経営の安定
- スマート農業技術の活用による効率化と労働時間の短縮
- 家畜排せつ物の適正管理・有効活用や温室効果ガスの排出削減

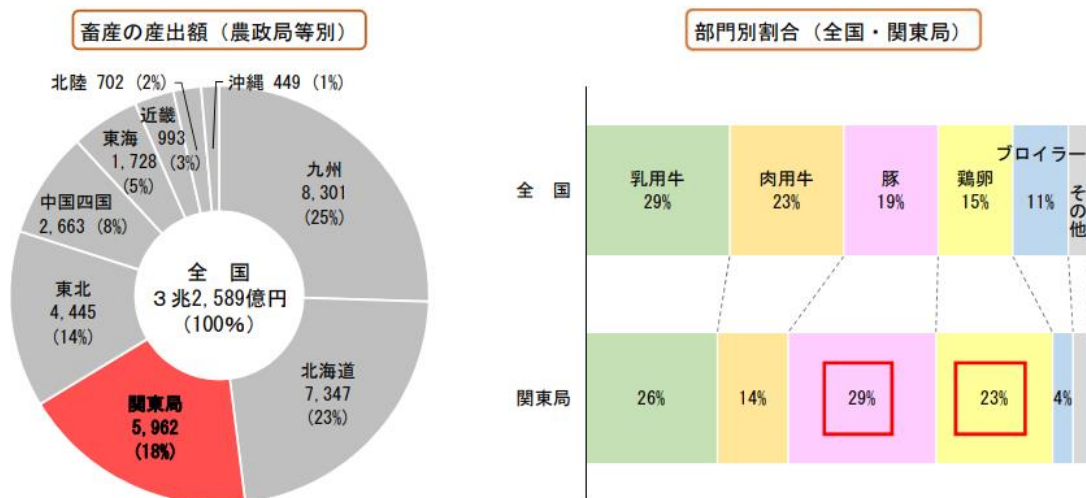
イ. 国産飼料基盤に立脚した生産への転換

- 飼料生産基盤の整備による作付の拡大・収量の増加
- コントラクター等飼料生産組織の育成・強化
- 関東地域飼料増産行動会議を通じた情報の共有

ウ. 畜産物の円滑な流通

- 食肉処理施設の再編等による流通合理化と衛生水準の向上
- 輸出拡大のための条件整備

【図表2-2-1】 畜産の産出額（令和2（2020）年度）



（事例）主食用米を生産する農業法人が飼料生産部門を設立（栃木県）

【（有）那須野農産（那須塩原市）】

<取組主体について>

- ・ 設立：平成18年
- ・ 雇用者数：9名
- ・ 生産作物：主食用米のほか、飼料用としてWCS用稲、ライ麦、青刈りとうもろこし等（主食用米、WCS用稲等の収穫作業の受託も実施）



汎用型飼料収穫機による収穫

<取組について>

○ 概要

- ・ 「集落から耕作放棄地をださない」をスローガンに集落営農型農業法人として設立。
- ・ 米価に左右される不安定な経営が続き、経営の新たな柱として飼料作物の生産・販売を検討。
- ・ 令和3年に汎用型飼料収穫機の導入により、飼料生産部門を強化し黒字経営化。
- ・ 酪農家との情報交換を密に行い、要望に応じた高品質な飼料を生産、販売。生産物に対するクレームはほぼない。
- ・ WCS用稲の品種は、牛が消化困難な子実の割合が少ない極短穂系品種（つきはやか、つきあやか、つきすずか）のみを作付け。

那須野農産の主要品目の作付面積

品目	R5面積（割合）
主食用米	21ha（36%）
飼料用米	3ha（5%）
WCS用稲	20ha（35%）
青刈りとうもろこし	4ha（7%）
ライ麦	9.5ha（16%）
その他（野菜など）	0.7ha（1%）
*他に作業を受託（主食用米、稲WCS等）	

○ 今後の目標及び課題

- ・ 汎用収穫機械を追加導入して2台体制に増強し、粗飼料（WCS用稲、青刈りとうもろこし、ライ麦）の作付面積を33.5ha（R5）から42ha（R9）に拡大し、組織の経営基盤強化を図っていく。
- ・ 若手職員の確保・育成が課題。

（３）新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化

野菜、果樹、茶等園芸作物の持続的な生産基盤強化に向け、農業者や農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化の取組、産地全体の発展を図る取組を支援。

（取組の概要）

○ 野菜

関東管内の野菜指定産地数は248産地（令和6年5月現在）で全国（867産地）の約3割を占めており、野菜の一大産地となっている。指定野菜14品目のうち関東管内の都県で産出額（令和6年度産）が全国順位1位になっているものは、ほうれんそう（群馬県）、レタス（長野県）、はくさい（長野県）、ねぎ（茨城県）、ピーマン（茨城県）、さといも（埼玉県）で、計6品目である。

【図表2-5-3】 管内の野菜指定産地の状況等

都道府県	産地数	作付面積（ha）	収穫量（t）	出荷数量（t）
全国	867	152,164	6,495,988	5,946,082
関東	248	40,007	1,892,268	1,737,978
茨城	30	6,517	305,339	285,512
栃木	28	1,284	60,004	55,035
群馬	47	8,674	454,506	403,547
埼玉	19	2,173	84,435	73,181
千葉	45	7,400	342,583	322,296
神奈川	10	2,036	127,752	119,450
山梨	8	226	10,967	9,824
長野	43	9,744	438,883	406,193
静岡	18	1,953	67,798	62,940

* 指定野菜とは、野菜生産出荷安定法に基づき政令で定められた、だいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、レタス、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、さといも、ばれいしょ、たまねぎの14品目をいう。

* 野菜指定産地とは、野菜生産出荷安定法に基づき、指定野菜の集団産地として育成していく必要があると認められる産地を農林水産大臣が都道府県知事の申出を受けて指定する。

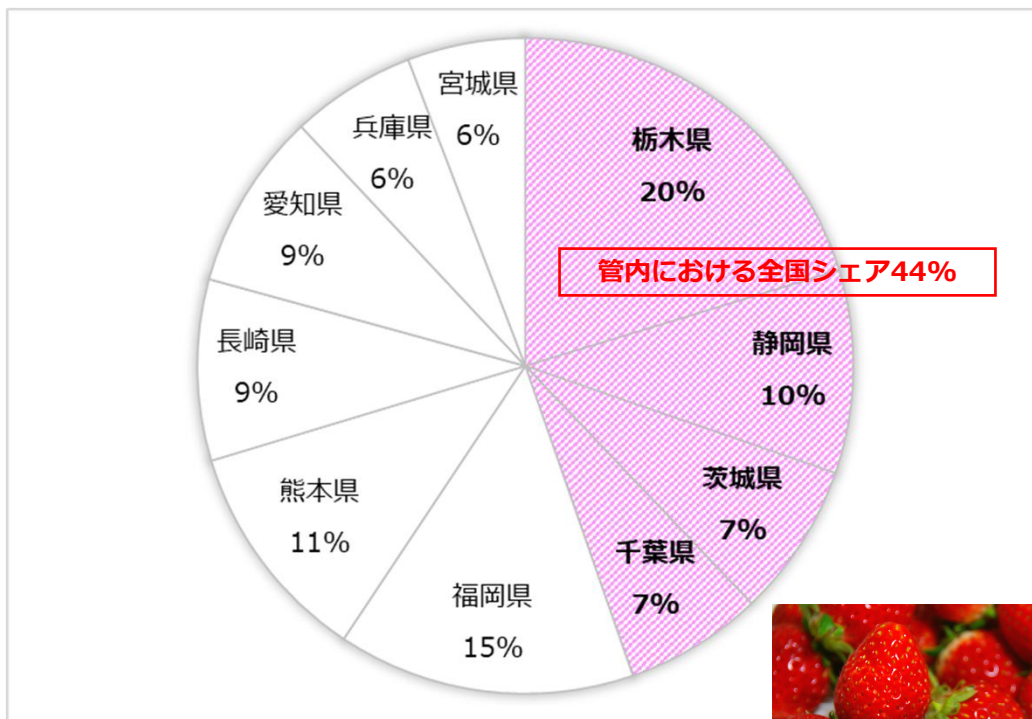
* 資料：関東農政局調べ（産地数は令和6年5月、他は令和3年度実績）

指定野菜以外でも、全国のいちごの県別収穫量上位10県以内に栃木県（全国1位）、静岡県、茨城県及び千葉県が入っており、この4県で全国シェアの約3割を占めている。メロンについては、収穫量全国上位10県以内に茨城県（全国1位）、千葉県及び静岡県が入っており、この3県で全国シェアの約3割以上を占めている。

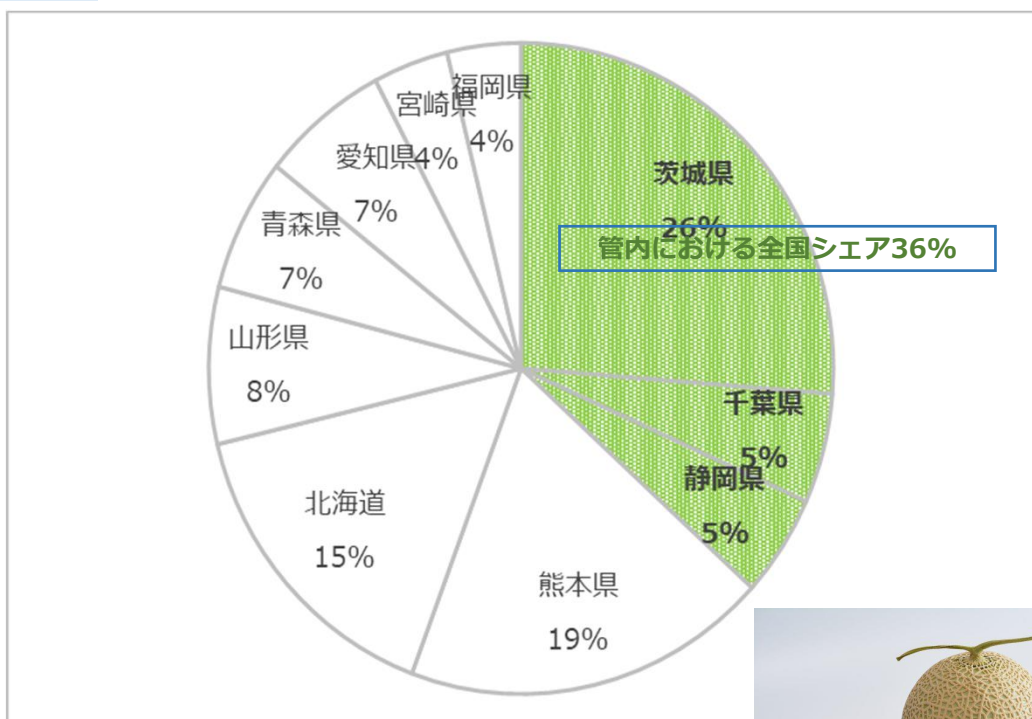
一方、野菜の用途別仕向け量の推移を見ると、食の外部化を背景に、野菜の需要は家計消費から加工・業務用に徐々にシフトし、近年では加工・業務用が全体の過半を占めている。また、家計消費用はほぼ全量が国産だが、加工・業務用は、大口ロットで定時・定量・定価格の供給に対応可能な輸入野菜が増加したことにより、現在の国産割合は7割程度で推移している。

こうした状況の下、関東管内においても、加工・業務用野菜の増産や輸入シェア奪還に向けた、国産野菜への切替え推進、冷凍野菜の安定供給に向けた施設の整備等に係る取組を支援している。

【図表2-5-4】 全国いちごの県別収穫量上位10県の割合



【図表2-5-4】 全国メロンの県別収穫量上位10県の割合

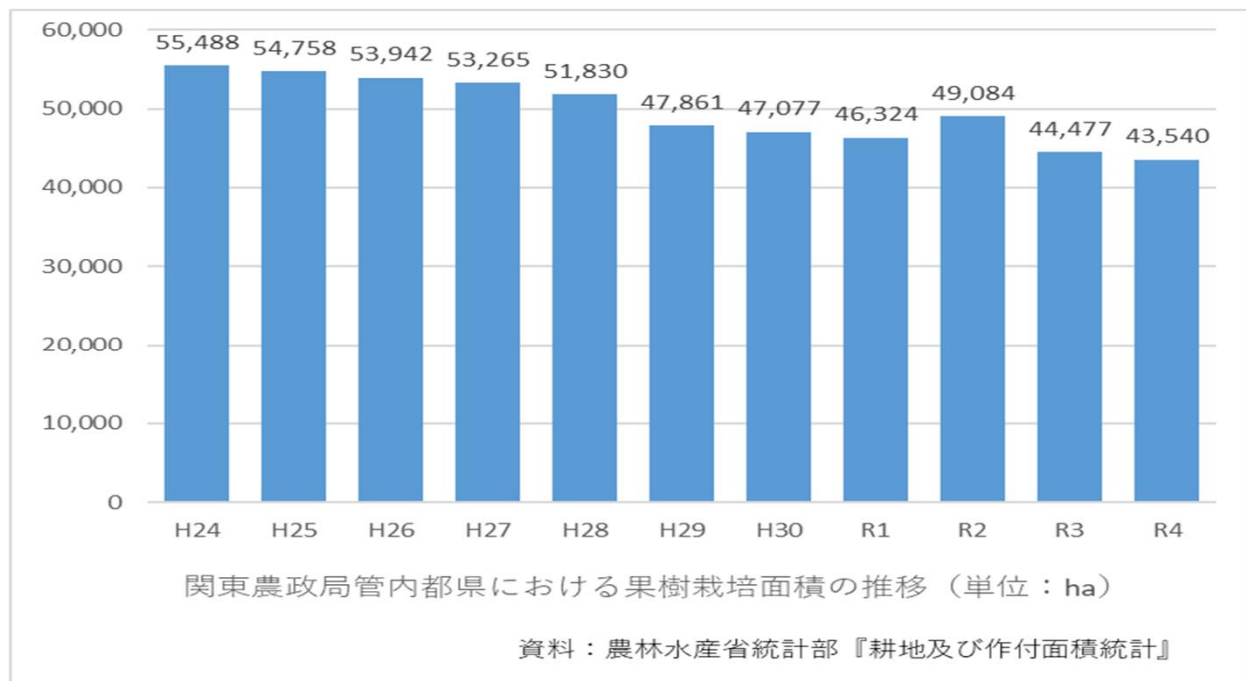


* 資料：農林水産省作物統計2022年

○ 果樹

関東管内における令和4年産の果樹の主要品目の結果樹面積は43,540haで、平成24年産より10年間で21.5%減少している。その原因として、①収穫等作業が短期間に集中する労働集約的な構造であることから、園地の集積・集約化・規模拡大が進展していない、②担い手の減少や高齢化、後継者不足等により生産基盤がぜい弱化し、その結果、減少傾向の需要を上回って生産量が減少する、という状況が主産県産地で見られる。

【図表2-5-4】 関東管内果樹栽培面積の推移



このため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植を支援するほか、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入、新たな担い手の確保・定着に資する取組等を支援した。



りんごの新わい化栽培

○ 茶

販売目的の茶の生産は全国的に減少傾向にあり、関東管内でも経営体数が、過去10年間で15,995経営体（平成22（2010）年）から6,843経営体（令和2（2020）年）へと57.2%減少している。また、栽培面積についても、21,469ha（平成22（2010）年）から17,088ha（令和2（2020）年）へと20.4%減少しており、それぞれ、全国よりも減少率が2.5ポイント、4.0ポイント高い状況になっている。

加えて、関東管内の茶については、傾斜地での栽培が多くを占めることから、今後、高齢化や繁忙期の労働不足等による茶生産のさらなる減少や、消費者ニーズへの対応の遅れによる消費の伸び悩みに対応していくことが重要となっている。

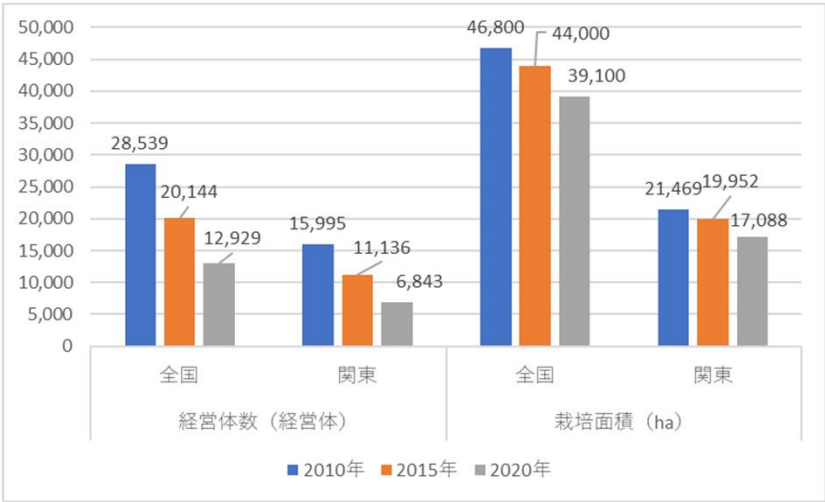
一方で、緑茶の輸出額は過去10年において66億円（平成25（2013）年）から292億円（令和5（2023）年）へと4倍以上に増加しており、抹茶や有機栽培茶に対する需要が拡大し、過去最高となり、海外需要に対応していくことは、引き続き重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、令和5年12月に関東管内の茶生産者、農業者組織等を対象に、茶をめぐる課題について情報を共有し、共通の認識を持つことにより、今後の関東茶業の未来の姿を考えるための場として「関東茶業の未来を考える会」をオンラインで開催した。

第1部では、関東管内の茶生産者、農業者組織等を対象として、有機栽培と輸出向けの茶生産の推進をテーマに「海外市場で求められる有機茶の趨勢」、「海外輸出向けおよび有機栽培の茶生産における課題」に関する講演のほか、当省における支援措置について説明を行った。

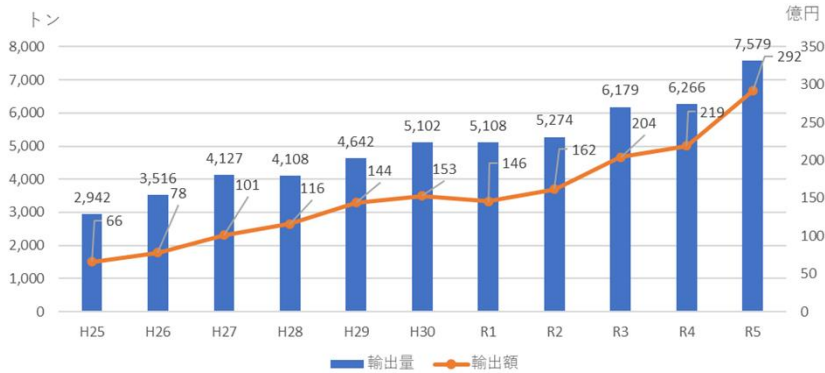
また、第2部では、管内生産県の行政、普及担当者を対象として、21世紀の茶業における品種戦略に関する講演のほか、各県の品種活用の現状について情報交換を行った。

【図表2-5-5】 茶の経営体数と栽培面積の推移



資料：経営体数…「農林業センサス」、栽培面積…「耕地及び作付面積統計」

【図表2-5-6】 全国の緑茶の輸出実績



資料：財務省貿易統計

(4) 米政策改革の着実な推進

水田においては、主に水稻、麦、大豆等の土地利用型作物が生産されており、小麦についてはめん用、パン用として、大豆においても食品用として需要が高まっているものの、関東管内では麦、大豆の作付けはともに横ばいで推移している。

【図表6-2-5】 麦（基幹）の作付の推移



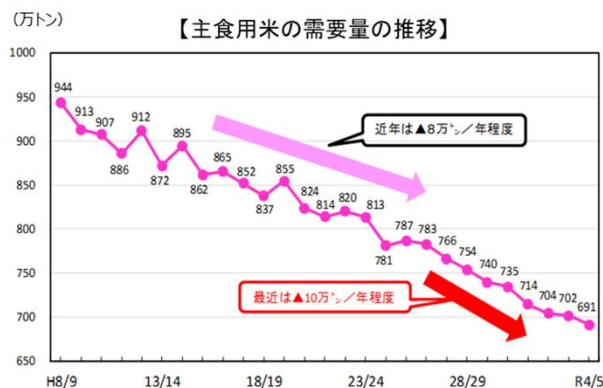
【図表6-2-6】 大豆（基幹）の作付の推移



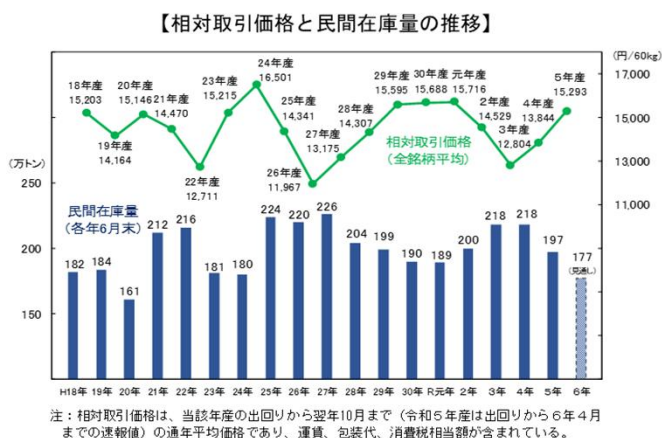
一方、主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にあり、最近の人口減少等を背景に年10万トン程度に減少幅が拡大し、米の販売価格は長期的に低下傾向で推移している。

このような状況から、水田をフル活用し、主食用米から麦・大豆や新市場開拓用米（輸出用米）・米粉用米などの需要増が見込まれる品目への転換等、需要に応じた生産を推進する必要がある。

【図表6-2-7】 主食用米の需要量の推移



【図表6-2-8】 米の販売価格の推移



(5) 麦・大豆の需要に応じた生産の更なる拡大

令和5（2023）年の関東管内における麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の作付面積は3万9,100ha（全国シェア13.2%）、収穫量は14万900t（全国シェア10.6%）となっている。

【図表6-2-9】 管内各都県における麦の作付面積及び収穫量

(単位: ha, t)

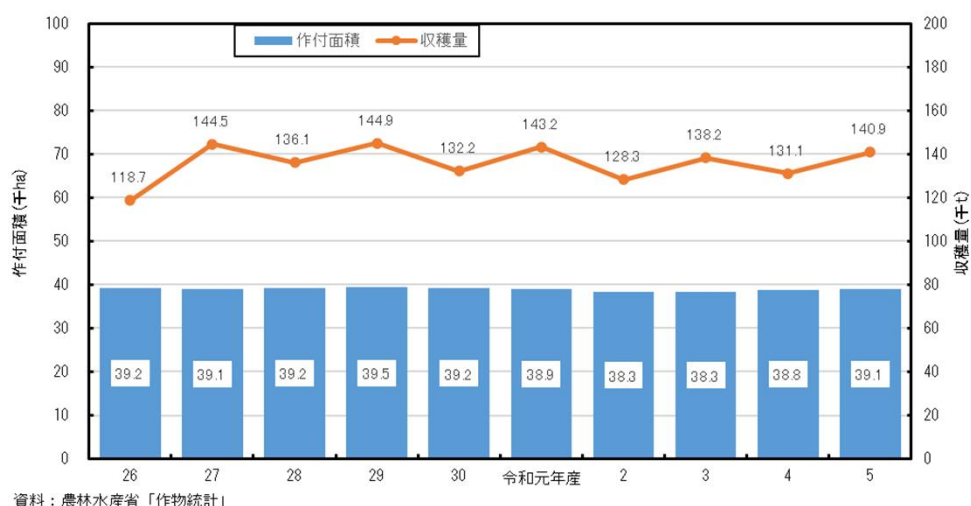
		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡	管内計	全国
小麦	作付面積	4,890	2,480	5,330	5,550	757	11	39	79	2,270	719	22,100	231,700
	収穫量	15,400	8,630	22,400	22,000	2,620	18	83	243	6,150	1,850	79,100	1,094,000
二条大麦	作付面積	942	8,570	1,720	714	x	1	-	-	16	20	12,000	38,900
	収穫量	2,240	35,300	6,300	2,890	x	2	-	-	39	70	46,800	151,300
六条大麦	作付面積	1,460	1,720	509	142	39	-	-	39	682	x	4,590	19,600
	収穫量	3,560	5,070	1,680	643	139	-	-	86	2,440	x	13,600	64,400
はだか麦	作付面積	253	41	1	76	-	-	x	-	-	x	x	5,520
	収穫量	650	130	3	261	-	-	x	-	-	x	x	16,600
4麦計	作付面積	7,540	12,800	7,560	6,480	x	12	x	118	2,970	x	39,100	295,700
	収穫量	21,900	49,100	30,400	25,800	x	20	x	329	8,630	x	140,900	1,326,000

出典：政府統計「令和5年産作物統計」

他の転作作物との兼ね合いや生産者の高齢化等の影響により、平成30（2018）年産以降、作付面積は減少傾向で推移していたが、令和3（2021）年以降は増加傾向となっている。主産地は、栃木県（12,800ha、管内シェア32.7%）、群馬県（7,560ha、同19.3%）、茨城県（7,540ha、同19.3%）で、水田において米の生産調整作物として麦の生産に取り組んでいる地域が多い。

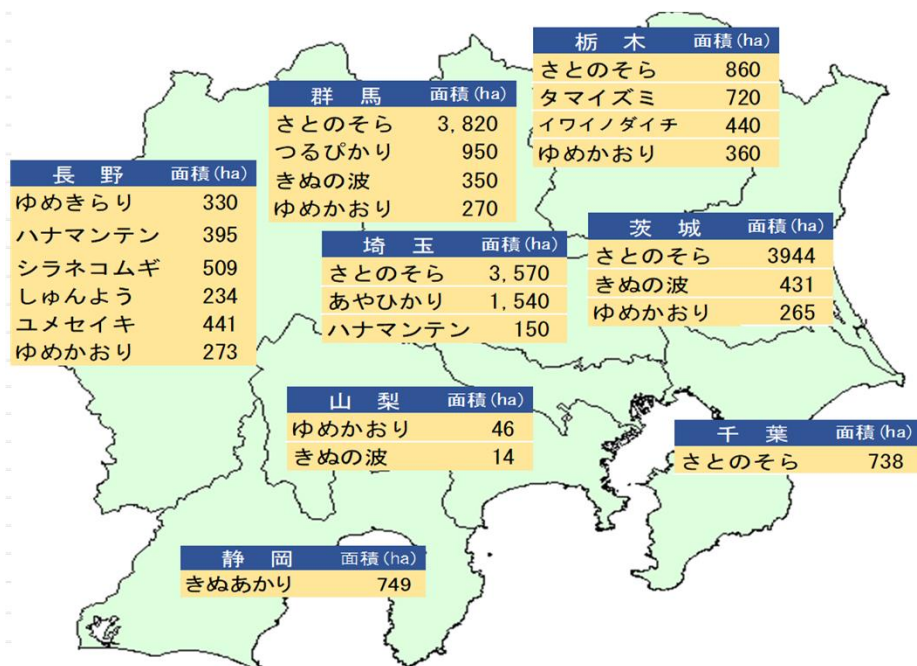
こうした中、実需者が求める量・品質を確保するため品種の転換が進んでいる。例えば、小麦でいうと、関東管内では、以前は日本めん用の「農林61号」が多くの県で作付けされていたが、近年、その後継品種である「さとのそら」への転換が進んでいる。また、日本めん用以外の用途の品種が育成され、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県では、パン用品種の「ゆめかおり（長野県育成）」の作付けがみられる。

【図表6-2-10】 管内における麦の作付面積と収穫量の推移



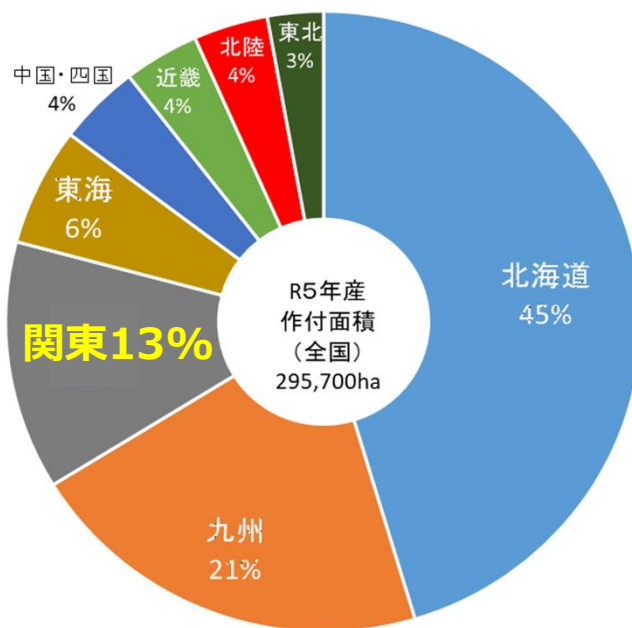
出典：政府統計「令和5年産作物統計」を基に作成

【図表6-2-11】 各県で作付けされている小麦の主要品種（令和4（2022））



出典：農林水産省「国産麦の需要に応じた生産の推進に向けた取組状況調査」を基に作成

【図表6-2-12】 麦の地域別作付面積の割合



出典：政府統計「令和5年産作物統計」を基に作成

次に、令和5（2023）年の関東管内における大豆の作付面積は1万700ha（全国シェア：6.9%）、収穫量は1万2,500 t（全国シェア4.8%）となっている。近年、管内における作付面積はほぼ横ばいで推移している中、主産地は、茨城県（3,430ha、管内シェア32.1%）、栃木県（2,630ha、同24.6%）、長野県（2,260ha、同21.1%）となっている。特に、栃木県、長野県などでは、水稻、麦、大豆の2年3作体系に取り組んでいる地域が多く、麦同様に多くが水田で作付けされている。

【図表6-2-13】大豆の作付面積と収穫量の推移



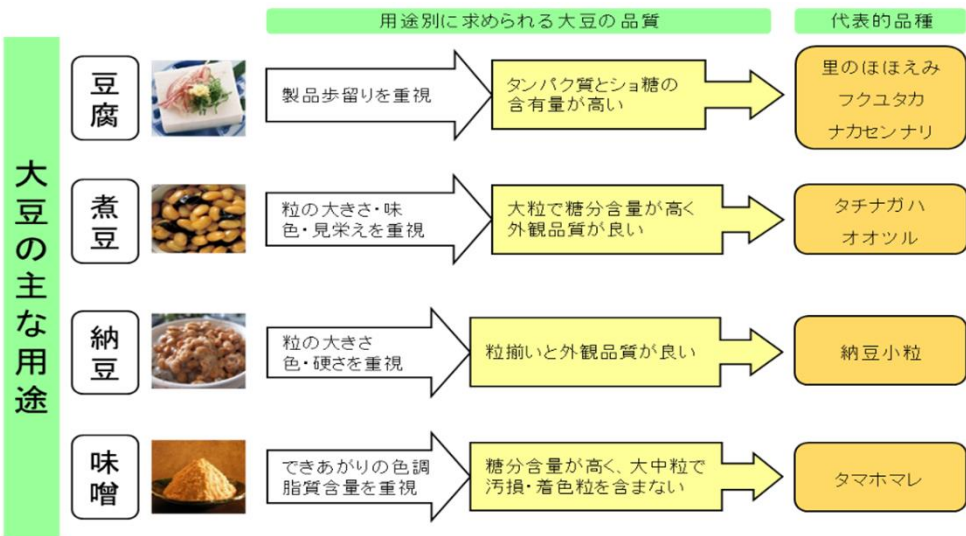
【図表6-2-14】大豆の作付面積及び収穫量

都県名	作付面積	作付面積 管内での割合	収穫量	収穫量 管内での割合
	(ha)	(%)	(t)	(%)
茨城	3,430	32.1	4,050	32.4
栃木	2,630	24.6	3,550	28.4
群馬	276	2.6	290	2.3
埼玉	739	6.9	488	3.9
千葉	883	8.3	830	6.6
東京	5	0.0	6	0.0
神奈川	37	0.3	43	0.3
山梨	212	2.0	214	1.7
長野	2,260	21.1	2,870	23.0
静岡	206	1.9	138	1.1
管内	10,700	100.0	12,500	100.0
全国に占める 管内の割合	6.9%	—	4.8%	—
全 国	154,700		260,800	

出典：政府統計「令和5年産作物統計」を基に作成

大豆は豆腐、味噌、納豆等の原料として用いられるが、それぞれの特性を踏まえ、求められる品質が異なるため、これを踏まえた品種を選択する必要がある。関東地域では豆腐用に「里のほほえみ」、「フクユタカ」、「ナカセンナリ」、味噌用に「タマホマレ」、納豆用に「納豆小粒」の作付けが進んでいる。

【図表6-2-15】大豆の用途別に求められる品質と代表的品種



出典：一般社団法人全国農業改良普及支援協会「国産大豆の品種特性」を基に作成

このように国産麦・大豆については、求められる製品の特性に応じた品種が使用されているなど、実需者ニーズを踏まえた生産が進められている。一方で、作柄が天候による影響を受けやすく供給量や品質が安定していないことから、需要の大部分を輸入で賄う状況が続いている。

また、ロシア・ウクライナ情勢等を始めとする国際情勢の不安定さから、原料の調達先を外国から国内に見直す動きもみられるところである。

こうした状況を踏まえ、国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定的な供給体制の構築に資するよう、麦・大豆生産技術向上事業等を活用して生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援している。

加えて、大豆については、関東管内の先進的な大豆生産者が行っている生産性向上の取組紹介や実需者が求める大豆に関する情報を提供するとともに、大豆の生産拡大及び生産者の経営改善に資するセミナーを毎年開催するなど、需要に応じた生産に取り組むことができるよう支援しているところである。

（6）G A P（農業生産工程管理）の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京大会」という）における食材の調達基準としてG A P 認証等が採用され、全国でG A P の取組が拡大。農業経営体の持続的な発展のため、取組の高度化及び更なる取組経営体数の拡大を図るため、農林水産省において推進方策を策定。

（取組の概要）

関東管内におけるG A P の民間認証取得経営体数についてみると、令和6（2024）年3月末時点のASIAGAPは853経営体（全国の44.2%）、JGAPは2,024経営体（全国の40.0%）となっている（GLOBALG.A.P.の認証取得経営体数は非公表。）。

【図表6-2-16】 ASIAGAP、JGAP認証取得経営体数

	全国	関東管内
ASIAGAPの認証取得経営体数	1,931	853
JGAP認証取得経営体数	5,054	2,024

資料：日本GAP協会

農林水産省では、令和3（2021）年にG A P に係る農業者、有識者等からなる「国際水準G A P 推進検討会」を開催し、令和4年に「我が国における国際水準G A P の推進方策」及び「国際水準G A P ガイドライン（以下、「国際水準ガイドライン」という）」を策定した。この推進方策の中で「令和12（2030）年までにほぼ全ての産地で国際水準G A P を実施」することを目指すこととしている。

現在、都県で策定している都県G A P の取組内容については、「農業生産工程管理（G A P）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年策定）に準拠したものとなっていることから、今後も存続させる場合は、その取組内容を国際水準ガイドラインに則して国際水準に順次、引き上げるよう調整を進めている。

令和4（2022）年度までに国際水準ガイドラインに準拠して改訂されたものは、東京都の「新東京都G A P」と山梨県の「やまなしG A P（農業生産工程管理）手法導入基準（ADVANCE）」となっている。

用語の解説

「G A P」とは、Good Agricultural Practices の略で、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことで、日本では、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPの3種類が普及している。このうち、食品安全、環境保全、労働安全の3分野の取組に、国際的にも一般的となっている人権保護及び農場経営管理の分野の取組を加えたGAPを国際水準GAPといい、GLOBALG.A.P.、ASIAGAPがこれに該当する。

**(表彰) G A Pを通じて持続可能な農業経営を行っていくために今できること
株式会社鈴生（静岡県）**

【J G A P 認証取得による安全・安心な生産・販売の実践と、団体認証による取組農場の拡大に取組む。令和 5（2023）年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール農林水産大臣賞を受賞。】

自社で生産した野菜の安全を担保するため、第三者認証の必要性を感じ、2008年にJGAP個別認証を取得。2019年には自らが団体事務局を担い、グループ会社や地域の農業者とともにJGAP団体認証を取得。現在は、静岡県・長野県・広島県の3県にまたがる広域での団体認証を継続している。

生産工程管理の改善に向けた継続的な取組としては、事務局で毎月発行するNEWS LETTERで、事故件数や事故写真等を共有。農場ごとに事故ゼロ日数をカウントすることで、作業員へ労働安全の意識付けを行うことにより、事故件数を約5割することができた。また、今まで手書きかつ農場ごとに独自であった帳票を、スマホ・パソコンから入力できる自社開発システムを構築し情報共有ができるように改善するとともに、県内外の生産者とも連携して生産計画、出荷管理ができるようにしている。



経営改善に向けては、月に1回社長と若手社員での勉強会の開催や、人事評価の見える化の実施等を行うことで、職員の離職率を大幅に低下させている。また、独自の栽培管理システムを活用し、出荷物にQRコードを添付して取引先に専用IDとパスワードを付与することで、取引先が直接栽培情報を確認可能にしている。

地域への波及については、農業者をはじめとして学生や行政等を対象に、事業の参考や知識の向上につながるような視察会や講演を年間30回以上開催。地域の農業者を巻き込んでG A Pに取り組み、団体認証を取得し着実に構成農場を増やしている。（2019年11農場→2023年15農場）



(7) 効果的な農作業安全対策の展開

農作業安全対策として年2回、全国の行政機関、農機販売店、生産者団体等関係機関の協力を得て「農作業安全確認運動」を実施。

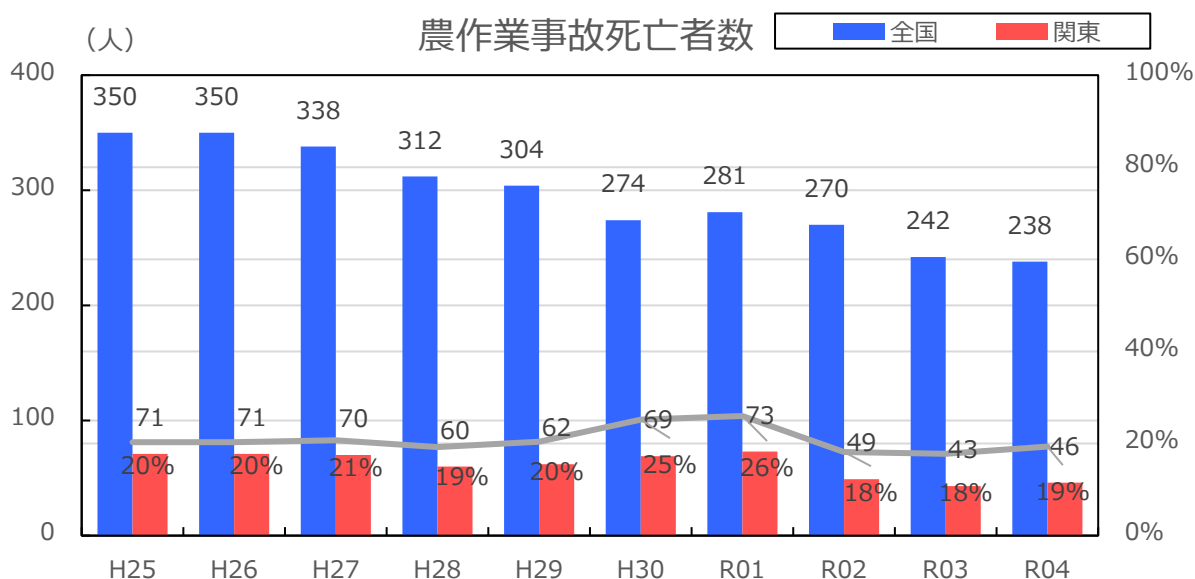
また、同運動において、5月から9月を「熱中症対策強化期間」として位置づけ、都道府県や農業関係団体を通じ、熱中症対策に関する注意喚起や周知を実施。

(取組の概要)

○ 農作業環境の安全対策

農業では、近年、全国で年間300人前後の作業中の死亡事故が発生し、うち関東管内では毎年50人前後の死亡事故が発生している。農業就業人口の減少が続く中で、国民への安定的な食料供給を担う農業の現場における農作業安全対策の徹底は喫緊の課題である。

【図表6-2-17】 農作業事故死亡者数の推移



このような中、農林水産省では、農作業が集中する毎年春（3～5月）と秋（9～10月）の年2回、全国の行政機関、農機販売店、生産者団体等関係機関の協力を得て「農作業安全確認運動」を実施している。令和5（2023）年秋の運動では、「徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策」を重点推進テーマに掲げ、「農業者への声かけ運動」として、農業指導、講習会等の直接的な声かけだけでなく、SNS、ラジオ放送、有線放送、広報誌等の媒体を活用して農業者に対する声かけを実施するとともに、また「研修を通じた転落・転倒対策の徹底」として、すべての農業者を対象に、「農作業安全に関する指導者」等による、農業機械の転落・転倒対策に係るテキストを使用した研修の企画・開催を実施した。。関東農政局でもホームページ等を通じ、農作業安全に関する情報を随時発信している。

* 詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/sizai/annzenntopicsback.html>

(関東農政局)



【図表6-2-18】 農作業安全啓発ポスターとステッカー

令和5年度農作業安全ポスター
全国約2万枚配布



令和5年ステッカー（仕事猫とのコラボ）
全国約50万枚配布



また、農林水産省では、約5,300人の農作業安全に関する指導者が中心となって、農業者に対し農業機械の転落・転倒対策等に関する研修を実施したほか、ポスター等を用いた啓発を行った。関東管内でも研修や会議、集会などの機会を捉えて、計933回、約3万4千人を対象に周知を行った。

○ 農作業中の熱中症対策

農業機械・施設以外の作業では、農作業中の熱中症が死亡事故要因としては最も多くなっている。近年増加傾向で推移しており、特に、高齢者への対策は重要となっている。

関東管内においても新聞、ラジオ放送等や「Maffアプリ」の活用、また、都道府県を通じ、ステッカーの配布し周知を行った。

【図表6-2-19】 『熱中症声かけプロジェクト』との共同作成ポスターとステッカー

令和5年度熱中症対策ポスター



令和5年ステッカー（仕事猫とのコラボ）



1 現状の課題と政策の方向

農業者の労働力不足（関東管内の基幹的農業従事者数＊：平成12（2000）年64.2万人→令和5（2023）年31.5万人）や高齢化（関東管内の基幹的農業従事者のうち、65歳以上の割合＊：平成12（2000）年51.4%→令和5（2023）年71.8%）の進展に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にすることを目指し、デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する新たな農業への変革を実現していくことが必要となっている。

＊農業構造動態調査（農林水産省統計部）より

2 関東管内の取組状況

（1）スマート農業技術の活用の推進

近年、作業の自動化（ロボット技術）、位置情報と連動した作業データのデジタル化・共有化、センシングデータの活用等先端技術を活用した「スマート農業」が進展。

農林水産省においては、令和元（2019）年より、先端技術を活用し、社会実装に向けたスマート農業実証プロジェクト等を実施。また、令和3（2021）年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」の具体的取組のうち、「イノベーション等による持続的生産体制の構築」として「スマート農業」を推進。

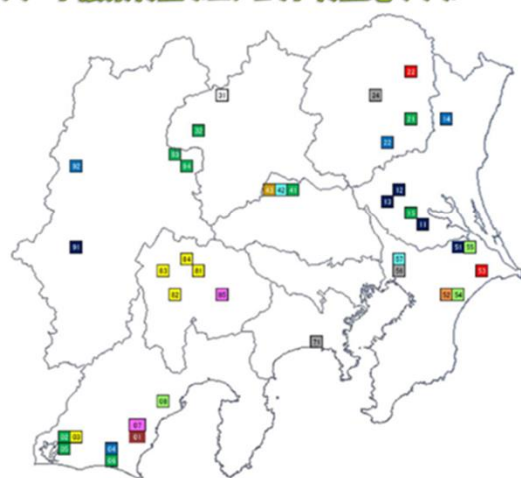
（取組の概要）

関東管内では、39地区でスマート農業実証プロジェクトに取り組まれており、関東農政局ホームページのスマート農業サイトにおいて、その取組概要や成果について都県別・営農類型別に整理し紹介している。

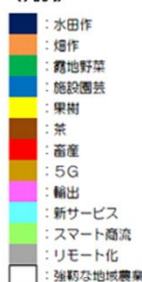
令和5（2023）年12月1日に「スマート農業推進フォーラム2023 in 関東～環境負荷低減に資するスマート園芸技術の社会実装～」を会場とオンラインの併用により開催した。第1部として、環境負荷低減に資するスマート園芸技術の社会実装に向けて有用と考えられる技術や取組について、令和3（2021）年度採択地区における実証成果及び令和4（2022）年度採択地区における取組事例等を紹介した。また、第2部として、みどりの食料システム戦略に貢献するみどりの技術カタログのうち有望技術の社会実装を一層促進するため、技術の開発機関、その導入農業者、普及機関等を交えたパネルディスカッションを「みどり技術ネットワーク会議」として同日に開催した。本イベントには関東地域だけでなく、北海道から沖縄まで約440名の参加があった。参加者からは、地域や産地で実践される持続性と生産性の向上に資する技術の活用事例を積極的に発信することにより、横展開を推進する必要性などの意見が寄せられた。

【図表7-2-1】 関東管内のスマート農業実証プロジェクト採択地区（令和5（2023）年3月）

関東農政局管内
スマート農業実証プロジェクト実証地マップ



(凡例)



採択数一覧

実証テーマ	R元	R2	R2補正	R3	R4	R5	計
水田作	4	1					5
畑作		1			1		2
露地野菜	2	2	4			1	9
施設園芸	2	2					4
果樹	2	1	1				4
茶	1						1
畜産	1	1					2
5G		1		1			2
輸出				1			1
新サービス				2			2
スマート商流				3			3
リモート化				3			3
強靱な地域農業				1			1
計	12	9	5	11	1	1	39

(参考)

*「スマート農業推進フォーラム20223 in 関東
～環境負荷低減に資するスマート園芸技術の社会 実装～」(講演アーカイブ)
https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/smart/smart_2023.html
(関東農政局)



(2) 農業施策の展開におけるデジタル化の推進

政府は行政手続のオンライン利用を原則化するなど、デジタル・ガバメントの取組を推進。農林水産省では、申請者の利便性向上を目指し、所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる電子申請システム（農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF））を構築。

(取組の概要)

農林水産省では、令和4（2022）年3月末時点で約3,300の手続きのオンライン化を完了しており、関東農政局各部が直接受け付ける事業や届出については、eMAFFによるオンライン申請が可能となっている。他方、自治体を通じて行う補助事業について申請可能な市町村は令和6（2024）年3月末時点で約8割となっている。

令和5年度においては、特にeMAFFについて関心の高い市町村を関東農政局管内の1都9県から各5市町程度選定し、eMAFFに関する理解と利活用を促進するため「ハンズオンセミナー」を各都県拠点の主催で実施した。

また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地関連業務の効率化・省力化を図るため「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）」を開発。令和4（2022）年4月からは、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報の紐づけ作業を順次進めるとともに、農地利用状況等の現地確認アプリの運用を開始している。

引き続き、関東管内の各自治体におけるeMAFFの導入拡大を進めるとともに、農業者をはじめとする申請者のeMAFFの利用促進に取り組んでいく。

○ 地理的表示（G I）保護制度の普及

1 現状の課題と政策の方向

地理的表示（GI）保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度である。同制度は、国による登録によりそのGI産品の名称使用の独占が可能となり、模倣品が排除されるほか、産品の持つ品質、製法、評判、ものがたり等の潜在的な魅力や強みを「見える化」し、GIマークと相まって、効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツールとして機能するものである。

GI産品は、令和6（2024）年3月31日現在、43都道府県の140産品、3カ国（イタリア共和国、ベトナム及びタイ）の5産品の合計145産品が国に登録され、うち関東管内では15産品（第99章 巻末参考参照。）が登録されている。

農林水産省では、令和4（2022）年11月にGI保護制度の運用を見直し、農林水産物・食品の輸出拡大、所得や地域の活力向上に資するようGI保護制度の活用を推進している。令和5（2023）年度にはこのような運用見直しの効果もあり、GI申請数の拡大が見られる。また、GIマークの活用とともに、GI産品と他業種とのコラボレーションを通じて、市場においてGIやGIマークを露出する機会を増やし、実需者の認知・価値を向上させていくこととしている。

2 関東管内の取組状況

ホームページや消費者の部屋特別展示等を通じたG I 保護制度の普及啓発に係る情報提供に加え、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口（G I サポートデスク）とも協力し、登録に向け意欲ある産地に出向き制度説明を実施した。また、海外インフルエンサーやワーキングホリデーで来日中の方を対象にG I 産品の収穫体験やG I 制度について紹介を行った。

なお、登録後の産品について、農業者や食品事業者が多数参加するイベント等でのG I 産品と関係企業のコラボに関する個別説明を行った。

こうした中、G I 制度は、登録により大手コンビニとのコラボ商品の開発・販売に繋がったり、生産者の意欲向上等に寄与してきている。

* 地理的表示（G I）保護制度の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act
 （農林水産省）



* 関東管内のG I 登録産品の情報は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/gi_act.html
 （関東農政局）



(コラム) 江戸時代からの食文化である鹿沼独自の在来種を守り継承する「鹿沼在来そば」(栃木県)



江戸時代からの食文化である鹿沼独自の在来種を守り継承するために、山によって分断された沢地を中心とした閉鎖的な栽培環境で、徹底した種の生産管理を行っています。



栃木県鹿沼市内の海拔190～380m付近の中山間地域の圃場で栽培される在来種のそばです。

完熟した玄そばで殻を挽き込んだ味わい深い田舎そば粉と、早刈り収穫した玄そばを挽いた淡い緑調で爽やかな風味のそば粉があります。



登録産品の概要



登録年月日	令和5
登録番号	第136号
名称	鹿沼在来そば(カヌマザイライソバ) KANUMA-ZAIRAI SOBA
区分	第1類 農産物類 穀物類 (そば) 第5類 農産加工品類 粉類 (そば粉)
生産地	栃木県鹿沼市
登録生産者団体	栃木県鹿沼市今宮町1688-1 鹿沼市役所内 鹿沼そば振興会

特性 鹿沼地域の在来種であり、そば実是一般的なそば実と比較して約80%小粒細実(3.8mm～4.2mm)。殻が薄いため、その分香り成分の基となる甘皮の割合が高くなり、剥き実は香りが豊か。麺にすると高いデンプン質により雑味のない甘さがあり、タンパク質が低いため歯切れも良好。

地域との結びつき 生産地は土地がやせ、米の栽培が難しかったため、江戸時代からそばが生産され、食文化として定着。日光連山の南麓に位置した寒暖差が大きい気候により、そばの甘味成分が増加し、良好な食味。栽培地を山によって分断された沢地を中心に選定するなど、交雑防止を図り、在来種を承継。



登録産品パネル

登録産品のパネルデータを下記よりダウンロードできます。ポスターなどの各種配布物、PR資材にご活用ください。

ダウンロード
(PDF: 1,050KB)



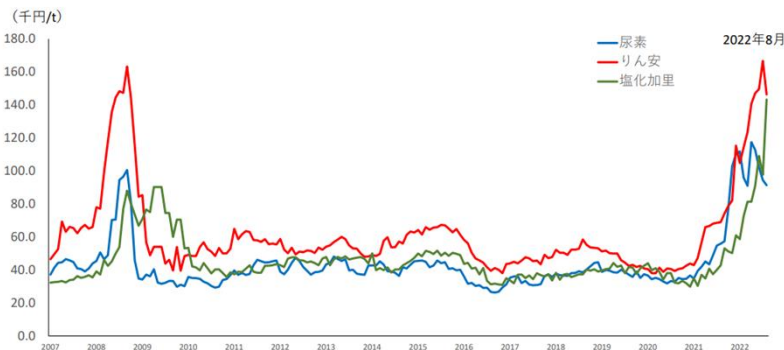
1 現状の課題と政策の方向

世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格の上昇に加え、ウクライナ情勢等を背景に肥料や飼料の国際価格が高騰しており、海外原料に依存している化学肥料の低減や国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際情勢に左右されにくい安定的な肥料の供給と持続的な農業生産の実現が重要である。

肥料について、関東管内には、茨城県の採卵鶏（飼養頭羽数（令和5年2月1日現在）全国1位）、栃木県の肉用牛（同7位）・乳用牛（同2位）、群馬県の豚（同4位）等において、飼養頭羽数が多いことから、耕畜連携の取組等により家畜ふん尿由来堆肥の有効活用を図ることが地域の課題である。

また、国内の汚泥については、有用な資源であるにもかかわらず農業利用が進んでいないため、その活用が重要な課題となっている。

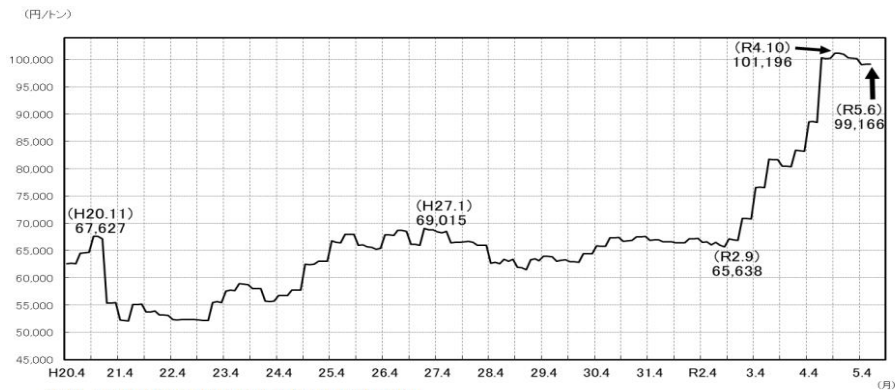
【図表9-1-1】 肥料価格の推移



資料：農林水産省調べ

飼料について、令和2年12月まではトン当たり6万円台で推移していた配合飼料工場渡価格は、その後、ほぼ一貫して上昇し、令和4年10月には10万円を超える水準まで高騰した。特に、養豚と採卵養鶏が盛んな地域を抱える関東管内は、配合飼料の使用量が多いことから、経営への影響緩和が重要となっている。（畜産課）

【図表9-1-2】 配合飼料工場渡価格の推移



資料：（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注：配合飼料価格は、全畜種の加重平均価格である（令和5年6月は速報値）

(1) 肥料価格高騰対策と、国内肥料資源の活用拡大

化学肥料の低減や国内資源を活用した肥料への転換を進めるため、肥料価格高騰対策事業により国内資源を活用する農業者への肥料購入負担を支援するとともに、国内肥料資源利用拡大対策事業により国内資源の活用拡大を支援。

(取組の概要)

○ 肥料価格高騰対策事業

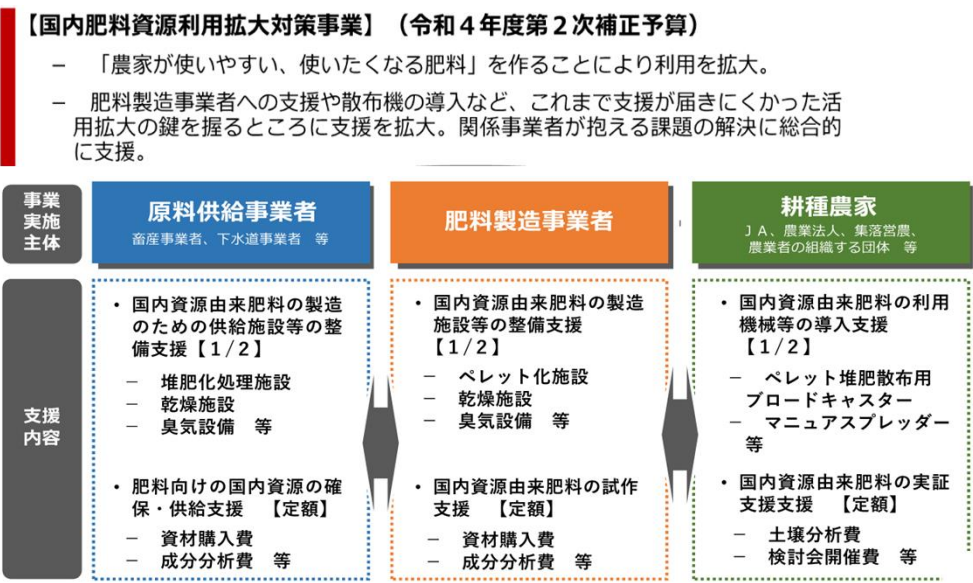
肥料価格の高騰について、海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対して、令和4（2022）年度補正予算により措置された本事業により肥料コスト上昇分の7割を支援した。関東管内では、令和4年度に9都県の秋肥分を支援した。また、令和5年度においても同様に10都県の春肥分を支援した。その後、追加事業として、化学肥料低減定着対策事業を活用して、9県に支援を行った。

○ 国内肥料資源利用拡大対策事業

国内資源を活用した肥料への転換を進めるためには、原料供給事業者（畜産事業者、下水事業者等）、肥料製造事業者、耕種農家等が連携して3者ともメリットのある取組を目指し、「農家が使いやすく、使いたくなる肥料」を作ることが重要となる。そのため、肥料製造事業者が行う取り組みや散布機の導入など、これまでの支援が行き届かなかった活用拡大の鍵となる部分に支援を拡充した。

令和45年度（1次・2次・3次）募集において、関東管内では、国内肥料資源を利用した新たな肥料による栽培実証等を行うソフト事業1219地区、肥料製造施設等の整備を行うハード事業14地区を採択した。

【図表9-1-3】 肥料価格の推移



○ 関東地域国内肥料資源利用拡大ネットワークの開設

関東管内の畜産事業者や下水事業者等の原料供給事業者、肥料製造事業者、耕種農家等の肥料利用者など、様々な立場の関係者における国内肥料資源の利用についての関心や取組の検討をねらいとして、令和5（201323）年2月に開設した「関東地域国内肥料資源利用拡大ネットワーク」には、現在約300名が登録しており、今後、公募情報の発信、関連施策や取組事例等の紹介、関係者の交流機会の提供などを行っていくこととしている。

（2）関東農政局管内における汚泥肥料の活用推進プロジェクト検討会

関東農政局では、国内資源肥料原料の利用拡大、汚泥肥料の利用促進を図るため、汚泥肥料の活用推進プロジェクトを展開。

本プロジェクトの一環として、汚泥肥料の農業利用に係る取組事例や課題について把握し、汚泥肥料に関する情報発信のあり方について助言を求める検討会を開催。

（取組の概要）

令和5（2023）年1月19日、学識経験者、自治体、関係団体、農業者等の関係各層からの委員の参画を得て、関東管内における汚泥肥料の活用推進プロジェクト検討会を対面及びWebの併用形式で開催した。

委員15名、対面参加者23名、Web参加者200名、計238名。

本プロジェクトによる汚泥肥料関係者へのアンケート調査結果や汚泥肥料生産者マップの紹介、汚泥肥料生産事業者や農業者、地方公共団体等から汚泥肥料に係る取組事例の紹介のほか、汚泥肥料の利用に関する意見交換等を実施した。

* 関東管内における汚泥肥料の活用推進プロジェクトの詳しい内容は、こちらをご覧ください。

関東農政局管内における汚泥肥料の活用推進プロジェクト検討会
<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/sizai/kentou.html>
(関東農政局)



品質管理に取り組む汚泥肥料生産業者マップについて
<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/sizai/220909.html>
(関東農政局)



国内肥料資源利用拡大対策事業概要
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/attach/pdf/kokunaishigen-21.pdf
(農林水産省)



(3) 配合飼料価格高騰緊急対策事業

国際情勢により高騰する飼料価格の畜産経営への影響を緩和するため、生産者に補填金を交付する配合飼料価格安定制度の異常補填基金の積増し等を実施。

(取組の概要)

飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛で3～5割、濃厚飼料中心の豚・鶏で5～6割となっており、濃厚飼料として配合飼料を使用することは、牛、豚、鶏のどの畜種においても一般的に行われていることから、配合飼料価格の高騰は畜産経営に大きな影響を与えることとなる。特に、養豚と採卵養鶏が盛んな地域を抱える関東管内（＊1）は、配合飼料の使用量が多いことから影響も大きい。

このため、令和4（2022）年度において配合飼料の高騰対策として配合飼料価格安定制度における異常補填基金への積増し等を措置するとともに、令和5（2023）年度においては、配合飼料価格安定制度に飼料コストの急増を段階的に抑制する新たな特例を設け、令和5（2023）年度第1四半期以降の生産者の実負担額の急増による影響を緩和した。

なお、飼料生産基盤の整備等による作付の拡大・収量の増加（＊2）、コントラクター等飼料生産組織の育成・強化（＊3）、関東地域飼料増産行動会議の取組を通じた情報の横展開等により、国産飼料の生産・利用拡大を進めている。

- ＊1 養豚：関東管内各都県における飼養頭数が全国の25%を占める。
群馬県（飼養頭数全国4位）、千葉県（同5位）、茨城県（同7位）が主産県。
採卵養鶏：同じく31%を占める。
茨城県（飼養羽数全国1位）、千葉県（同2位）、群馬県（同8位）、栃木県（同10位）が主産県。
（農林水産省「畜産統計」（令和5年2月1日現在））

- ＊2 畜産公共事業による支援地区数：5地区（令和5（2023）年度）
（飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を支援）

- ＊3 飼料生産組織の育成・強化による支援地区数：2地区（同上）
（飼料生産組織が、飼料の生産・販売や作業受託の拡大を行うために必要な機械等を導入し、売上高を向上させる等組織運営の強化を図る取組を支援）

【図表9-1-4】 配合飼料価格高騰対策

令和5年度第1四半期以降対策（新特例）	
【予備費：965億円の内数】	
(1)概要：	現行制度では、 配合飼料価格が上昇した後に高止まると、補填が発動せず、生産者の実負担額が急増する可能性 。こうした状況においても畜産経営への影響を緩和するため、 制度に「新たな特例」を設けて、生産者に補填金を交付 。
(2)対象者：	配合飼料価格安定制度加入者
(3)要件：	① 2年間以上連続で補填が発動 ② 異常補填が発動しない 等
(4)補填単価：	輸入原料価格の当該四半期と 直前2.5年間の平均価格 との差額（ただし、前期の3/4を上限とする）

- ＊ 配合飼料価格高騰緊急対策事業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/attach/pdf/siryo_r5_3-2.pdf
（農林水産省）



1 現状の課題と政策の方向

食料の安定供給や農畜産業の振興を図るため、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病や植物の病害虫に対し、侵入・まん延を防止するための対応を行っている。

また、近年、近隣のアジア諸国・地域において継続的に発生している越境性動物疾病の侵入を防ぐためには、関係者が一丸となって取組を強化することが重要である。

他方、近年の温暖化による気候変動により、病害虫の発生地域の拡大や発生量が増加するとともに、化学農薬に過度に依存した防除により病害虫の薬剤抵抗性が発達し、農薬に依存した防除に限界がある状況となっている。

このため、改正植物防疫法に基づく総合防除を推進し、化学農薬のみに依存しない、発生の予防・予察を中心とした仕組みを構築し、病害虫防除体制の充実・強化を図る取組を進めている。

2 関東管内の取組状況

関東管内での高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病の発生に備えた体制を整備。

これら伝染病が発生した場合は、対策本部を設置し、まん延防止のために必要な防疫活動等の支援を行うとともに、関係畜産物の生産、流通及び消費に係る混乱防止のための対応を迅速かつ的確に実施。

(1) 家畜防疫の推進

(高病原性鳥インフルエンザの発生状況)

高病原性鳥インフルエンザは、その伝播力の強さや致死性の高さから、地域の養鶏産業に及ぼす影響が甚大であり、国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かしかねないだけでなく、鶏肉・鶏卵の輸出が一時的に停止するなどの影響が生じることから、引き続き発生予防とまん延防止を図る必要がある。

令和4（2022）年シーズンにおいては、過去最大となる26道県84事例が発生し、約1,771万羽が殺処分対象となったことから、鶏卵の価格高騰や欠品が生じるまでの影響が見られた。令和5（2023）年シーズンにおいては、令和6（2024）年3月末時点で9県10事例が確認されており、約79万3千羽が殺処分の対象となった。このうち関東管内では、3県3事例の発生が確認されており、約47万7千羽が殺処分の対象となった。

* 発生状況の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r5_hpai_kokunai.html#2

（農林水産省）



（豚熱の発生状況）

豚熱は、その伝播力の強さや致死性の高さから、地域の養豚業に及ぼす影響が甚大であり、国民への豚肉の安定供給を脅かしかねないだけでなく、豚熱の発生している地域等から豚肉の輸出ができなくなるなどの影響が生じることから引き続き清浄化を目指していく必要がある。

我が国においては、平成30（2018）年に26年ぶりに国内で豚熱が確認されて以来、令和6（2024）年3月末時点において20都県で計90事例が発生し、約36万8千頭が殺処分された。令和5（2023）年度においては、3県4事例の発生が確認されており、約1万2千頭が殺処分された。このうち関東管内では、1県1事例の発生が確認されており、約1,100頭が殺処分の対象となった。

なお、8月には、佐賀県で豚熱の感染事例が確認されたことから、飼養頭数で全国の約3割を占める養豚の主要産地である九州地方においても豚熱対策の実施が急務となった。

* 発生状況の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/domestic.html>

（農林水産省）



（発生都県が実施するまん延防止のための防疫措置等への支援）

関東農政局では、関係者の非常連絡網を作成するとともに、防疫活動の支援のために派遣する職員の事前登録リストを作成し、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病の発生時に備えた体制を整備している。

令和5（2023）年シーズンにおいては、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際には、局長を本部長とした対策本部を開催し、関係機関との連絡調整及び情報収集、疫学調査チームの活動支援等を実施した。また、群馬県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例では、同県の要請を受けて関東農政局職員を防疫作業従事者として派遣した。



鶏肉・鶏卵安全

インフルエンザが発生した場合でも
感染が確認された鶏のお肉や卵が
市場に出回ることはありません。

（豚熱ウイルス拡散防止のための情報発信）

関東農政局では、さいたま新都心駅前の大型映像装置を活用して、登山者、キャンパー及び山林関係者に向けて、豚熱ウイルスの拡散防止のための注意喚起を行った。

具体的には、令和5年9月1日～30日まで、1日80回、15秒の映像及び音声メッセージを流し、豚熱ウイルスを山林から持ち帰らないためのポイントを周知した。

農林水産省関東農政局からのお願い

【山林に立ち入る皆様へ】

野生いのししの中で豚熱という病気が広がっています。
人間に感染することはありませんが、
豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。

豚熱ウイルスの拡散防止のため、

4つのお願いがあります。

- 1 靴の泥は山で落としましょう。
- 2 飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。
- 3 家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう。
- 4 いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡してください。



山林に立ち入る皆様へ

豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします。

野生いのししの中で豚熱という病気が広がっています。
人間に感染することはありませんが、
豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。
ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。

1 ウイルスは土にも含まれます。靴の泥は山で落としましょう。

2 いのししを誘引しないよう飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。

3 家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう。

4 いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡して下さい。

農林水産省 関東農政局

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/keikaku.html

大型映像装置を活用した山林に立ち入る者への注意喚起

(2) 植物防疫の推進

関東管内では、各都県において地域の実情に応じた総合防除の実施に関する計画を策定。総合防除計画のうち、サツマイモの大産地である茨城県及び千葉県においては、農業者が遵守すべき事項として、サツマイモ基腐病に係る予防や防除に関する措置を定め、サツマイモ基腐病の発生予防及び駆除又はまん延の防止対策を実施。

また、農業者に対して総合防除の認知及びその推進を図るとともに、都道府県や農業者団体等が中心となる各地域における総合防除の普及推進のため、全国の地域ごとにキャラバンを開催することにしており、関東管内においてもキャラバンを開催し、取組事例、新規技術や課題の共有等を通じて気運を醸成。

* 都道府県が策定した総合防除計画はこちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/keikaku.html>

(農林水産省)



(火傷病に対する対応)

近年の気候変動や人やモノの国境を越えた移動の増加等に伴い、有害動植物の侵入・まん延リスクが高まっている。

令和5（2023）年に得られた情報により、令和3（2021）年に中国において我が国が侵入を警戒している火傷病が発生していたことを確認したため、令和5（2023）年8月30日付けで火傷病菌の宿主植物（りんご属、なし属）の生植物（花粉等）の輸入を停止するとともに中国産花粉の回収・廃棄を実施した。

関東農政局では、

- ① 中国産なし及びりんご花粉の回収・廃棄に係る経費
- ② 本病発生時に迅速に農薬を散布するために必要な農薬の備蓄に必要な経費を消費・安全対策交付金により支援した。

また、本病の侵入・まん延防止に万全を期するため、令和5（2023）年度に中国産花粉を使用した園地を対象に、令和5（2023）年秋季及び令和6（2024）年春季において、本病の発生の有無を確認するための調査を実施しており、これまでに本病の発生はないことを確認している。

（植物防疫法に基づく緊急防除）

① テンサイシストセンチュウ

平成29（2017）年9月、長野県諏訪郡原村において、アブラナ属植物やほうれんそう等を寄主植物とするテンサイシストセンチュウが国内で初めて確認され、本線虫のまん延を防止するため、平成30（2018）年4月から植物防疫法に基づき、寄主植物の作付けの禁止及び移動を制限する緊急防除が開始された。その後、令和4（2022）年9月には同県南佐久郡川上村及び南牧村で本線虫が確認され、令和5（2023）年6月に川上村1地区及び南牧村1地区について防除区域に追加されている。

関東農政局では、本省植物防疫課、名古屋植物防疫所及び長野県と連携し、長野県が主催する現地説明会に参加する等、情報収集を行うとともに、緊急防除に要する経費について、消費・安全対策交付金で支援している。

② アリモドキゾウムシ

令和4（2022）年10月、静岡県浜松市において、アサガオ属植物やサツマイモ属植物等を寄主植物とし、サツマイモ等に甚大な被害を及ぼすアリモドキゾウムシが確認され、植物防疫法に基づき、令和5（2023）年3月から寄主植物の作付けの禁止及び移動を制限する緊急防除が開始された。

関東農政局では、テンサイシストセンチュウの緊急防除同様、関係機関と連携するとともに、緊急防除に要する経費について、消費・安全対策交付金で支援している。

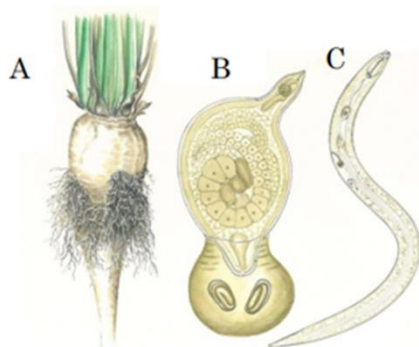


図 テンサイシストセンチュウ
A：ふだんそう属の被害根
B：雌成虫 C：幼虫



図1 アリモドキゾウムシ（成虫）

第1節 農村における所得と雇用機会の確保

1 現状の課題と政策の方向

農山漁村において人口減少・高齢化が進む中、農林漁業関係者だけで地域の課題に対応することが困難になってきており、これまで農林漁業に携わっていなかった多様な主体を取り込み、農山漁村の活性化を図っていくことが重要となっています。

農山漁村における所得向上に向けては、農林漁業所得と農林漁業以外の所得を合わせて一定の所得を確保できるよう、多様な就労機会を創出していくことが重要であることから、従来の6次産業化の取組を発展させ、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて付加価値を創出する「農山漁村発イノベーション」の取組を推進しています。

2 関東管内の取組状況

(1) 農泊の推進

「農泊」を農山漁村の所得向上や地域の活性化を実現する上での重要な柱として位付け、主要観光地に集中している訪日外国人旅行者を含めた観光客を農山漁村に呼び込み、宿泊者の増加や農林水産物の消費拡大を図る。このため、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において、「農泊」をビジネスとして実施するための体制の構築や地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援。

(取組の概要)

農泊をビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流を促進することで、農山漁村における所得向上と地域の活性化を図ることを目的として、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において、農泊の実施体制の整備、観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、取組に必要な人材育成、古民家等を活用した滞在施設、体験・交流施設の整備等を支援する。

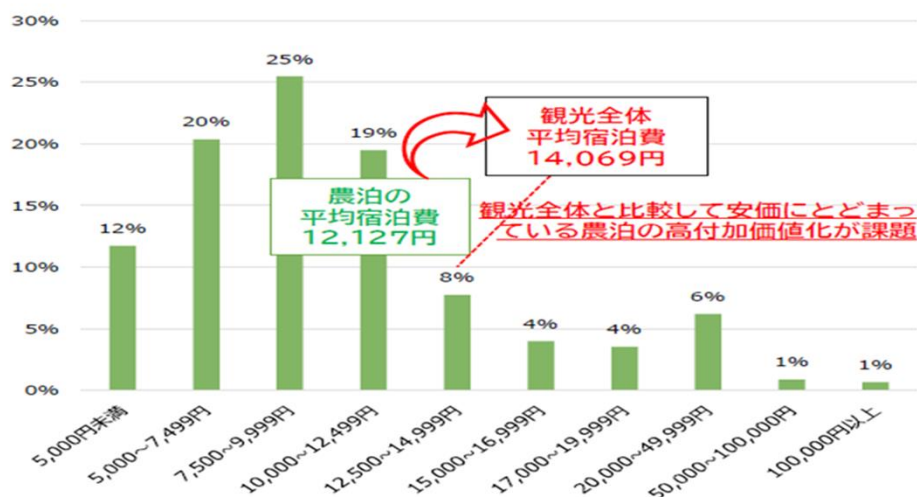
関東管内では、平成29（2017）年度から令和5（2023）年度末までの7年間に、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において135地区を採択し、「農泊地域」と位置付けた。

農泊地域において、1泊あたりの平均宿泊費は1万2千円で、観光旅行全体の1万4千円に比べ安価にとどまっており、農泊地域への誘客による消費拡大の増大に向け、農泊の高付加価値化が課題となっている。



【図表4-2-1】 高付加価値化の課題

令和4年度 農泊地域の平均宿泊費分布（円／人泊）



資料：農林水産省令和5（2023）年「農泊をめぐる状況について」

農山漁村発イノベーションにより農泊地域における取組がビジネスとして継続し、農山漁村へ国内外の観光客を呼び込んでいけるよう、多様化するニーズに対応できる実施体制の整備や高付加価値な観光コンテンツの開発などを引き続き支援する。

また、活用できる関係省庁の補助事業や人材育成のためのセミナー等の情報提供、農泊地域が連携して課題解決に取り組むための都県単位のネットワークの構築を推進する。

用語の解説

「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことである。地域資源を観光コンテンツとして活用し、訪日外国人旅行者を含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図る。

* 農泊の推進の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html

(農林水産省)

* 農山漁村振興交付金の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

(農林水産省)



■農泊動画の紹介（「土と海と人」）

*「農泊・ワーケーションから始まる、新しい生活スタイル」の詳しい内容は、こちらをご覧ください。<https://ntoursyohin.xbiz.jp/tsuchitoumitohito/>（土と海と人プロジェクト）



（２）農福連携の推進

農業分野に加え林業、水産業における障害者等の受入れを推進するため、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）において、農林水産物生産施設及び加工販売施設の整備やトイレ・休憩所等附帯施設の整備、農産物等の生産・加工技術等の習得、作業工程のマニュアル化等を支援。

令和元（2019）年6月、首相官邸に設置された「農福連携等推進会議」において、農福連携等推進ビジョンが決定され、農福連携に取り組む主体を令和6（2024）年度末までに新たに3,000創出する予定。

農業者、福祉事業者、行政関係者等で構成される「関東ブロック農福連携推進協議会」を平成23（2011）年7月に設立し、セミナーの開催やメールマガジン等による情報発信等を実施。

（取組の概要）

関東管内では、平成29（2017）年度から令和5（2023）年度までの7年間に、農山漁村振興交付金（農福連携対策）において28地区を採択し、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等の雇用・就労に配慮した生産・加工・販売施設や安全・衛生面に係る附帯施設等の整備等を支援し、障害者等の受入体制の整備を推進している。

また、平成23（2011）年7月に、行政、福祉、農業等の関係者で構成する「関東ブロック障害者就農促進協議会（関東ブロック農福連携推進協議会（令和6年1月18日名称変更）」を全国に先駆けて設立し、セミナーの開催やメールマガジン等による情報発信等を通じて、農業分野における障害者就労の促進を行っている。

・会 員：119名（令和5（2023）年10月末時点）

・事務局：関東農政局

* 農福連携の推進に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>（関東農政局）



* 農山漁村振興交付金の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html（農林水産省）



この他、農福連携等に取り組んでいる団体相互の情報交換の促進やネットワークの強化により農福連携等の取組を更に推進するため、先進的な取組事例の紹介や会員相互の意見交換を行う場として、関東ブロック農福連携推進セミナーを令和6（2024）年3月18日に開催し、支援制度等の施策紹介、取組事例の紹介、参加者との意見交換を実施（会場参加者数37名、オンライン参加者数111名）した。

用語の解説

農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であるとともに、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる取組。近年、農業者による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託など、様々な取組が見られるものの、障害者等の受入体制の整備や農福連携の認知度向上が課題。



【株式会社ウィズファーム (松川町)】

地域の高齢農業者の離農が見込まれることから、担い手としてそれらの農家から農地を借受け、規模を拡大し、地域農業の活性化の一翼を担いたい。

○ 概要

- ・地域の高齢の農家などから農地を積極的に引き受けて、農業生産の規模を拡大するとともに、ノウフクJASの認証を初めて受けた事業者として、農福連携の認知度向上や販路拡大にも貢献。
- ・自社農産物のPRのため、各地のイベントやマルシェへ参加するほか、高速道路のサービスエリアでの直売を実施。
- ・株式会社ひだまり (就労継続支援A型事業所・B型事業所) から施設外就労として、また自社の就労継続支援B型事業所からも精神障害者、知的障害者及び身体障害者の計16名が農作業に従事。
- ・工賃向上や販路開拓、農福連携のPRを目的に、令和元年11月に「ノウフク」ASの認証を取得。



ノウフクリんご



りんご園での作業

○ 成果

- ・地農作業を細分化して手作業を増やすことで、障害者がストレングスを活かした作業に従事できるため、継続して作業を行えるようになった。また、多くの障害者を受入れることが可能になった。
- ・長野県の平均工賃 (16,930円) を上回る工賃 (30,074円) を実現。
- ・「ノウフク」ASの取得により、取引先が拡大。
- * ノウフク・アワード2023 グランプリを受賞



農福マルシェ

* 農福連携の取組事例については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>

(関東農政局)



第2節 農村を支える新たな動きや活力の創出

1 現状の課題と政策の方向

持続可能な農村を形成していくためには、地域づくりを担う人材の養成等が重要となっています。また、都市住民も含め、農村地域の支えとなる人材の裾野を拡大し、活力の創出を図っていくためには、農村関係人口の創出・拡大や関係の深化を図っていくことが必要である。

2 関東管内の取組状況

(1) 都市と農山漁村の交流の推進

ア 農山漁村発イノベーション

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の拡大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。

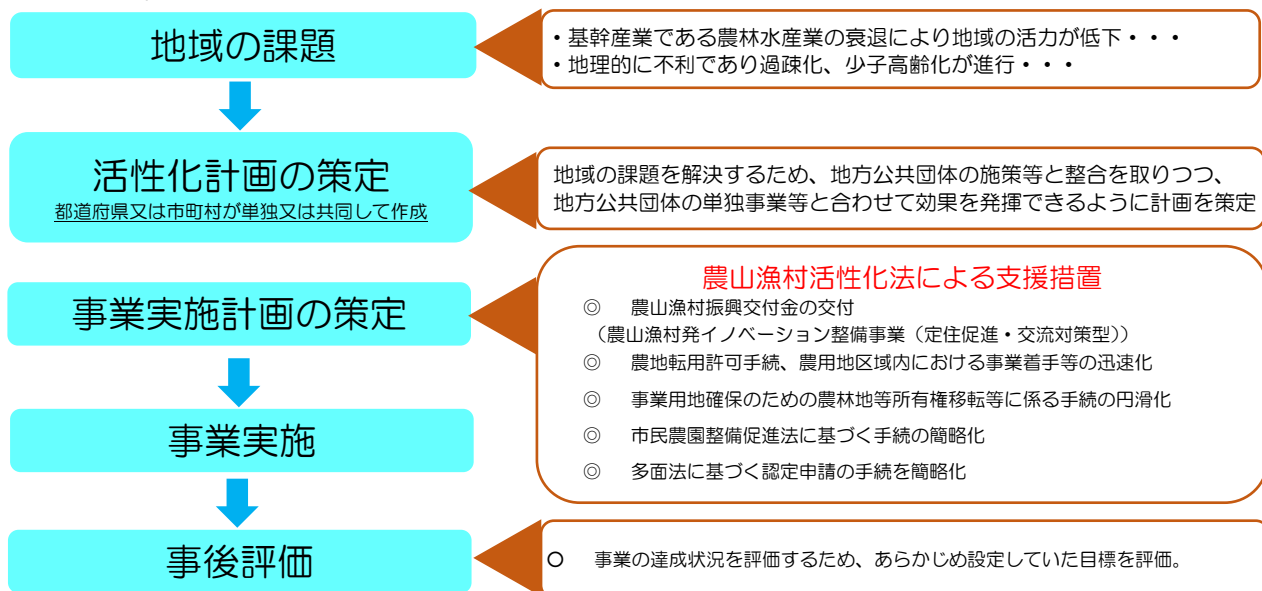
都道府県又は市町村が計画主体となり、地域の課題を解決するため、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を策定。この活性化計画の目標を達成するために実施する事業に対し、国から農山漁村振興交付金を交付。

(取組の概要)

関東農政局では計画主体からの相談に応じ、活性化計画の策定や農産物加工・販売施設等の整備に向けた支援を行っている。令和5（2023）年度には、関東管内の4地区（東御市、勝浦市、藤枝市、那須町）において農産物直売所、交流施設等が整備されている。事業完了後、既に活用されている施設では、SNS等を通じた宣伝や地域の特産品を活用した新たな商品開発等が行われており、来訪者の増加に伴う地域の活性化や農業従事者の販路拡大に寄与している。

■イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

【事業の流れ】



【交付金を活用した例】



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

* 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html
 （農林水産省）



* 農山漁村振興交付金の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html
 （農林水産省）



農山漁村発イノベーションの取組みのイメージ

（事例）豊かな農村環境を活用した交流促進及び地域の特産品を使用した加工品の製造・販売による販売額の拡大 【山梨県甲州市】

特産品のブドウを活用したワイン醸造を見学・体験できる施設を整備することで都市と農村の交流機会を増加させる。そのために、農林水産物処理加工施設及び地域資源活用交流促進施設を整備し、交流人口の増加及び地域産物の販売額の増加を目的に、地域の活性化を推進する。

○ 経緯

①事業実施前

人口減少、少子高齢化により限界集落に危機に直面し、耕作放棄地の増加が懸念されている。一方で、豊かな農村景観、自然景観、歴史的建造物を有しており都市からの来訪者も増加しているため、地域農産物のブドウ、地域産業のワインづくりを通じた活性化を検討。体験交流型のワイナリーとして外から訪れた人に「場所文化」を伝えることを狙いとした。

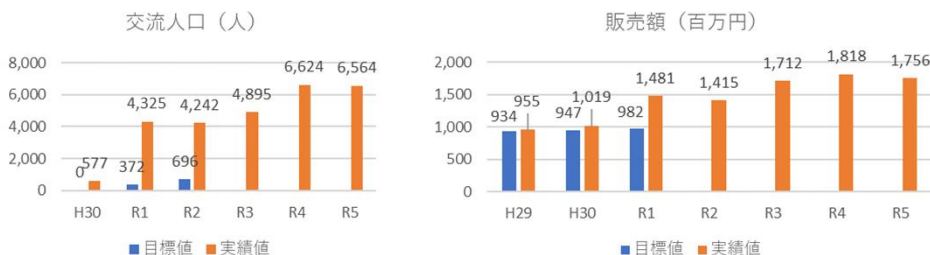


②事業実施中

ワイナリーの整備と併せて、農業体験用ほ場の整備（県の補助事業）、農泊施設整備（農泊推進対策）を実施。また、地域に根付いたブドウの品種に限定し、かつ契約栽培によるワインづくりを行うことで、地域のストーリーを伝えるとともに、地域内に付加価値を還元することに取り組んだ。

○ 効果

事業完了から3年経過した現在も販売額や交流人口の増加が順調に推移している。また、同事業による相乗効果として、ワイナリーの研修生を希望する人を住込みで受け入れるケースや常連となって地域に魅力を感じ移住につながったケース、新規就農につながったケース等、定住人口確保や農業の担い手確保にも寄与し、地域の活性化に貢献している。



<現場の声>

当初計画した以上の滞在ニーズに応じて、新たに宿泊棟を備えたブルワリー施設を整備するなど、都市と農村の交流拠点としての地域づくりの取組を展開している。

（２）農村の魅力の発信

棚田の振興

我が国の棚田は、農産物の供給、水源の涵養に加え、良好な景観を形成する等の多面的機能を有しているが、その保全には多くの人手を有することから、担い手の減少等により荒廃の危機に直面。

このため、令和元（2019）年８月に施行された「棚田地域振興法」により、多様な主体が参画する指定棚田地域振興協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援。

関東農政局では、同法に基づく国の関連施策の優先採択や要件緩和等の財政上の措置と、国の職員から選任された「棚田地域振興コンシェルジュ」による情報提供や助言等の支援を実施。

（取組の概要）

関東管内では、令和６（2024）年３月末時点では６県52地域が指定棚田に指定され、そのうち20協議会（41地域）で指定棚田地域振興活動計画の認定を受けている。

関東管内には、3,267箇所の棚田が存在しており、全国の6.0%を占め、長野県、栃木県に多い（出典：2005年農林業センサス。管内の指定棚田地域及び指定棚田地域振興活動計画の認定一覧は、巻末参考121ページ参照）。

関東農政局では、本局職員や各都県拠点の地方参事官を棚田地域振興コンシェルジュに選任し、関係都県及び市町村と連携し、棚田地域の振興のための支援を行っている。令和５（2023）年８月から３回にわたって、長野県上田市において、地元の多様な有識者が参加する、棚田地域における多面的評価検討委員会に出席し、棚田の多面的機能の評価方法や情報発信のあり方について意見交換を行った。

このほか、令和５（2023）年３月にさいたま新都心駅前に設置されている大型映像装置において関東管内の「つなぐ棚田遺産」を紹介するPR動画の放映により、棚田地域の魅力を広く発信した。



さいたま新都心駅大型映像装置による「つなぐ棚田遺産」のPR動画

各棚田地域では棚田の保全活動だけではなく、小学生体験学習の受入体制の整備、棚田を活用したキャンプや各種イベントの開催、高齢者の生活支援等を行っている。

また、国の事業以外にもクラウドファンディングや民間資金を活用して活動を行っている。

具体的な取組事例として、例えば、地域の農業者とNPO法人が連携した棚田の維持・保全や農業体験、自然体験などを通じ、生物多様性に富んだ農村の原風景を次世代につなぐための活動や、生物多様性の保全活動や大学と連携した自然調査を実施して「棚田の生き物図鑑」を発刊するなどの活動（神奈川県：名古屋の棚田群）があげられる。

また、棚田で作ったお米から作った日本酒に付加価値を与え、地域産業に貢献している取組（長野県：稲倉の棚田など）も多くみられる。

用語の解説

「棚田」とは、傾斜地に等高線に沿って作られた水田であり、田面が水平で棚状に見えるもの。農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を有しており、農業生産活動を主体としつつ、地域住民等の共同活動によって守られている国民共通の財産である。

よこね田んぼ（長野県飯田市）



1 現状の課題と政策の方向

【多様な人が住み続けられる農村の振興】

少子高齢化・人口減少による農業者の減少及び農村集落機能の低下が進む中で、食料を安定的に供給する基盤であり、多面的機能を発揮する場である農村に、多様な人が住み続けられるよう、所得と雇用機会、生活インフラの確保等が必要である。

一方で、高齢化や人材不足が深刻化している限界集落等の地域において、農地の区画整理等の土地改良事業を実施する場合には、整備後に農地として維持することが困難な土地が生じることのないよう、一部を粗放的に利用する、あるいは林地化することも含めて、事前に地域において徹底した議論を行うことが重要である。

また、地域を支える開かれた農村協働力を発揮するため、土地改良区や多面的機能支払の活動組織等の体制整備・強化を推進していく必要がある。

【政策の方向】

- ・中山間地域等の地域の特色を活かした基盤整備と生産・販売施設等の整備との一体的推進、施設等の整備を通じた省力化により、多様な働き方を実現する農村の働き方改革の推進。
- ・農業集落排水施設の省エネルギー化、集落道の強靱化、情報通信環境の整備等、農村の生活インフラを確保することにより、リモートワークや農泊などによる田園回帰や関係人口の創出・拡大の促進。
- ・農業・農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営体制の強化。

2 関東管内の取組状況

日本型直接支払の実施

ア 多面的機能支払い

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金により地域の共同活動、中山間地域における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。

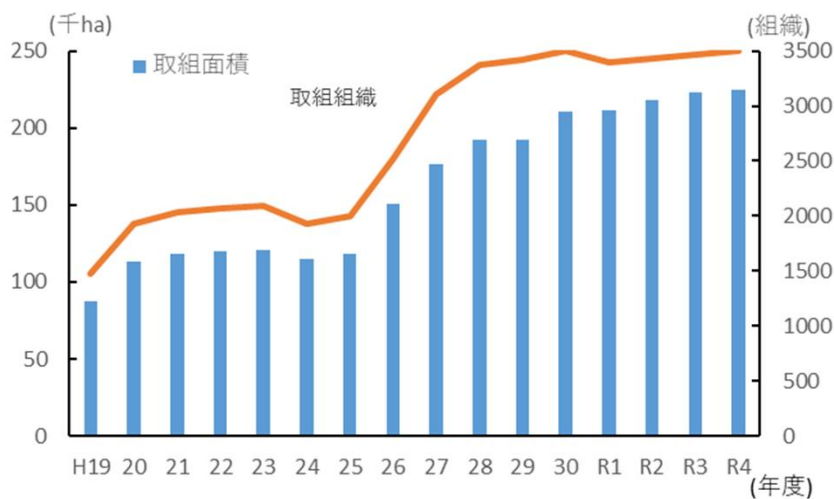
過疎化や高齢化の進行に伴い活動の継続が困難な組織に対しては、組織の広域化による事務負担の軽減等の対策を推進。

（取組の概要）

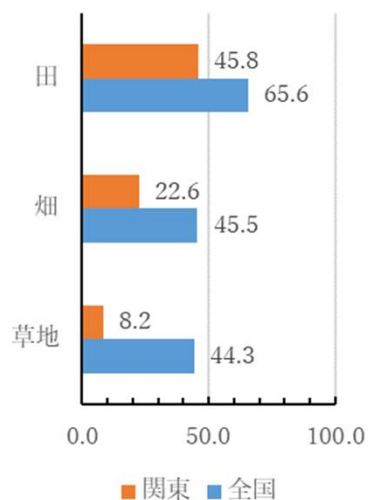
令和4（2022）年度の関東管内の取組面積は、22万5,055haで前年度に比べ1.0%増加し、取組組織は、3,500組織で前年度に比べ0.9%増加した。

また、関東管内の一部県において、地域人材の創出を図るため、農村との連携・協働を企業や大学等へ呼びかけるマッチング支援の取組が始まっている。

【図表1-2-1】 関東管内多面的機能支払交付金実施状況
農地維持交付金



地目別のカバー率
(令和4(2022)年)



資料：農林水産省調べ



○概要

中央アルプスの経ヶ岳を源とする大泉川の扇状地に位置し農地、農道、水路の保全管理に取り組んでいる組織です。《認定農用地面積205.4ha(141.3ha(田)64.0ha(畑))》



南箕輪村

○成果

伝統行事の継承や「大泉ネイチャーランド」構想の計画など、地域の歴史的資源を次世代に伝えていくことで、地域の一体感が醸成されるとともに、将来の担い手確保にもつながることが期待されています。さらに、活動組織の方からは「苦痛だった草刈り等の活動が交付金を活用することにより、自分が美しい田園風景を生み出し、田園景観を作り出しているという自意識を持てた。」という実感のこもった声が聞かれました。

地域資源保全活動

・「みどりの風作戦」と名付けて、水路や農道、畦畔の法面の草刈りに取り組むほか法面のカバープランツの植栽試験を実施している。



草刈り作業



芝の吹き付け作業

農村環境保全活動

・「レンゲプロジェクト」と名付けて冬季間の砂塵飛散防止や花園としてレンゲの植栽を実施している。また道路敷を整備し、植栽を実施している。



花狩りをする保育園児



道路敷の植栽

地域住民との交流活動

・地域の伝統行事である「まんどふり」を実施し、遊休農地で「まんど」の材料となる大麦の種まき、刈取りと、麦わらの作成を実施している。



大麦の刈取り



まんどふり

施設の維持管理活動

・点検・機能診断を実施し、計画的に水路の補修を行っている。また、災害時の復旧作業や飲料水・防火用水の確保に努めている。



補修した水路



復旧作業

* 多面的機能発揮促進事業事例については、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/nouchi/2003116.html>
 （関東農政局）



1 現状の課題と政策の方向

中山間地域は、食料生産の場として重要な役割を担う一方、傾斜地等の条件不利性ととともに、人口減少や高齢化、担い手不足、荒廃農地の発生、鳥獣被害の発生といった厳しい状況に置かれており、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を推進していく必要がある。

一方、都市農業は、新鮮な農産物の供給のみならず、都市住民の良好な生活環境の保全にも寄与しており、その推進を図ることが必要である。

【政策の方向】

- ・高齢化や人口減少が著しい中山間地域において、農業・農村の有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能を確保するため、農業生産活動を維持するための取組を支援する「中山間地域等直接支払交付金」や、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた、意欲ある農業者の取組を総合的に支援「中山間地農業ルネッサンス事業」等により推進。

- ・都市農業の安定的な継続のため、都市農業基本法に基づき、都市農業の取組事例の紹介のほか、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による新たな制度の普及・啓発、農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）による住民と共生する農業経営の実現や都市農業の情報発信、都市農地の防災機能を強化するために必要となる簡易な施設整備等により推進。

2 関東管内の取組状況

(1) 中山間地域農業の振興

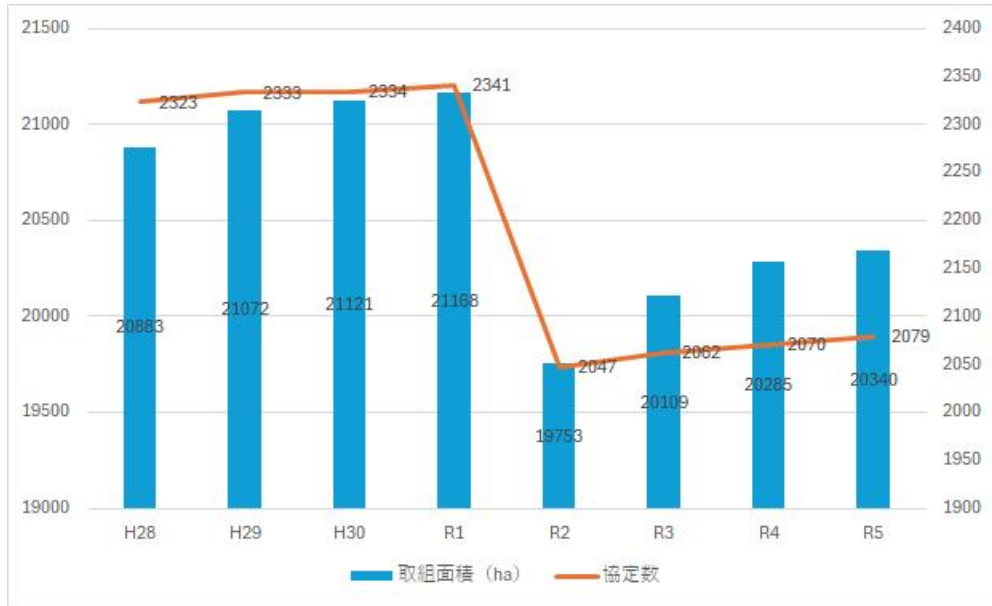
中山間地域等直接支払制度

（取組の概要）

中山間地域等直接支払制度については、令和2（2020）年度より第5期対策が開始。令和6（2024）年3月現在で、関東管内の171市町村で、2,079協定（集落協2,048、個別協定31）が締結され、2万340ha（集落協定1万9,796ha、個別協定544ha）の農用地で、農地の法面管理、水路・農道の管理、周辺林地の下草刈及び景観作物の作付などの取組が実施されている。

第5期対策の4年目であり、前年度に比べ、協定数では0.8%の増加、取組面積では0.3%の増加となった。

【図表4-2-1】 関東管内の中山間地域等直接支払制度の実施状況



資料：農林水産省調べ

* 中山間地域等直接支払制度に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/index.html>

(関東農政局)



* 中山間地農業ルネッサンス事業に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/renais_tyusan.html

(農林水産省)



（事例）中山間地域農業の振興に関する取組事例

◆共同機械の冬季利用で高齢者を支える 【群馬県みなかみ町 小和知集落協定】

○概要

集落の高齢化が進行する中、冬季に一晩で60cm超の降雪がある当該集落は、町道から庭先までの距離が長く、除雪作業は高齢者に大きな負担。また、高齢化を理由に稲作経営を断念する農家が増加するなか、農地の荒廃化は鳥獣被害拡大を招く要因。営農を断念させない取組が喫緊の課題。

【面積：12ha、参加者：21人、協定開始：H12～】



○成果

共同取組活動として導入した3トンホイールローダーを農閑期の冬期間に活用し、高齢者世帯、集会施設の除雪作業を実施し、非農家を含め、地域の「支え合い精神」により集落機能を維持。また、共同機械の導入により農地を集積し、共同生産した米を学生寮に販売。



◆農業用ドローンを活用したスマート農業、省力化の推進 【静岡県小山町 湯船地区集落協定】

○概要

農業就労者の高齢化、後継者不足が深刻な地域で、特に夏場の農作業に支障があり、山地に挟まれているためカメムシ等の侵入・被害を受けやすく、圃場整備により圃場の集団化は図られたが、畦畔の法面段差が大きく、無人ヘリによる農薬や肥料の散布が困難。

【面積：11.9ha、参加者：26人、協定開始：H17～】



○成果

無人ヘリに比べて小回りの効くドローンを導入し、ブロックごとに農薬の空中散布を集落内若手農業者により実施することにより、真夏の炎天下での農作業を回避でき、熱中症などのリスクを低減。また、精密農業(見える化)による農作物の生育状況調査の実施によって、作物の品質、収量の向上、肥料の使用量低減に期待。



* その他の取組事例については、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/r0501.html

(農林水産省)



(2) 多様な機能を有する都市農業の振興

(取組の概要)

関東管内の都市農地の賃貸の円滑化に関する法律に基づく令和4（2022）年度の事業計画の認定等の状況は、借りた生産緑地で自ら耕作の事業を行う場合は5都県54市区町で314件（全国の約6割）、借りた生産緑地で市民農園（貸し農園）を開設する場合は5都県32市区で農園区画数は7,127区画（全国の約7割）となっている。

また、管内で令和5（2023）年度に農山漁村振興交付金を活用し、マルシェ等の開催による都市農業の情報発信が2団体、都市における農村ファンの拡大に向けた取組が2団体、有機農業等の普及に向けた取組等が2団体となっている。

【図表4-2-2】 都市農地の賃貸の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定等の状況（令和4（2022）年度）

①借りた都市農地で自ら耕作の事業を行う場合 ② 借りた都市農地で市民農園（貸し農園）を開設する場合

都県名	市区町村数	事業計画の認定状況	
		件数	面積（㎡）
埼玉県	6	11	38,340
千葉県	7	15	33,691
東京都	30	254	448,170
神奈川県	10	32	60,315
静岡県	1	2	4,923
関東計	54	314	585,439
全国計	86	510	857,586

都県名	市区町村数	特定都市農地貸付けの承認状況		
		件数	面積（㎡）	農園区画数
埼玉県	5	8	12,104	755
千葉県	4	5	17,064	777
東京都	16	32	48,607	4,152
神奈川県	6	12	17,403	1,207
静岡県	1	3	2,547	236
関東計	32	60	97,725	7,127
全国計	50	108	154,922	10,219

【図表4-2-3】 農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）実施状況（令和5（2023）年度）

事業実施主体名	取組地域	実施年度	取組メニュー
合同会社小田原かなごてファーム	神奈川県小田原市・茅ヶ崎市	R04～R05	【地域支援型】 マルシェ等の開催
小田急（株）	神奈川県座間市	R04～R05	【モデル支援型】 有機農業等の普及
エマリコくにたち	東京都多摩エリア （国分寺市、国立市、三鷹市）	R04～R05	【モデル支援型】 農村ファンの拡大
一般社団法人都市農地活用支援センター	東京都八王子市、兵庫県川西市	R04～R05	【モデル支援型】 農村ファンの拡大
農と親しみ江東区の共生社会を考える協議会	東京都江東区	R05～R06	【都市農地創設支援型】農的空間の創出
株式会社ネイバースファーム	東京都日野市、国立市	R05～R06	【地域支援型】 マルシェ等の開催

* 都市農業の推進に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/t_kuwashiku.html
(農林水産省)



* 農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hojo_gaiyou.html
(農林水産省)



* 都市農地の賃貸の円滑化に関する法律に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/toshi_taisyaku.html
(農林水産省)



（事例）多様な機能を有する都市農業の振興取組事例

◆子育て世代の女子新規就農者【東京都あきる野市】

○ 概要

FUDO AKIRUNO園主の佐藤睦美さんは、東京都農林水産振興財団が運営する東京農業アカデミーでの研修（2年間）を終え、令和5年4月にあきる野市で新規就農。

『あきる野のフード（食べ物）とふーど（風土）を届けたい』という思いが農園名の由来。

管理栄養士の資格を活かし、将来は農業を通じた地域貢献や食育を目指す。



○ 成果

農地中間管理機構を通じて借りた農地（約35a）で、施設栽培のミニトマトと露地野菜の生産に取り組み、消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物を供給。ミニトマトは、甘みが強く酸味が少ないが、皮が薄く輸送に気を遣う品種「プチぷよ」を栽培している。

◆都市部で環境にやさしい農業の実践（さかい農園）【東京都練馬区】

○ 概要

農園施設ではヒートポンプを活用し、燃油の消費量を抑えてハウス内の必要最低温度を保ちながら、トマトなどを栽培。

都内の牧場から購入した牛糞たい肥を使用した土づくりにも取り組み、農薬の使用を極力減らし、地域と環境に配慮した営農を展開。



○ 成果

子供たちが安心してブルーベリーの摘み取り体験を楽しむなど、農業体験・交流活動の場の提供に加え、消費者の反応を直に感じながら都市農業を展開している。

* さかい農園のInstagramは、こちらをご覧ください。

<https://www.instagram.com/sakai.farm/>



1 現状の課題と政策の方向

関東管内の野生鳥獣による農作物被害額は年々減少傾向にあるものの、農業現場では、営農意欲の減退をもたらす耕作放棄や離農の要因になるなど、農業従事者や捕獲従事者の高齢化が進む中、農山村に深刻な影響を及ぼしている。

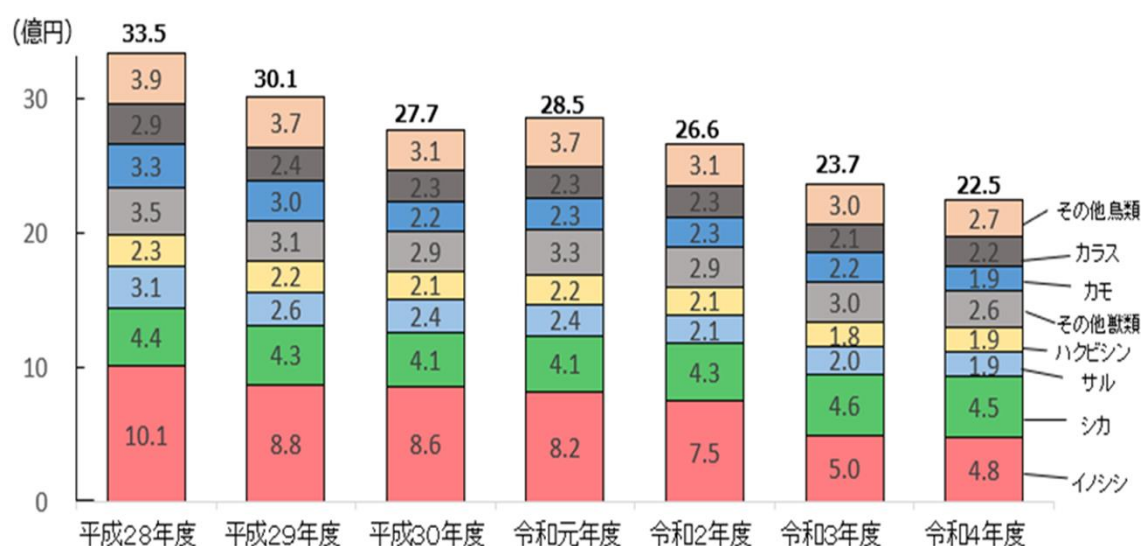
関東管内では、住民参加による地域ぐるみの鳥獣対策など効果を上げている取組の横展開を通じて効果的な被害防止対策の普及を図るとともに、広域的で効率的・効果的な取組を支援している。また、捕獲された鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利活用することにより農村の所得向上につなげる取組を推進している。

2 関東管内の取組状況

(1) 鳥獣被害対策等の推進

関東管内における令和4（2022）年度の野生鳥獣による農作物被害額は、約22.5億円で前年度に比べ1.2億円(5.0%)減少している。鳥獣種類別ではイノシシ、シカ等の獣類による被害が約7割、カラス、カモ等の鳥類被害が約3割を占めている。

【図表2-1-1】 野生鳥獣による農作物被害額の推移（関東管内）



資料：関東農政局調べ

* 全国の野生鳥獣による農作物被害状況についての詳しい内容については、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/index.html

（農林水産省）



(2) ジビエ利活用の拡大

【コラム】捕獲鳥獣のジビエ利用拡大に向けた取組

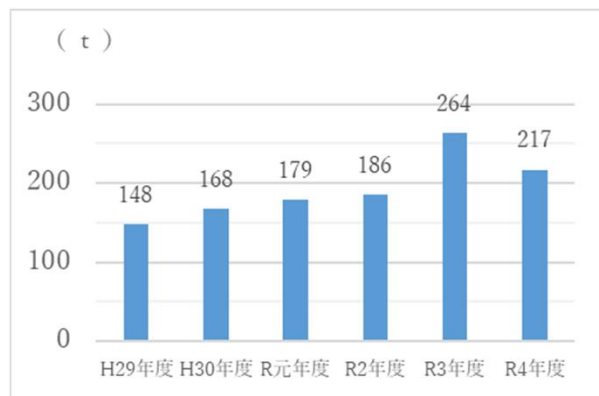
令和4(2022)年度の関東管内のジビエ利用量は217 tであり、平成30(2018)年度の約1.3倍となった。

関東管内では、安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工、販売がしっかりとつながったモデル地区として、長野市において処理加工施設の整備を行い、令和元(2019)年度から稼働を開始している。

また、農林水産省では、ジビエの食肉処理施設の自主的な衛生管理を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、

「国産ジビエ認証制度」を制定している。関東管内では、「信州富士見高原ファーム(長野県富士見町)」、「長野市ジビエ加工センター(長野県長野市)」、「伊豆市食肉加工センター(イズシカ問屋)(静岡県伊豆市)」、「丹波山村ジビエ肉処理加工施設(山梨県丹波山村)」、「朝霧高原ジビエ(静岡県富士宮市)」、「オーガニックブリッジ(千葉県木更津市)」、「ジビエ工房茂原(千葉県茂原市)」、「湘南じびえ河津ファクトリー(静岡県河津町)」の8施設が認証されている。

捕獲鳥獣のジビエ利用量の推移(関東管内)



資料：野生鳥獣資源利用実態調査

長野市ジビエ加工センター(モデル地区)



* 捕獲鳥獣のジビエ利用を巡る最近の状況の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/suishin.html> (農林水産省)



農林水産省では、鳥獣被害防止や捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）の利活用等に取り組み、地域に貢献している個人及び団体を対象に「鳥獣対策優良活動表彰」を実施している。令和5（2023）年度には、関東管内で1個人が受賞した。

【表彰】農村振興局長賞（捕獲鳥獣利活用部門（個人））滝口 雅博 氏（山梨県）

ハンター歴50年の獣類捕獲・解体技術を生かし、平成21（2009）年度に「富士河口湖町ジビエ食肉加工施設」の施設長に就任するとともに、町内猟友会に迅速な個体搬入と繊細な前処理を求めるなど徹底した指導により、高品質なシカ肉を提供。

猟友会員への放血処理指導



普及活動（修学旅行生への講義）



○ 主な取組

町内7地区の猟友会と連携し、迅速な搬入が可能な体制を整備。また、高品質なジビエ提供に欠かせない搬入前の血抜き処理について、猟友会会員への指導などにより丁寧かつ繊細な前処理が行われたシカの搬入を実現。また、会員への捕獲方法の指導により狩猟技術の向上が図られ、捕獲頭数の増加に貢献。

滝口氏が施設長を務める加工施設では、平成29（2017）年10月に「やまなしジビエ食肉処理認定施設」の指定を受けており、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）及び山梨県のシカ肉の衛生及び品質の確保に関するガイドライン遵守のほか、独自の取組として、搬入時のシカの体温計測を実施。これにより捕獲から止め刺し、搬入までの時間を推定することで、品質が著しく低下した個体の判別が可能となり、当該施設におけるジビエ加工品の品質向上を図っている。

他の処理加工施設の職員や、新たに加工を始めたい未経験者などに対しても、町内外を問わず丁寧な指導を行うとともに、やまなしジビエ認定施設へのシカ搬入数の増加を目的とした狩猟者向けDVDを作成し、普及啓発活動を実施している。

○ 取組の成果

【シカの捕獲頭数（うち加工施設処理数）（富士河口湖町）】

110頭（34頭）（活動開始時：平成21（2009）年度）

→500頭（214頭）（令和4（2022）年度）

1 現状の課題と政策の方向

近年、豪雨や地震等により農業水利施設が被災し、農用地だけではなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が発生。

こうした地域において農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、関東農政局においても、農業水利施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の防災・減災対策を実施。

2 関東管内の取組状況

(1) 大規模自然災害に対応した農業水利施設の整備等による防災・減災力の強化

(取組の概要)

令和5（2023）年度に関東管内で実施中の農村地域防災減災事業の実施地区数は256地区である。主な事業内容は、ため池の改修、用排水施設の整備、農地保全整備、地すべり対策などである。

(事例) 農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）の取組状況 【静岡県牧之原市 ため池群(いけぐん)坂口(さぐち)谷川(やがわ)地区】 (R5事業完了)

ため池の決壊等による下流域への被害を未然に防止するため、洪水吐の流下能力が不足しているため池を改修し、地域の安全性向上を図る。

○ 地区の現状

二ノ谷池は、明治時代に築造されたため池で、洪水吐の流下能力が不足し、大雨時に洪水が堤体を越流、決壊することで、下流の農地、家屋等に被害を及ぼすことが懸念されていた。



○ 事業による効果

洪水吐と放水路の整備を行ったことで、令和4（2022）年台風15号に伴う大雨で発生した洪水を安全に流下させることができ、ため池の決壊及び決壊による下流の農地、家屋等への被害を防止した。（＊主要施設はR4までに実施）

（２）防災重点農業用ため池の防災工事等の推進

平成30（2018）年7月豪雨による被害を踏まえ、国が新たな基準を設定し、それに基づき都道府県が令和元（2019）年5月に防災重点ため池を再選定。その結果、その数は約11,000箇所から約64,000箇所（関東管内は2,546箇所）に大幅に増加し、地方公共団体からは、財政やマンパワーに限界があり、防災工事等を推進するためには財政支援や技術支援が必要と多くの声。

このため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的として「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2（2020）年10月1日施行）」を制定。

関東管内の防災重点農業用ため池を見直し2,546箇所から2,294箇所（令和3（2021）年7月31日時点）に減少。

* 「防災重点農業用ため池」

・ 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（（①100m未満の浸水区域に家屋や公共施設等があるもの、②500m未満の浸水区域に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上のもの、③浸水区域に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上のものなど））。

* 特措法の期限である令和12（2030）年度末に向けて、防災重点農業用ため池の評価（劣化状況、地震・豪雨耐性）、工事（対策工事、廃止工事）を進めて行くことに伴う防災重点農業用ため池の追加指定、廃止により、防災重点農業用ため池の数は変動する。

関東管内防災重点農業用ため池数：2,260箇所（令和6（2024）年3月31日時点）

茨城県 36、栃木県 178、群馬県 195、埼玉県 244、千葉県 383

東京都 7、神奈川県 2、山梨県 89、長野県 688、静岡県 438

* ため池に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/
（農林水産省）



1 令和4（2022）年度表彰受賞者等のリスト（関東管内）

第60回 農林水産祭

【天皇杯】

都県	市町村	部門	表彰行事	受賞者（敬称省略）
長野県	上田市	むらづくり活動	第44回豊かなむらづくり全国表彰事業	稲倉の棚田保全委員会

【内閣総理大臣賞】

都県	市町村	部門	表彰行事	受賞者（敬称省略）
茨城県	鉾田市	多角化経営	第51回日本農業賞	農業法人深作農園有限会社 代表 深作 勝己
静岡県	掛川市	産物（深蒸し煎茶）	第48回関東ブロック茶の共進会	農事組合法人山東茶業組合 代表 伊藤 智章

* 農林水産祭天皇杯の詳細内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/attach/pdf/221005-6.pdf>
（農林水産省）



第6回 食育活動表彰

【農林水産大臣賞】

都県	部門	受賞者（敬称省略）
埼玉県	教育関係者・事業者部門	ファーム・インさぎ山（有限会社諏訪野）
東京都	教育関係者・事業者部門	キューピー株式会社

【消費・安全局長賞】

都県	部門	受賞者（敬称省略）
千葉県	教育関係者・事業者部門	株式会社須藤牧場
東京都	教育関係者・事業者部門	株式会社ニチレイフーズ
東京都	教育関係者・事業者部門	カゴメ株式会社
東京都	教育関係者・事業者部門	株式会社クラダシ

* 食育活動表彰の詳細内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/6th/result.html>
（農林水産省）



未来につながる持続可能な農業推進コンクール

【消費・安全局長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
神奈川県	平塚市	有機農業・環境保全型農業	株式会社 いかす
群馬県	富岡市	有機農業・環境保全型農業	堀込農園 堀込理
長野県	伊那市	有機農業・環境保全型農業	株式会社 Wakka Agri

* 未来につながる持続可能な農業推進コンクールの詳細内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/press/kankyo/220331.html>
（関東農政局）



飼料用米多収日本一 関東農政局長表彰

【関東農政局長賞】

都県		市町村	受賞者（敬称省略）
茨城県		つくばみらい市	直井 清
埼玉県		深谷市	小久保 栄一
千葉県		柏市	関根 勝敏

* 飼料用米多収日本一関東農政局長表彰の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/press/sinko/220324.html>
(関東農政局)



農山漁村女性活躍表彰

【農林水産大臣賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
群馬県	桐生市	女性活躍経営体部門	有限会社 さかもと園芸

【経営局長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
群馬県	安中市	女性地域社会参画	秋間梅林観光協会
千葉県	匝瑳市	女性起業・新規事業開拓	塚本誠子
栃木県	栃木市	女性活躍経営体	パナプラス株式会社
茨城県	鉾田市	若手女性チャレンジ	鬼沢由香

* 農山漁村女性活躍表彰の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.nca.or.jp/support/farmers/common/>
(一般社団法人 全国農業会議所)



輸出に取り組む優良事業者表彰

【農林水産大臣賞】

都県	市町村	取扱品目	受賞者（敬称省略）
山梨県	山梨市	シャインマスカット、ピオーネ、桃	アグベル 株式会社
静岡県	静岡市	抹茶、煎茶	丸善製茶 株式会社

【輸出・国際局長賞】

都県	市町村	取扱品目	受賞者（敬称省略）
東京都	荒川区	生うに、マグロ、鮮魚、青果	株式会社 千里

* 輸出に取り組む優良事業者表彰の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/221215_4.html
(農林水産省)



全国優良経営体表彰

【農林水産大臣賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
静岡県	牧之原市	販売革新	カネ十農園 株式会社
群馬県	前橋市	担い手づくり	松井利彦

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
栃木県	那須塩原市	経営改善	株式会社 ゆずりは
静岡県	浜松市	経営改善	有限会社 グリーンフィールド浜松
群馬県	前橋市	担い手づくり	松井利彦

【全国担い手育成総合支援協議会会長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
栃木県	日光市	経営改善	農事組合法人 日光アグリサービス
栃木県	さくら市	経営改善	匠屋 株式会社
群馬県	沼田市	経営改善	金井洋一
埼玉県	北本市	販売革新	株式会社 ベジファーム北本
東京都	清瀬市	担い手づくり	関健一

* 全国優良経営体表彰の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/keiei/221007.html>（農林水産省）



地産地消等優良活動表彰

【大臣官房長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
群馬県	前橋市	教育関係	群馬県立勢多農林高等学校

【全国地産地消推進協議会会長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
栃木県	那須郡那須町	食品産業	稲作本店

【関東農政局長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
長野県	東筑摩郡山形村	生産	安全な学校給食を守る会
栃木県	日光市	食品産業	有限会社 大滝
埼玉県	さいたま市	食品産業	コープデリ生活協同組合連合会
静岡県	榛原郡吉田町	食品産業	株式会社 ヤマザキ
埼玉県	川口市	教育関係	川口市立新郷東小学校

* 地産地消等優良活動表彰の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/chisan_chisyo/hyosyo.html
（農林水産省）



第9回「食品産業もったいない大賞」

【農林水産省大臣官房長賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
神奈川県	厚木市	株式会社ニッポン中央研究所イノベーションセンター

【食品産業もったいない大賞審査委員会審査委員長賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
神奈川県	厚木市	株式会社 中村商事 Re-wine事業部
東京都	港区	合同会社 ファンタイム

第10回「食品産業もったいない大賞」

【農林水産省大臣賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
東京都	品川区	株式会社 日本アクセス

【農林水産省大臣官房長賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
東京都	品川区	オイシックス・ラ・大地 株式会社

【食品産業もったいない大賞審査委員会審査委員長賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
東京都	台東区	ZERO 株式会社
神奈川県	横浜市	三本珈琲 株式会社

* 食品産業もったいない大賞の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/ondanka/mottai/mottai.html>

（農林水産省）



豊かなむらづくり全国表彰事業

【農林水産省大臣賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
栃木県	佐野市	閑援隊
長野県	上田市	稲倉の棚田保全委員会

【関東農政局長賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
群馬県	吾妻郡中之条町	中之条町農業担い手受入協議会

* 豊かなむらづくり全国表彰事業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/yutakura/170302.html>

（関東農政局）



関東農政局多面的機能発揮促進事業局長表彰

【関東農政局長賞最優秀賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
栃木県	那珂川町	下芳井ほたるの会
山梨県	韮崎市	小田川地域農村資源・環境保全推進委員会
長野県	飯田市	上黒田上段地域活動組織

【関東農政局長賞最優秀賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
茨城県	河内町	長竿地区農地を考える会
群馬県	中之条町	美野原広域協定
埼玉県	春日部市	小平農地環境保全組合
千葉県	香取市	丁子資源保全会
神奈川県	三浦市	初声・仲田元屋敷地区農地・水・環境保全会
静岡県	三島市	安久水と緑の会

* 多面的機能発揮促進事業関東農政局長表彰の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/press/nouson/nouchi/230221.html>

（関東農政局）



ディスカバー農山漁村（むら）の宝

【第10回選定】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
長野県	上田市	コミュニティ・地産地消	稲倉の棚田保全委員会
栃木県	那須町	ビジネス・イノベーション	稲作本店
千葉県	鋸南町	ビジネス・イノベーション	きよなん株式会社
長野県	伊那市	ビジネス・イノベーション	株式会社Wakka Agri

【関東農政局「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」優良事例選定地区】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
千葉県	柏市	コミュニティ・地産地消	手賀沼アグリビジネスパーク事業推進協議会
静岡県	静岡市	コミュニティ・地産地消	静岡大学棚田研究会
群馬県	前橋市	ビジネス・イノベーション	社会福祉法人ゆずりは会 菜の花
千葉県	南房総市	ビジネス・イノベーション	株式会社ちば南房総
長野県	小諸市	ビジネス・イノベーション	小諸市（野生鳥獣商品化施設）
山梨県	身延町	個人	樋口 純子
静岡県	下田市	個人	高橋 鉄兵

*ディスカバー農山漁村（むら）の宝の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/discover/index.html>
 （関東農政局）



2 農業遺産の認定地域等のリスト（関東管内）

（1）農業遺産の認定地域

【世界農業遺産】

地域	農林水産業システム	認定年
静岡県掛川周辺地域	静岡の茶草場農法（しずおかのちゃぐさばのうほう）	平成25 （2013）年
静岡県わさび栽培地域	静岡水わさびの伝統栽培	平成30 （2018）年
山梨県峡東地域	峡東地域の扇状地に適応した果樹システム	令和4 （2022）年

【日本農業遺産】

地域	農林水産業システム	認定年
埼玉県武蔵野地域	武蔵野の落ち葉堆肥農法	平成29 （2017）年
山梨県峡東地域	峡東地域の扇状地に適応した果樹システム	平成29 （2017）年
静岡県わさび栽培地域	静岡水わさびの伝統栽培	平成29 （2017）年
埼玉県比企丘陵地域	比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム	令和5 （2023）年

* 世界農業遺産・日本農業遺産認定地域の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/index.html>

(農林水産省)



(1) 世界かんがい施設遺産

都県	市町村	かんがい施設名	登録年
茨城県	北茨城市	十石堀（じゅっこくぼり）	令和元 (2019) 年
栃木県	那須塩原市	那須疏水（なすそすい）	平成29 (2017) 年
群馬県	甘楽町	雄川堰（おがわけき）	平成26 (2014) 年
群馬県	高崎市	長野堰用水（ながのせきようすい）	平成28 (2016) 年
群馬県	前橋市ほか	天狗岩用水（てんぐいわようすい）	令和2 (2020) 年
埼玉県	行田市ほか	見沼代用水（みぬまだいようすい）	令和元 (2019) 年
埼玉県	本庄市ほか	備前渠用水路（びぜんきょようすい）	令和2 (2020) 年
山梨県	北杜市	村山六ヶ村堰疏水（むらやまろっかむらせぎ そすい）	平成28 (2016) 年
長野県	茅野市	滝之湯堰・大河原堰（たきのゆせぎ・おおか わらせぎ）	平成28 (2016) 年
長野県	佐久市	五郎兵衛用水（ごろべえようすい）	平成30 (2018) 年
長野県	松本市、安曇野 市	拾ヶ堰（じっかせぎ）	平成28 (2016) 年
静岡県	裾野市ほか	深良用水（ふからようすい）	平成26 (2014) 年
静岡県	三島市	源兵衛川（げんべえがわ）	平成28 (2016) 年
静岡県	沼津市	香貫用水（かぬきようすい）	令和4 (2022) 年
静岡県	磐田市	寺谷用水（てらだにようすい）	令和4 (2022) 年

* 世界かんがい施設遺産登録施設の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kaigai/ICID/his/his.html>

(農林水産省)



(3) SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域) 認定地域

都県	地域	地域の食	認定年
栃木県	大田原市	けんちん汁、しもつかれ	令和2 (2020)年
埼玉県	秩父地域	ずりあげうどん、川魚料理	平成30 (2018)年
長野県	小諸市	おにかけそば	令和元 (2019)年
長野県	白馬村	そば料理	平成30 (2018)年
長野県	山ノ内町	りんご、そば	令和元 (2019)年
長野県	伊那市	そば、昆虫食	令和4 (2022)年
長野県	佐久地域	鯉料理	令和4 (2022)年
静岡県	浜松・浜名湖地域	うなぎ、海の幸	平成29 (2017)年
静岡県	大井川地域	お茶、日本酒、焼津ミナミマグロ	令和2 (2020)年

* SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域) の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html>
(農林水産省)



* 2024関東農業マップは、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/2024nougyoumap.html>
(関東農政局)



3 地理的表示 (GI) の登録状況 (関東管内)

登録番号	名称	生産地	登録日
6	江戸崎かぼちゃ	茨城県	平成27(2015)年12月22日
13	市田柿	長野県	平成28(2016)年7月12日
18	三島馬鈴薯	静岡県	平成28(2016)年10月12日
34	すんき	長野県	平成29(2017)年5月26日
35	新里ねぎ	栃木県	平成29(2017)年5月26日
36	田子の浦しらす	静岡県	平成29(2017)年6月23日
38	飯沼栗	茨城県	平成29(2017)年6月23日
59	水戸の柔甘ねぎ	茨城県	平成30(2018)年2月7日
71	奥久慈しゃも	茨城県	平成30(2018)年12月27日
77	東京しゃも	東京都	令和元(2019)年5月8日
103	西浦みかん寿太郎	静岡県	令和2(2020)年11月18日
119	あけぼの大豆	山梨県	令和4(2022)年3月31日
130	深蒸し菊川茶、菊川深蒸し茶	静岡県	令和5(2023)年3月31日
131	行方かんしょ	茨城県	令和5(2023)年3月31日

* 地理的表示（GI）保護制度の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/gi_act.html

（関東農政局）



4 指定棚田地域及び指定棚田地域振興活動計画（関東管内）

県名	現市町村名	指定地域数	協議会数
栃木県	那珂川町	3地域	1協議会
群馬県	沼田市	1地域	1協議会
千葉県	鴨川市	2地域	1協議会
山梨県	富士川町	1地域	—
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市、千曲市、辰野町、売木村、麻績村、白馬村、小谷村、山ノ内町、野沢温泉村、飯山市、飯島町、栄村、中川村、原村、松川村	41地域	15協議会 （中野市、山ノ内町、野沢温泉村、中川村、原村除く）
静岡県	松崎町、菊川市、浜松市	4地域	3協議会
6県	25市町村	52地域	21協議会

* 指定棚田地域は、昭和25（1950）年2月1日時点の市町村区域（旧市町村）

* 指定棚田地域振興活動計画は、指定棚田地域において設立された地域協議会により作成され認定を受けたもの。

なお、地域協議会は、複数の指定棚田地域をまたがる等柔軟に組織することが可能。

* 関東農政局管内における棚田地域の指定、活動計画の認定状況はこちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/chiiki/tanada/hou.html>

（関東農政局）



都県	市町村	棚田名	認定団体（敬称省略）
栃木県	茂木町	入郷石畑の棚田	入郷棚田保全協議会
栃木県	那珂川町	小砂の棚田	小砂village協議会
群馬県	沼田市	石墨棚田	薄根地域ふるさと創生推進協議会
埼玉県	横瀬町	寺坂棚田	寺坂棚田保存会
千葉県	鴨川市	大山千枚田	特定非営利活動法人 大山千枚田保存会
千葉県	鴨川市	川代柿ノ木代棚田	川代集落
神奈川県	秦野市	名古木の棚田群	NPO法人自然塾丹沢ドン会と農業者の会
山梨県	富士川町	平林の棚田	中山間地域等直接支払平林集落協定
山梨県	富士川町	春米（つきよね）の棚田	中山間地域等直接支払春米集落協定
長野県	上田市	稲倉の棚田	稲倉の棚田地域振興協議会
長野県	伊那市	山室の棚田	山室集落協定
長野県	伊那市	中尾の棚田	中尾集落協定
長野県	白馬村	青鬼の棚田	青鬼集落協定
長野県	小谷村	小谷村棚田群	小谷村棚田地域振興協議会
長野県	千曲市	姨捨の棚田	千曲市棚田保全推進会議
長野県	飯田市	よこね田んぼ	よこね田んぼ保全委員会
長野県	飯山市	福島棚田	福島棚田振興協議会
長野県	長野市	根越下沖の棚田	根越下沖集落協定
長野県	長野市	析倉の棚田	伊折の棚田を守る会
長野県	長野市	大西の棚田	棚田田んぼの会
長野県	長野市	田沢沖の棚田	田沢沖集落協定
長野県	中川村	飯沼の棚田	飯沼の棚田保全協議会
長野県	麻績村	市野川棚田	市野川集落協定
長野県	野沢温泉村	野沢沖の棚田	地縁団体法人 野沢組 前坂水田管理組合
静岡県	松崎町	石部棚田	石部棚田振興協議会
静岡県	伊豆市	荒原の棚田	長野集落協定
静岡県	伊豆市	茅野の棚田	茅野集落協定（はちくぼ会）
静岡県	富士宮市	平成棚田	ふじのくに美しく品格のある邑 白糸の里
静岡県	菊川市	千框棚田	NPO法人せんがまち棚田倶楽部
静岡県	浜松市	白檀の棚田	里山元気もりもり隊
静岡県	浜松市	久留女木の棚田	久留女木里山の会、竜宮小僧の会
静岡県	浜松市	大栗安の棚田	大栗安棚田倶楽部
静岡県	沼津市	北山の棚田	北山の棚田耕作者一同

* 関東農政局管内におけるつなぐ棚田遺産の選定状況はこちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/chiiki/tanada/tunagu.html>

（関東農政局）



MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省 関東農政局

(注) 本文の記載は原則として令和6（2024）年3月末現在のものである。

一 編集・発行 農林水産省関東農政局 企画調整室 一

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2－1 さいたま新都心合同庁舎2号館

電話 048-600-0600（代表） 内線 3106（企画調整室）

ダイヤルイン 048-740-0310

関東農政局 Webページ

<http://www.maff.go.jp/kanto/index.html>

（関東農政局）



関東食料・農業・農村をめぐる事情 Webページ

<http://www.maff.go.jp/kanto/kihon/kikaku/meguji/index.html>

（関東農政局）

